

令和 3(2021)年度
自 己 点 檢・評 價 報 告 書

令和 4(2022)年 3 月
広島国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	12
基準 1. 使命・目的等 ······	12
基準 2. 学生 ······	17
基準 3. 教育課程 ······	46
基準 4. 教員・職員 ······	60
基準 5. 経営・管理と財務 ······	73
基準 6. 内部質保証 ······	89
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······	95
基準 A. 社会連携 ······	95
V. 特記事項 ······	100

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科(以下「本学」という)の設置者は、学校法人常翔学園(平成 20(2008)年 4 月に学校法人大阪工大摂南大学から改称)(以下「本学園」という)である。
- ・本学園は、本学に加え大阪工業大学、摂南大学、常翔学園中学校・高等学校、常翔啓光学園中学校・高等学校(以下「姉妹校」という)を設置している。

1. 本学園の建学の精神

- ・本学園の「建学の精神」は、次のとおりである。

世のため、人のため、地域のため、

理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。

- ・本学園は、大正 11(1922)年に創設した関西工学専修学校が始まりである。
- ・関西工学専修学校は、本庄京三郎(甲陽土地株式会社社長・大正信託株式会社代表取締役)を校主とし、校長・工学博士の片岡安(大阪工業会理事長)をはじめ、池田實(大阪府建築課長)を中心に、島重治(大阪府土木課長)、中村琢治郎(大阪府営繕課長)、直木倫太郎(大阪市港湾部長兼都市計画部長)、澤井準一(大阪市水道部長)、清水熙(大阪市電気鉄道部技師長)、奥村泰助(大阪府土木主事)、田上憲一(大阪府技師)、境田賢吉(日本電力株式会社土木部長)、小野捨次郎(大正信託株式会社常務取締役)、大橋導雄(薬種商)、岡崎忠三郎(関西石材株式会社監査役)等の協力を得て創設されたものである。
- ・当時、わが国の工業教育に対する認識は浅く、とくに商業中心の大坂での工業教育機関は微々たるものに過ぎなかった。このような時代に、将来、工学技術者の必要な時代が必ず到来することを察知し、私立学校の経営では最も難しいといわれる工業教育に、あえて踏み切った関係者のパイオニア精神は注目に値する。
- ・関西工学専修学校の初代校長の片岡安の情熱は、「工業化する大阪の現場に即戦力として活躍できる人材、都市改造の現場ですぐに役立つ人材を輩出すること」であり、勤労者に必要な教育を施し、もって時世に貢献する本学園の「建学の精神」は、その情熱を受け継いだものである。

2. 本学園の経営理念

- ・本学園の経営理念「四位一体」^{よんみいいつい}は、次のとおりである。

「学生・生徒」「保護者」「卒業生」「教職員」を一つの「家族」(絆～きずな～)ととらえた経営を行うことで全員が一丸となって多くの優秀な人材を世の中に送り出し、社会と学園の永続的な成長と発展をめざす。

- ・この四位一体の理念に基づく経営を行うために必要なものは、「互いの信頼関係」とその信頼を生み出す「コミュニケーション」である。
- ・そこには、家族として互いを認め、理解し、信頼することが根底になければならない。上記の「四位」が信頼で結ばれ一体となることで社会に対して大きな力となり、また相互の指導や切磋琢磨により常に成長を続けることが可能である。本学園では、「四位」がともに上位の成果をめざしてチャレンジし、その過程において自らも大きく成長していくような学園運営を理念としている。

3. 本学園の長期ビジョン

- ・本学園は、令和4(2022)年に創立100周年を迎える。100周年に向けて次のとおりビジョンを定め、日々の活動に取り組んでいる。

次代の要請に的確に応え、社会から選ばれる教育機関であり続けるために、「透明性の高い経営」を推し進め、「魅力ある教育」を実現する。

4. 本学の目的

- ・広島国際大学(以下「本大学」という)、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)及び広島国際大学助産学専攻科(以下「助産学専攻科」という)は、本学園の姉妹校とも連携し、建学の精神である「現場で活躍できる専門職業人の育成」を行っている。

(1)本大学の目的

- ・本大学は、「保健・医療と福祉を軸に世界平和を創造する大学」という理念のもと、保健医療学部と医療福祉学部の2学部で平成10(1998)年4月に開学した。
- ・その後、「Ⅱ. 沿革と現況」に示すように総合大学をめざし、工学部等を設置したが、平成25(2013)年度、開学15周年の節目に、本大学の目的や教育の理念を改めて問い直し、健康、医療、福祉分野の総合大学として本格的な一步を踏み出すことを決め、大規模な改組を行った。
- ・これに伴い、広島国際大学学則第1条(目的)に規定している本大学の目的を改定した。

広島国際大学は、ひとと共に歩み、ここに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。

- ・令和3(2021)年度における学部・学科の構成は以下のとおりであり、広島国際大学学則第3条に規定している。

- 1)保健医療学部診療放射線学科
- 2)保健医療学部医療技術学科
- 3)保健医療学部救急救命学科
- 4)総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科
- 5)看護学部看護学科
- 6)薬学部薬学科
- 7)健康科学部心理学科
- 8)健康科学部医療栄養学科
- 9)健康科学部医療経営学科
- 10)健康科学部医療福祉学科
- 11)健康スポーツ学部健康スポーツ学科

(2)本大学院の目的

- ・本学は、本大学院の目的を、広島国際大学大学院学則第1条(目的)に次のように規定している。

広島国際大学大学院は、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識およ

び卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

- ・令和 3(2021)年度における研究科・専攻の構成は以下のとおりであり、広島国際大学大学院学則第 4 条に規定している。

- 1)看護学研究科看護学専攻
- 2)医療・福祉科学研究科医療工学専攻
- 3)医療・福祉科学研究科医療福祉学専攻
- 4)医療・福祉科学研究科医療経営学専攻
- 5)心理科学研究科臨床心理学専攻
- 6)心理科学研究科実践臨床心理学専攻
- 7)薬学研究科医療薬学専攻

(3)助産学専攻科の目的

- ・本学は平成 23(2011)年 4 月に、助産学専攻科を設置した。その目的を、広島国際大学助産学専攻科規定第 2 条(目的)に次のように規定している。

本専攻科は、その専門性が高度に求められる職業を担うための学識および卓越した助産実践能力を培い、高度医療化や国際化にも対応できるリプロダクティブ分野におけるスペシャリストを育成するとともに専門的な学術の理論およびその応用を教授研究することにより、地域の周産期医療や福祉および国際協力に寄与することを目的とする。

5. 本学の教育の理念

- ・平成 25(2013)年度、健康、医療、福祉を軸とした健康・医療・福祉分野の総合大学として大学の方向性を定め、それに基づいて教育の理念を改定した。
- ・本学の教育の理念は次のとおりである。

本学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成する。

6. 本学の将来像

- ・平成 27(2015)年度、開学 20 周年を前に学園創立 100 周年に向けて、大学の将来像を「ともにしあわせになる学び舎」と定めた。
- ・健康、医療、福祉の分野で高い専門性と豊かなこころを備えたひとを育成し、地域と社会の未来に貢献する。また、生涯にわたり学び続ける人をサポートする。

7. 本学の個性・特色

- ・本学は、本学園の建学の精神及び本学の目的の具現化をめざし、健康、医療、福祉の分野を主力とした大学教育を開拓し、地域社会と国際社会へ貢献することをめざしている。そのため、本学は、以下の特色ある教育体制及び学生支援体制を備えている。

(1)専門職業人の育成

- ・本学の教育の理念に基づき、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成

している。

- ・具体的な取り組みのひとつとして、国家試験合格に向けた各学部・学科及び助産学専攻科独自の徹底した学修支援を行っている。それにより、各学部・学科とも国家試験の合格率は概ね高い。
- ・在学中に本学が指定する資格試験に合格した、あるいは、一定の基準点に達した場合、奨励金を支給する制度を設けている。

(2)海外研修・国際交流

- ・全学の海外研修プログラムとして「海外語学研修(英語・韓国語)」、「海外医療英語研修」、「海外チャレンジプロジェクト」を実施している。さらに、学部・学科独自に海外研修を企画・実施している。
- ・令和 2(2020)年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため海外研修はオンラインプログラムのみを実施している。
- ・本学園は、大田大学校(韓国)と協定を結んでいる。
- ・本学は、ベルビューユ大学(アメリカ)、オックスフォード・ブルックス大学(英国)、蘇州大学文正学院(中国)、蘇州大学応用技術学院(中国)、蘇州科技大学(中国)、慈済科技大学(中国)、威海方正外国语学校(中国)、スウィンバーン工科大学(オーストラリア)、揚州大学(中国)、中国リハビリテーション研究センター(中国)と大学間協定を結んでいる。
- ・薬学部は、テネシー大学薬学部(アメリカ)、マーサー大学薬学部(アメリカ)、山東大学(中国)と学部間協定を結んでいる。

(3)四位一体による学生支援

- ・学生指導の面で、1 年次に少人数制の演習「チュートリアル」を用意し、担当教員が学修を含む大学生活全般をサポートすることで安心して学べる環境を整えている。
- ・全専任教員及び助手が授業時間以外にオフィスアワーを週 1 時限(90 分)以上設け、学生に周知し、学生の学修支援・教育相談を行っている。
- ・本学学生の保護者からなる「後援会」組織と連携して「HIU 保護者ミーティング」(HIU: Hiroshima International University)を開催している。
- ・本学卒業生からなる「校友会」が組織されており、卒後教育、研修会の支援を通じて卒業後のネットワーク作りを支援している。
- ・大学生活、授業や単位取得、進路や就職活動等の疑問や悩みについて、学生同士が相互に助け合う学生ボランティアによる支援体制を構築し、この任に当たるピア・サポート一が活躍している。

(4)学生の教育支援

- ・本学の教育・学生支援全般について、正課・正課外活動を通して学生の成長を促し、一貫した教育・学生支援を実現するため、「教務部」、「学生部」、「国際交流センター」、「キャリアセンター」と独立していた事務組織を統合し、令和 3(2021)年度から「教育・学生支援機構」に改編し、機構の中に「教務係」、「学生係」、「国際交流係」、「キャリア支援係」を設置し、一体的な教育・学生支援を行っている。
- ・大学教育全般の向上を推進し、広く社会に貢献できる専門職業人の育成を支援すること

を目的に、平成 17(2005)年に設置した「総合教育研究機構」を基礎として、平成 25(2013)年 4 月に総合教育センターを設置した。

- ・総合教育センター設置当初は「学力推進部門」、「共通教育検討部門」、「教学企画運営部門」、「FD・SD 部門」(FD:Faculty Development、SD:Staff Development)の 4 部門でスタートし、令和 2(2020)年 4 月には、「学力推進部門」、「基盤教育検討部門」、「専門職連携教育(IPE)推進部門」(IPE:InterProfessional Education、以下「IPE」という)、「FD・SD 部門」、「ICT 活用教育推進部門(ICT：情報通信技術)」、「キャリア教育推進部門」、「医学教育推進部門」の 7 部門を設置して教育活動の質的向上を推進し、学修支援や教育方法の改善等を通じて、教育活動を全面的に支援する組織となった。
- ・令和 3(2021)年 4 月の事務組織改編に伴う委員会組織の見直し並びに、実態に即した組織体制とするため、「総合教育センター」を発展的解消し、「基盤教育センター」、「専門職連携教育センター」、「情報メディアラーニングセンター」を設置の上、教育改善活動を行っている。
- ・基盤教育センターは、全学共通教育である、「スタンダード科目」、「オプション科目」の教育内容の充実をはじめ、入学前教育、初年次教育等、本大学の基盤教育全般及び修学支援について推進、改善を図ることを目的とし、「基盤教育検討部門」、「学力推進部門」、「医学教育推進部門」の 3 部門を設置し活動している。
- ・専門職連携教育センターは、専門職連携教育の円滑な運営、推進、改善を図ることを目的とし、令和 2(2020)年度からの「スタンダード科目」全学必修化に伴う、「専門職連携基礎演習 I」、「専門職連携基礎演習 II」、「専門職連携総合演習 I」、「専門職連携総合演習 II」の円滑な授業運営に耐え得る組織体制で活動している。
- ・情報メディアラーニングセンターは、ICT 活用教育の支援及び教育方法の改善など全学的な ICT 活用教育の向上に寄与することを目的とし、令和 3(2021)年度入学生からの情報端末必携化に対応できるハード・ソフト両面の整備計画をさらに推し進めることを可能とする組織体制で活動している。

(5) 専門職連携教育(IPE)

- ・本大学では、健康・医療・福祉分野の総合大学ならではの教育として、平成 25(2013)年 4 月から、時代が求める医療人を育成するために、学部・学科の垣根を越えた全学的な「広島国際大学 IPE」を開始した。
- ・本大学の IPE は、初年次に健康、医療、福祉に関わる分野の専門職の仕事を理解することから始まり、専門職のチームとはどのようなものか、また、学生各自がめざす専門職がどのように利用者に携わることができるかを在学中に学ぶものである。
- ・令和 2(2020)年度からは、全学部(薬学部は令和 3(2021)年度から)において、本大学の「スタンダード科目(全学必修科目)」として、「専門職連携基礎演習 I」、「専門職連携基礎演習 II」、「専門職連携総合演習 I」、「専門職連携総合演習 II」を配置し、IPE を行っている。
- ・令和 3(2021)年度からは、薬学部を含めた全学部において、本大学の「スタンダード科目(全学必修科目)」として IPE を行っている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 10(1998)年	広島国際大学を開学 保健医療学部(看護学科、診療放射線学科、臨床工学科)と医療福祉学部(医療福祉学科、医療経営学科)を設置
平成 13(2001)年	人間環境学部(臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科、感性情報学科)を増設
平成 14(2002)年	社会環境科学部(建築創造学科、住環境デザイン学科、情報通信学科)を増設
平成 15(2003)年	保健医療学部の看護学科を看護学部看護学科に改組 大学院を開設し、看護学研究科に看護学専攻(修士課程)、総合人間科学研究科に臨床心理学専攻(博士課程)、医療工学専攻(修士課程)、医療経営学専攻(修士課程)を設置
平成 16(2004)年	薬学部(薬学科)を増設 大学院総合人間科学研究科に医療福祉学専攻(修士課程)を増設
平成 17(2005)年	大学院総合人間科学研究科に医療工学専攻(博士課程)を増設
平成 18(2006)年	保健医療学部に理学療法学科を増設 人間環境学部(臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科、感性情報学科)を心理科学部(臨床心理学科、コミュニケーション学科、感性デザイン学科)に改称 薬学部(薬学科)を 6 年制に移行
平成 19(2007)年	大学院に社会環境科学研究科を増設し、建築・環境学専攻(修士課程)と情報通信学専攻(修士課程)を設置 社会環境科学部(建築創造学科、住環境デザイン学科、情報通信学科)を工学部(建築学科、住環境デザイン学科、情報通信学科、機械ロボティクス学科)に改組 大学院総合人間科学研究科にコミュニケーション学専攻(修士課程)と実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)を増設し、臨床心理学専攻を博士課程から博士後期課程に改組
平成 20(2008)年	大学院総合人間科学研究科に感性デザイン学専攻(修士課程)を増設 学校法人大阪工大摂南大学を学校法人常翔学園と改称
平成 21(2009)年	大学院総合人間科学研究科を医療・福祉科学研究科(医療工学専攻、医療福祉学専攻、医療経営学専攻)と心理科学研究科(臨床心理学専攻、コミュニケーション学専攻、感性デザイン学専攻、実践臨床心理学専攻)に改組 大学院社会環境科学研究科を工学研究科へ改称
平成 23(2011)年	保健医療学部の理学療法学科を総合リハビリテーション学科、心理科学部のコミュニケーション学科をコミュニケーション心理学科、医療福祉学部の医療経営学科を医療経営学部医療経営学科

	に改組
	助産学専攻科を設置
	心理科学部の感性デザイン学科及び工学部の建築学科と機械ロボティクス学科の学生募集を停止
平成 24(2012)年	大学院に薬学研究科医療薬学専攻(博士課程)を設置
	大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)を博士課程に課程変更
平成 25(2013)年	保健医療学部の総合リハビリテーション学科を総合リハビリテーション学部(リハビリテーション学科、リハビリテーション支援学科)、保健医療学部の臨床工学科を医療技術学科に改組
	工学部の住環境デザイン学科と情報通信学科の学生募集を停止
平成 26(2014)年	医療栄養学部医療栄養学科を増設
平成 27(2015)年	心理科学部(臨床心理学科、コミュニケーション心理学科)を心理学部心理学科に改組
	大学院心理科学研究科の感性デザイン学専攻の学生募集を停止
平成 29(2017)年	大学院工学研究科の学生募集を停止
平成 31(2019)年	大学院心理科学研究科のコミュニケーション学専攻の学生募集を停止
令和 2(2020)年	健康スポーツ学部健康スポーツ学科を増設
	心理学部心理学科、医療栄養学部医療栄養学科、医療経営学部医療経営学科、医療福祉学部医療福祉学科を健康科学部(心理学科、医療栄養学科、医療経営学科、医療福祉学科)に改組
	保健医療学部の医療技術学科救急救命学専攻を保健医療学部救急救命学科に改組
	総合リハビリテーション学部のリハビリテーション支援学科義肢装具学専攻を総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻に改組

2. 本学の現況

・大学名

広島国際大学

・所在地

東広島キャンパス： 広島県東広島市黒瀬学園台 555 番地 36
呉キャンパス : 広島県呉市広古新開 5 丁目 1 番 1 号

・学部構成

学部

保健医療学部 診療放射線学科

広島国際大学

総合リハビリテーション学部	医療技術学科
看護学部	救急救命学科
薬学部	リハビリテーション学科
健康科学部	看護学科
	薬学科
	心理学科
	医療栄養学科
	医療経営学科
	医療福祉学科
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科

研究科

看護学研究科	看護学専攻(博士前期課程・博士後期課程)
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻(博士前期課程・博士後期課程)
	医療福祉学専攻(修士課程)
	医療経営学専攻(修士課程)
心理科学研究科	臨床心理学専攻(博士後期課程)
	実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)
薬学研究科	医療薬学専攻(博士課程)

助産学専攻科

助産学専攻科

・学生数、教員数、職員数

学科別学生数

学部	学科	入学定員 (収容定員)	在籍学生数
保健医療学部	診療放射線学科	70(280)	328
	医療技術学科(*)	100(400)	445
	救急救命学科(*)	50(200)	108
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科(*)	180(720)	674
	リハビリテーション支援学科	—	52
医療福祉学部	医療福祉学科	—	148
医療経営学部	医療経営学科	—	177
心理科学部	臨床心理学科	—	1
心理学部	心理学科	—	184
健康科学部	心理学科(*)	100(400)	179
	医療栄養学科(*)	60(240)	109
	医療経営学科(*)	90(360)	180
	医療福祉学科(*)	100(400)	125
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科(*)	70(280)	151
看護学部	看護学科	120(500)	474
薬学部	薬学科 [6年制]	120(720)	611
医療栄養学部	医療栄養学科	—	97
合 計		1,060 (4,500)	4,043

令和3(2021)年5月1日現在(単位:人) [(*):学年進行中]

学生募集を停止している学科は、入学定員をハイフンとしている
収容定員には編入学定員を含む

専攻別学生数

研究科	専攻	入学定員 (収容定員)	在籍学生数
看護学研究科	看護学専攻 博士前期課程	10(20)	2
	看護学専攻 博士後期課程	3(9)	0
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻 博士前期課程	10(20)	21
	医療工学専攻 博士後期課程	2(6)	7
	医療福祉学専攻 修士課程	5(10)	1
	医療経営学専攻 修士課程	5(10)	4
心理科学研究科	臨床心理学専攻 博士後期課程	2(6)	1
	実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	20(40)	20
薬学研究科	医療薬学専攻 博士課程	2(8)	5
合 計		59(129)	72

令和3(2021)年5月1日現在(単位:人)

助産学専攻科学生数

専攻科	入学定員 (収容定員)	在籍学生数
助産学専攻科 [1年制]	10(10)	8

令和3(2021)年5月1日現在(単位:人)

学科別教員数

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
保健医療学部	診療放射線学科	9	3	4	1	0	17
	医療技術学科(*)	8	2	9	0	2	21
	救急救命学科(*)	4	2	2	0	0	8
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科(*)	17	7	12	4	0	40
看護学部	看護学科	9	10	7	5	5	36
薬学部	薬学科	17	12	11	11	0	51
健康科学部	心理学科(*)	5	8	4	1	0	18
	医療栄養学科(*)	9	1	4	2	4	20
	医療経営学科(*)	7	5	2	1	0	15
	医療福祉学科(*)	7	7	5	1	0	20
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科(*)	6	1	3	2	0	12
合計		98	58	63	21	11	258

令和3(2021)年5月1日現在(単位:人)[(*):学年進行中]

専攻別教員数

研究科	専攻	授業担当教員	特別研究指導教員	専任教員
看護学研究科	看護学専攻 博士前期課程	1	6	0
	看護学専攻 博士後期課程	3	6	0
医療・福祉科学 研究科	医療工学専攻 博士前期課程	20	32	0
	医療工学専攻 博士後期課程	20	18	0
	医療福祉学専攻 修士課程	1	2	0
	医療経営学専攻 修士課程	10	9	0
心理科学 研究科	臨床心理学専攻 博士後期課程	0	7	0
	実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	14		8
薬学研究科	医療薬学専攻 博士課程	6	16	0
合計		75	96	8

令和3(2021)年5月1日現在(単位:人)

実践臨床心理学専攻には特別研究の授業科目はない
特別研究指導教員には補助教員を含む

助産学専攻科教員数

専攻科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
助産学専攻科	1	1	0	2	0	4

令和3(2021)年5月1日現在(単位:人)

職員数一覧

	専任教員	嘱託職員	臨時要員	派遣社員	合計
人数	84人	23人	5人	10人	121人
割合	69.0%	19.0%	4.0%	8.0%	100.0%

令和3(2021)年5月1日現在

臨時要員には、授業補助等は含まない
小数点第1位切捨て

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・学校法人常翔学園(以下「本学園」という)の建学の精神を踏まえた広島国際大学(以下「本大学」という)の目的は、広島国際大学学則第1条(目的)に定め、具体的に明文化している。
- ・広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)の目的は、広島国際大学大学院学則第1条(目的)に定め、具体的に明文化している。
- ・広島国際大学助産学専攻科(以下「助産学専攻科」)の目的は、広島国際大学助産学専攻科規定第2条(目的)に定め、具体的に明文化している。
- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科(以下「本学」という)の教育の理念を定め、本学ホームページや学生便覧(Web)等に明示している。

1-1-② 簡潔な文章化

- ・本学園の建学の精神、本学の目的及び教育の理念に基づき、学部・学科、研究科・専攻ごとの特性を生かした教育目的を定め、「教育研究上の目的」として学則等に明記し、簡潔に文章化している。助産学専攻科については、助産学専攻科の目的に教育研究上の目的が含まれている。

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・本学は、健康・医療・福祉分野の総合大学であり、健康、医療、福祉の分野で活躍できる専門職業人を育成することで広く社会に貢献することをめざし、様々な教育体制及び学生支援体制を整備している。これら本学の個性・特色は「大学案内」や本学ホームページ等に明示している。特に、専門職連携教育(IPE:InterProfessional Education、以下「IPE」という)については、詳細に示している。

1-1-④ 変化への対応

- ・平成 27(2015)年度に健康・医療・福祉分野の総合大学として、社会の要望に応えるため、本大学の目的を見直し、学則を改正した。
- ・令和 2(2020)年度に、少子高齢化の進展、疾病構造の変化等により、健康に関する生活

習慣及び社会環境の改善の需要が高まっていることを背景に、心理学部、医療栄養学部、医療経営学部、医療福祉学部を発展的に統合した健康科学部を設置し、関係学科の教育研究上の目的を見直した。

- ・さらに、救急医療が多様化、高度化とともに、救急車両の出動回数が、年々増加傾向にある中、病院前救護で適切な判断・処置ができる質の高い「救急救命士」の需要が高まっていることから医療技術学科の救急救命学専攻を救急救命学科に改組し、教育研究上の目的を見直した。
- ・加えて、超高齢化社会の進展に伴う国の政策や地域社会の課題への対応等を見据え、スポーツを通して人々の健康増進に貢献する健康スポーツ学部健康スポーツ学科を設置し、当該学科の教育研究上の目的を定めた。
- ・このように、社会や時代の変化に柔軟に対応し、必要に応じて使命・目的や教育目的の見直しを行っている。
- ・また、本学の中長期目標の達成年度となる 2022 年度を迎えるにあたり、開学 40 周年（令和 2(2038 年)）に向けてのグランドデザインの策定に着手している。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・開学 40 周年（令和 2(2038 年)）に向けてのグランドデザインの策定に着手しており、使命・目的及び教育目的について、この検討結果を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・本学の教育研究にかかる基本方針について、本大学・大学院は「大学・大学院運営会議(旧学部長会議、大学院委員会)」、助産学専攻科は「助産学専攻科委員会」において審議している。また、決定した基本方針は教授会、研究科委員会等を通じて学内構成員に周知されている。
- ・理事会は、寄附行為の定めにより、法人設置各大学長、評議員互選、法人関係及び学識経験者からなる理事で構成されている。
- ・理事会では、大学の目的に関する学則の改正、学部設置や改組等の審議を行うほか、入学志願者数や教学に関する事項の日常的な大学の動向も報告されている。
- ・さらに、理事会では、学長が学部設置や改組の内容、日常的な大学の動向等を詳細に説明し、質疑にも答弁しており、役員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

- ・本学園の建学の精神及び本学の目的、教育の理念及び各学科、各専攻の教育目的は学生便覧等に掲載し、本学ホームページをとおして、学内外に周知している。
- ・本学ホームページへのアクセス数は、令和2(2020)年度については152万8,365件であり、学内外に十分周知されている。
- ・本学園の全教職員に建学の精神を記載した「コンプライアンスハンドブック」を配付することで周知し、理解を得ている。
- ・さらに、本学園の建学の精神と本学の教育の理念を記載した周知用ポスターを学内に掲示した。
- ・学生と教職員に対して、建学の精神の浸透と自校理解を促すため、「広島国際大学読本」を発刊している。「広島国際大学読本」は、新入生ガイダンス時や学内行事等を通じて新入生へ配付・説明することで本学の使命・目的を浸透させている。なお、令和3(2020)年度においては、新型コロナウィルス感染症対策に伴い、ガイダンス開催時間の短縮のため、資料として配付するのみとなった。
- ・新規採用の専任教員及び事務職員へは、新任教員オリエンテーションや「教職員ハンドブック」を通じて、建学の精神、教育の目的を周知している。
- ・ホームページや学外へ情報を発信する媒体では、大学の使命・目的及び教育目的について共通の表現とし、趣旨を一貫して掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・本学の中長期目標は、本学の教育研究上の目的に基づき、本学園本部の総務課が主導し、各設置大学の関係部署と連携を図り立案し、評議員会の意見を踏まえ理事会の議決を得ている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・本学の教育研究上の目的を検討する際に、同時にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、教育研究上の目的を3つの方針に反映させ、ホームページに公表している。
- ・なお、令和元(2019)年度に令和2(2020)年度改組に伴い3つのポリシーを見直した。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・本学の教育の理念を実現し、本学の使命・目的を達成するために、図1-2-1の組織を設置している。
- ・本学における教育研究に関する審議機関は、大学・大学院運営会議(旧学部長会議、大学院委員会)、教授会、大学院研究科委員会、助産学専攻科委員会等であり、さらに、入試委員会、教務委員会、学生委員会、総合教育推進委員会等の委員会を設置している。
- ・入試委員会、教務委員会、学生委員会、総合教育推進委員会等教育に係る事項を審議する委員会には、各学部・学科から教員が委員として出席しており、教育研究組織の構成との整合性はとれている。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

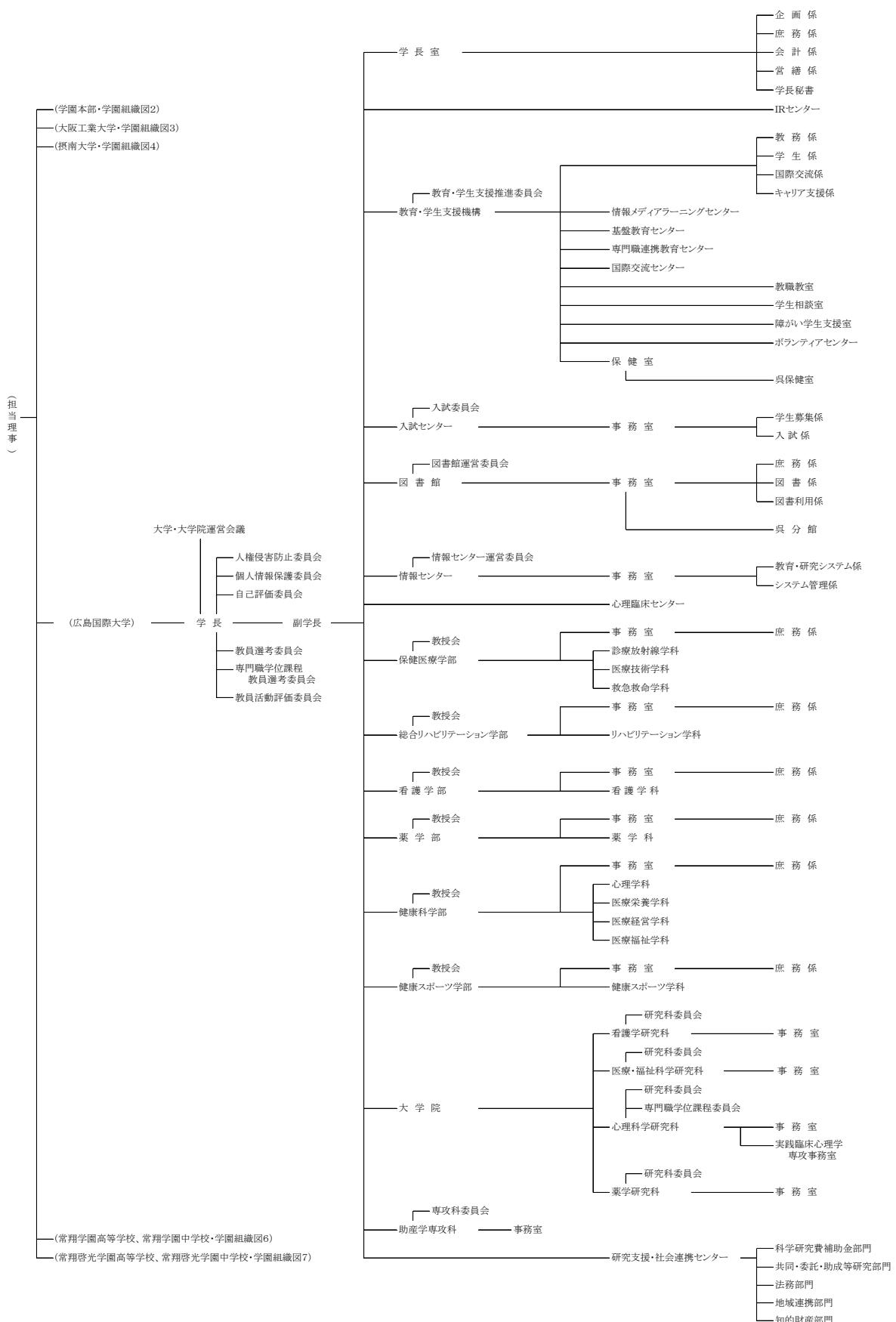
- ・大学院について、使命・目的を踏まえ、社会の要望に応じ改組・再編を検討する。

[基準1の自己評価]

- ・使命・目的及び教育目的は明確に定められ、簡潔に文章化されている。
- ・使命・目的及び教育目的は、法令に適合しており本学の個性・特色に反映されている。
- ・使命・目的及び教育目的は、統一した表現で各種媒体に掲載し、学内外に周知されている。
- ・使命・目的及び教育目的は、本学の中長期目標や三つのポリシーに反映させている。また、教育研究組織との整合性がある。
- ・以上のことから、使命・目的及び教育目的は、明確性、適切性、有効性を満たしていると判断する。

広島国際大学

図 1-2-1 教育研究組織



基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッションポリシーの策定と周知

[全学]

- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科(以下「本学」という)のアドミッション・ポリシーは、学校法人常翔学園(以下「本学園」という)の建学の精神、本学の教育の理念・方針に基づき、明確に定められている。

[学部・学科]

- ・本学のアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集単位(学科・専攻)でアドミッション・ポリシーを明確に定めている。
- ・それぞれのアドミッション・ポリシーは、本学の印刷物及び本学ホームページ上に明示するとともに、高等学校・予備校等での学生募集活動において、広く学内外に周知している。

2-1-② アドミッションポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- ・入学者選抜は、本学の学則に則り、適切な方法及び体制の下で実施され、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れている。
- ・入学者選抜の制度等は、入試委員会において「広島国際大学入試委員会規定」に従って毎年検討の上、見直しを図っている。
- ・本学の入学者選抜に関する業務及び学生募集活動に関する業務は入試センターが担当している。
- ・アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れるために、様々な入学者選抜を入試種別ごとに趣旨を定めて実施している。
- ・入学者選抜の実施については、担当者に対して入学者選抜実施に係る説明会を開催し、入試実施要項・注意事項等を周知徹底することで、厳正な入学者選抜の実施に努めている。
- ・学校推薦型選抜<専願型>においてグローバル化に対応できる人材育成のため海外留学経験者、英語能力関連資格取得者に対して、得点を加点し、優遇する制度を設けている。
- ・すべての入試種別及び入試科目において、入試問題は学長が委嘱した教員が作成している。作成した入試問題は、作題責任者及び入試センター職員により内容をチェックした後、「2021年度入試問題等(原稿・初校・再校・最終校)受付簿」を入試委員長に提出することで受け渡しに誤りが生じないように対処し、最終的に入試センターで厳重に管理する体制を取っている。

- ・入試問題は作題者による校正に加え、委託企業による校正を行い、ミス防止に努めている。
- ・入試センターと IR センター(IR : Institutional Research)が協働で、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法の検証を行い、令和 2(2020)年度からの総合型選抜(前期)において、実技試験や模擬講義を実施するよう見直した。
- ・実技試験の導入により、基本手技に対する能力を総括的に評価することが可能となった。また、模擬講義を用いた試験により、受講内容の理解度を総括的に評価することが可能となった。
- ・さらに医療福祉学科では、高等学校在学中に取組んだ活動内容をレポート課題とし提出させ、高等学校在学時の取組みを総合的に評価する仕組みも導入した。
- ・入試ガイド・入学者選抜要項等でアドミッション・ポリシーを周知し、総合型選抜・学校推薦型選抜の面接・小論文等でアドミッション・ポリシーに沿った評価項目を設定し合否判定を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

[全学]

- ・平成 10(1998)年度に広島国際大学(以下「本大学」という)が開学して以来、健康、医療、福祉の分野を主軸とした学科構成を進め、社会基盤系の分野も含めた総合大学を構築すべく、学部・学科を増設して学生数を増やしてきた。
- ・本学の進むべき方向性を健康・医療・福祉分野の総合大学と定めたことにより、学部・学科の改組を進め、令和 3(2021)年度の学部・学科構成は表 2-1-1 に示すとおりである。
- ・令和 2(2020)年度より適切な学生受け入れ数を維持し、教育を行う環境を確保するため、社会情勢を鑑み、学部・学科の体制及び入学定員の見直しを行った。
- ・広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)の研究科・専攻の構成及び規模は、表 2-1-2 に示すとおりである。
- ・広島国際大学助産学専攻科(以下「助産学専攻科」という)の構成及び規模は表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-1 年度別入学定員及び在籍学生数

学部	学科	入学定員					収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度			
保健医療学部	診療放射線学科 医療技術学科(*) 救急救命学科(*)	70 130 —	70 130 —	70 130 —	70 100 50	70 100 50	280 460 100	328 445 108	1.17 0.97 1.08
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科(*) リハビリテーション支援学科	130 30	130 30	130 30	180 —	180 —	620 60	674 52	1.09 0.87
医療福祉学部	医療福祉学科	100	100	100	—	—	220	148	0.67
医療経営学部	医療経営学科	90	90	90	—	—	180	177	0.98
心理科学部	臨床心理学科	—	—	—	—	—	0	1	—
心理学部	心理学科	90	90	90	—	—	200	184	0.92
健康科学部	心理学科(*) 医療栄養学科(*)	— —	— —	— —	100 60	100 60	200 120	179 109	0.90 0.91

	医療経営学科(*) 医療福祉学科(*)	— —	— —	— —	90 100	90 100	180 200	180 125	1.00 0.63
看護学部	看護学科	120	120	120	120	120	500	474	0.95
薬学部	薬学科 [6年制]	120	120	120	120	120	720	611	0.85
医療栄養学部	医療栄養学科	60	60	60	—	—	120	97	0.81
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科(*)	—	—	—	70	70	140	151	1.08
合 計		940	940	940	1,060	1,060	4,300	4,043	0.94

令和3(2021)年5月1日現在(単位:人)[*]:学年進行中

学生募集を停止、学生募集開始前の年度は、入学定員をハイフンとしている
収容定員には編入学定員を含む

表2-1-2 研究科・専攻の入学定員及び在籍学生数

研究科	専攻	博士前期課程 または修士課程		博士後期課程 または 博士課程 (4年制)		専門職学位課程		合計 収容 定員	在籍 学生 数	収容定 員充足 率
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員			
看護学研究科	看護学専攻	10	20	3	9	—	—	29	2	0.07
医療・福祉科学 研究科	医療工学専攻	10	20	2	6	—	—	26	28	1.08
	医療福祉学専攻	5	10	—	—	—	—	10	1	0.10
	医療経営学専攻	5	10	—	—	—	—	10	4	0.40
心理科学研究科	臨床心理学専攻	—	—	2	6	—	—	6	1	0.17
	実践臨床心理学専攻	—	—	—	—	20	40	40	20	0.50
薬学研究科	医療薬学専攻	—	—	2	8	—	—	8	5	0.63
合 計		35	70	9	29	20	40	139	61	0.44

令和3(2021)年5月1日現在(単位:人)

表2-1-3 助産学専攻科の入学定員及び在籍学生数

専攻科	入学定員	収容定員	在籍学生数	収容定員 充足率
助産学専攻科	10	10	8	0.80

令和3(2021)年5月1日現在(単位:人)

[学部・学科]

- ・本大学における令和3(2021)年5月1日現在の学部の在籍学生数は表2-1-1に示すとおり4,043人である。
- ・近隣への医療系大学の設置や学部の増設といった社会情勢の中、本大学における収容定員である4,300人に対する在籍学生数比率は0.94であり、学生数は適正である。
- ・また、収容定員充足率が、1.3を超える学科はない。
- ・在籍学生数は、休学・復学については学部長が、また、退学・除籍については、学長が許可した後、学生情報管理システムに登録して管理している。
- ・令和3(2021)年度の入学者数は表2-1-4に示すとおり1,082人であり、入学定員1,060人の入学定員に対する入学者数比率は1.02であり、教育を行う環境は十分確保できている。
- ・過去5年間の学部・学科別の入学定員に対する入学者比率は、表2-1-4に示すとおりである。

- ・令和3(2021)年度の健康科学部医療福祉学科の収容定員充足率は、0.63となっている。
- ・健康科学部医療福祉学科は、令和2(2020)年4月より、既存の医療経営学科、心理学科、医療栄養学科を含めた1学部4学科構成への改組を行い、年次進行中である。従来の学びに加え、学科を横断した幅広い学びを特色に掲げている。今後、学部・学科のさらなる認知度向上により適正な学生確保に努めることとする。

表2-1-4 学部・学科別入学定員及び入学者数(単位:人)

学部	学科	区分	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	平均	
保健医療学部	診療放射線学科	入学定員	70	70	70	70	70		
		入学者	79	76	76	83	102		
		充足率(倍)	1.12	1.08	1.08	1.19	1.45	1.18	
	医療技術学科	入学定員	130	130	130	100	100		
		入学者	127	139	132	93	106		
		充足率(倍)	0.97	1.06	1.01	0.93	1.06	1.00	
	救急救命学科	入学定員	—	—	—	50	50		
		入学者	—	—	—	61	53		
		充足率(倍)	—	—	—	1.22	1.06	1.14	
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	入学定員	130	130	130	180	180		
		入学者	150	155	143	191	210		
		充足率(倍)	1.15	1.19	1.10	1.06	1.16	1.13	
	リハビリテーション支援学科	入学定員	30	30	30	—	—		
		入学者	28	24	19	—	—		
		充足率(倍)	0.93	0.80	0.63	—	—	0.84	
学部	医療栄養学科	入学定員	60	60	60	—	—		
		入学者	59	52	55	—	—		
		充足率(倍)	0.98	0.86	0.91	—	—	0.92	
学部	医療福祉学科	入学定員	100	100	100	—	—		
		入学者	56	66	51	—	—		
		充足率(倍)	0.56	0.66	0.51	—	—	0.57	
学部	医療経営学科	入学定員	90	90	90	—	—		
		入学者	74	96	68	—	—		
		充足率(倍)	0.82	1.06	0.75	—	—	0.91	
心理学部	心理学科	入学定員	90	90	90	—	—		
		入学者	88	97	79	—	—		
		充足率(倍)	0.97	1.07	0.87	—	—	0.92	
健康科学部	医療栄養学科	入学定員	—	—	—	60	60		
		入学者	—	—	—	61	53		
		充足率(倍)	—	—	—	1.02	0.88	0.92	
	医療福祉学科	入学定員	—	—	—	100	100		
		入学者	—	—	—	49	63		
		充足率(倍)	—	—	—	0.49	0.63	0.57	
	医療経営学科	入学定員	—	—	—	90	90		
		入学者	—	—	—	75	101		
		充足率(倍)	—	—	—	0.83	1.12	0.91	
	心理学科	入学定員	—	—	—	100	100		
		入学者	—	—	—	83	87		
		充足率(倍)	—	—	—	0.83	0.87	0.92	
学部	看護学科	入学定員	120	120	120	120	120		
		入学者	136	133	111	129	125		
		充足率(倍)	1.13	1.10	0.92	1.07	1.04	1.05	
薬学部	薬学科	入学定員	120	120	120	120	120		
		入学者	109	105	72	118	101		
		充足率(倍)	0.90	0.87	0.60	0.98	0.84	0.83	
健康科学部	健康スポーツ学科	入学定員	—	—	—	70	70		
		入学者	—	—	—	76	81		
		充足率(倍)	—	—	—	1.09	1.15	1.11	
合計		入学定員	940	940	940	1,060	1,060		
		入学者	906	943	806	1,019	1,082		
		充足率(倍)	0.96	1.00	0.85	0.96	1.02	0.95	

[研究科・専攻]

- ・本大学院における令和 3(2021)年度の在籍学生数及び収容定員に対する在籍学生数の比率は、表 2-1-2 のとおり、それぞれ 61 人、0.44 である。内訳は博士前期課程または修士課程で 28 人、0.40、専門職学位課程で 20 人、0.50、博士後期課程で 8 人、0.38、4 年制博士課程(医療薬学専攻)で 5 人、0.63 となっている。令和 3(2021)年度の入学定員及び入学者数については、博士前期課程または修士課程の入学定員 30 人に対し入学者数 16 人、入学者数比率は 0.53、専門職学位課程の入学定員 20 人に対し入学者 12 人、入学者比率は 0.60、博士後期課程と 4 年制博士課程(医療薬学専攻)については入学者がないなかった。
- ・社会人等の多様な学びに対応できるよう、令和 3(2021)年度より本大学院及び本大学において長期履修制度を導入している。

[助産学専攻科]

- ・助産学専攻科における令和 3(2021)年度の在籍学生数及び収容定員に対する在籍学生数の比率は表 2-1-3 のとおり、8 人及び 0.80 となっている。令和 3(2021)年度の入学定員及び入学者数については、入学定員 10 人に対し入学者数 8 人、入学者数比率は 0.80 である。

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

[学部・学科]

- ・昨今、文科省からは、大学入学者選抜実施要項においてアドミッション・ポリシーに基づき、大学の入り口段階で入学者を求める力(能力・意欲・適性等)を多面的・総合的に評価・判定することが求められている。その評価・判定にあたっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の 3 要素を適切に把握しなければならない。このことから、入試制度改革WGにおいて、現状に即したアドミッション・ポリシーの見直しが必要であるとの見解を示した。なお、アドミッション・ポリシーの見直しにあたっては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーも現状に即した見直しを行う必要があり、これらを基にアドミッション・ポリシーの見直しを行う。
- ・福祉分野の専門職を希望している高校生が進学をあきらめることがないよう医療・福祉関連施設への奨学金制度を充実させている。今後も施設等と連携し、奨学金制度の充実を図る。
- ・健康科学部医療福祉学科は、令和 2(2020)年 4 月より改組を行い、学科を横断した幅広い学びを新たな特色として募集状況の改善に努めている。ただし、福祉を取巻く社会環境を鑑みると中長期的には、現在の福祉の学びの中に社会学や地域の未来を創造できる人材の育成を目的とした学びを取込むことも検討している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

[全学]

- ・本学の教育・学生支援全般について、正課・正課外活動を通して学生の成長を促し、一貫した教育・学生支援を実現するため、「教務部」、「学生部」、「国際交流センター」、「キャリアセンター」に独立していた事務組織を統合し、令和3(2021)年度から「教育・学生支援機構」に改編し、機構の中に「教務係」、「学生係」、「国際交流係」、「キャリア支援係」を設置し、一体的な教育・学生支援を行っている。
- ・東広島キャンパス、呉キャンパスに教育・学生支援機構をそれぞれ設置し、学生の学修・生活支援を展開している。教育・学生支援機構長は、学生委員会を主宰し、学生生活全般の諸問題を議論し、学生支援の内容の充実を図っている。本学の教育・学生支援組織を運営することを目的として、教育・学生支援推進委員会を設置している。【教育・学生支援推進委員会は、委員長を教育・学生支援機構長、副委員長を教育・学生支援部長が担い審議しており、教職協働体制を確立している。】
- ・教育・学生支援推進委員会の傘下に、「教務委員会」、「学生委員会」、「キャリア支援委員会」、「国際交流委員会」、「基盤教育推進委員会」、「専門職連携教育推進委員会」、「情報メディア教育推進委員会」、「FD委員会」、「教職課程委員会」を設置し、各委員会の委員長(教員)と「教育・学生支援推進委員会」の委員である事務職員が参加しており、教職協働体制を確立している。
- ・本学の教育・学生支援組織は教育・学生支援機構等本学の教育研究組織の他に、保護者からなる後援会、卒業生からなる校友会がある。後援会の事務は本学学長室が所管している。校友会については、本学卒業生が運営しているが、本学と密接に連携を取っている。
- ・教務事項については、直接学修支援にかかわる組織として、東広島キャンパス、呉キャンパスに教育・学生支援機構(教務係)が設置されている。教務係は、学籍・履修・成績管理等の実務と教務委員会の事務を担当している。
- ・全学の教育に関する事項は教育・学生支援機構長が教務委員会の委員長となり、審議している。
- ・教務委員会には、教員と事務職員が委員として参加しており、教職員協働体制を確立している。
- ・学科、教育・学生支援機構では、前・後期の始めに履修ガイダンスを実施し、修学上の指導・説明を行っている。なお、これらのガイダンス時には履修指導の他、生活指導も行っている。
- ・各学科・専攻には、教務担当教員を設け、学生からの修学上の質問・相談等の対応を行

い、事務組織と連携することで組織的な学生の支援体制を確立している。

- ・授業支援に関しては、FD委員会(FD:Faculty Development)を設置し、教員と事務職員が委員として参加して、教職協働体制を確立している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

[学部・学科]

《入学前教育》

- ・入学後の大学生活を円滑にスタートするための一助として、全学部全学科において、入学前教育を行っている。

《新入生オリエンテーション》

- ・新入生がお互いの親睦を深めるとともに、在学生や教員との関係を築く重要なイベントとして新入生オリエンテーションを実施している。各学科で共通している内容は、チュートリアル単位での学内施設見学である。その他の内容は各ゼミ単位で異なっている。
- ・学内・学外施設等を活用し、学年の垣根を越えた人間関係を築く重要な機会となっている。
- ・本イベントは、友だちづくりやピア・サポートの要素もあり、新入生が大学生活を送るうえで重要なものとして位置付け、退学・除籍率改善の一助としている。

《オフィスアワー》

- ・全専任教員が授業時間以外にオフィスアワーを週1時限(90分)以上設け、学生に周知し、学生の学修支援・教育相談を行っている。

《TA(Teaching Assistant)、臨時要員》

- ・令和3(2021)年度のTA採用数は表2-2-1に示すように情報処理系演習科目において1人の大学院生をTAとして採用し、教育効果を高めている。
- ・TAの活用は一部の科目に限られており、十分な人数を採用して活用しているとは言い難い。その理由としては、社会人大学院生である他、自己学修や学外でのアルバイトのためにTAとして働く時間がとれない大学院生が多いという事情がある。
- ・このことから、情報処理系演習科目において、学部学生の上級生を臨時要員として採用し、教育の質が低下しないように配慮している。令和3(2021)年度の臨時要員の採用数は表2-2-2に示すとおりである。
- ・また、数学・物理等の補習教育・学修支援の補助のため、平成28(2016)年10月より、本学学生をSAとして採用していたが、令和2(2020)年度については、コロナ禍の影響によりSAの採用は見送った。令和3(2021)年度については、基盤教育センター所属教員による、オンラインを活用した支援体制としている。

表 2-2-1 2021 年度 TA 人数

科目区分	TA 人数				
	前 期		後 期		計
	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	
実習	0	0	0	0	0
実験	0	0	0	0	0
演習	1	0	0	0	1
計	1		0		1

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在(延べ数)(単位 : 人)

表 2-2-2 2021 年度臨時要員人数(学生による授業補助)

科目区分	臨時要員人数				
	前 期		後 期		計
	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	
実習	0	0	0	0	0
実験	0	0	0	0	0
演習	7	0	7	0	14
計	7		7		14

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在(延べ数)(単位 : 人)

《退学、休学、留年者、障がいのある学生への対応》

- ・本大学では、学園の「四位一体」の経営理念のもと、保護者とのネットワークを構築、運営し、保護者とアカデミック・アドバイザー(チュートリアル担当教員)等との連携を図ることで学生の学修・生活状況を共有している。また、西日本各地で開催している「HIU 保護者ミーティング(HIU: Hiroshima International University)」では、保護者と直接面談する機会も設けている。
- ・令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は、コロナ禍の影響によりオンラインや電話による相談を行った。
- ・成績不振及び単位修得不良者に対しては、アカデミック・アドバイザー(チュートリアル担当教員等)による面談を義務化し、面談記録を学科所属教員全員が共有し、継続して全教員が成績不振者をサポートできる体制を整備している。
- ・また、基盤教育センター所属教員及び SA を活用した、数学・物理等の補習教育・学修支援を行うことで成績不振者への支援も行っている。令和 2(2020)年度は、コロナ禍の影響により、SA を活用した支援を見送った。令和 3(2021)年度については、基盤教育センター所属教員による、オンラインを活用した支援体制としている。
- ・本大学の令和 2(2021)年度の退学・除籍率は全学部で 2.80% であり、国公立大学を含む令和 3(2021)年度の全国平均の 1.95% に対し、0.85% 上回っている。
- ・退学者や除籍者の原因を分析したところ、特に初年次の GPA の低い学生が対象になる場合が多いことから、各学科の担当教員は、一定の GPA を下回った学生に対して個別面談を行っている。
- ・退学者や除籍者の低減を目的に、具体的な理由を確認し分析するため、令和 2(2020)年

度より退学者と面談を行った教員が退学学生の学修や日常生活等の情報を記載する「所見シート」を導入した。

- ・個々の授業に対する学生の要求は、FD 委員会が実施している「受講生満足度調査」の結果を通して、継続的に取り入れている。令和 2(2020)年度までは、全教員を対象とし、前期・後期それぞれ 1 科目以上で実施していたが、令和 3(2021)年度からは、全科目を対象として実施している。
- ・学生委員会による「学生意識・動向調査」を定期的に実施するとともに、学修者の実態を把握し、改善事項に対応している。
- ・「学生意識・動向調査」は第 3 回より 4 年ごとの実施としている。
- ・学内の様々な問題について学生が直接、意見や要望を訴える VOS(Voices of Students)制度を設けている。必要な対策を検討し、その結果を学生に直接回答している。
- ・障がい学生に対する様々な支援は、「障がい学生修学支援に関するガイドライン」を制定して教育・学生支援機構と教職員が連携して行っている。
- ・障がい学生に対する修学・進路支援を強化するため、平成 25(2013)年 4 月に「障がい学生支援室」を開設し、障がい学生に対する支援の強化を図っている。
- ・障がい学生支援室において、障がいのある学生からの要望により、学修支援の配慮を授業担当者等に依頼し、障がいのある学生の要望に出来る限り対応している。
- ・障がい学生及び障がいの種別・障がい名・配慮願(有無)・配慮の内容等の一覧表を作成し、障がい学生支援室と在籍学科内の教員で共有し、支援を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・退学者について、「所見シート」の情報に基づき退学に至った理由を IR センターにおいて検証中であり、検証結果に基づき個々のケースに沿ってきめ細かく対応していく。
- ・学生の実態把握及び原因分析、改善方策の検討を行うため、学生の学修成果の把握及び、大学生活の目標設定と振り返り等と一体化させた総合的な「学生意識・動向調査(仮称)」を、令和 4(2022)年度導入に向けて教育・学生支援機構において検討している。
- ・「学生意識・動向調査」は令和 2(2020)年度の実施にあたり、学生を対象とした調査が複数あることから、各種調査の統合について検討の上、学生の実態把握及び原因分析、改善方策の検討を行うため実施を見送った。学生の学修成果の把握及び、大学生活の目標設定と振り返り等と一体化させた総合的な「学生意識・動向調査(仮称)」として、令和 4(2022)年度に本格稼働する「学修成果可視化システム」の導入と合わせて実施することを教育・学生支援機構において検討している。
- ・ICT 環境利用した講義等により、TA に頼らない教育環境が徐々に整備されつつある。今後もより一層、学生の学修環境の整備及び満足度向上のための教員環境整備を推進していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

《キャリア教育》

- 平成 23(2011)年度の大学設置基準において、キャリア教育への取り組みが明文化されたことから、社会のニーズに対応し、能力を発揮できるよう、入学直後から卒業までを一貫的に捉えた「就業力育成プログラム」を構築し、高い職業倫理やその社会的責任を有した人材を育成している。
- 「就業力育成プログラム」の効果を測定するため、以下の取り組みを行っている。

(1) 学生のジェネリックスキル(社会的汎用能力)を測定する PROG(Progress Report

On Generic skills)テストを診療放射線学科、医療技術学科臨床工学専攻・臨床検査学専攻、リハビリテーション学科義肢装具学専攻(リハビリテーション支援学科含む)、医療経営学科、心理学科 1 年次及び 3 年次を対象に実施している。PROG テストの結果は、学生個人へのフィードバック及び教職員に向けて学生全体の傾向等の解説会を行うとともに、教育・学生支援機構(キャリア支援係)と就職担当教員とで受験結果データを共有しキャリア支援に活用している。

(2) 4 年次(薬学部は 6 年次)を対象に就業力育成プログラム評価アンケートを実施している。また、年度終了時には、全学部において進路・学習指導の振り返りや、本学における就職支援・キャリア支援の問題点や気付きを総括する進路・学習指導総括シートを各ゼミ担当教員が作成している。これらは、キャリア支援委員会、キャリア支援小委員会で PDCA サイクルに基づいて各評価内容を検証し、次年度プログラムに反映させている。

《進路支援》

- 学生の進路をサポートする専門部署として東広島キャンパス、呉キャンパスに教育・学生支援機構(キャリア支援係)が設置されている。各学部・学科に対応した合同企業説明会、合同病院説明会、合同施設説明会等、採用担当者を招いて説明会を実施している。
- 本学の特色ある教育活動や就職データをまとめた「求人リーフレット」を作成し、訪問先や来訪者があった際に配付している。
- 年間 9,000 件の求人依頼 DM を発送し、学生の出身県及び実績等から就職を希望する地域の求人確保に努めている。
- 学生に向けた就職活動情報誌「キャリアガイドブック」を作成し、配付している。
- 学科の特性に合わせ、就職ガイダンス、筆記試験対策講座、エントリーシート対策講座、履歴書作成指導、模擬面接、ビジネスマナー講座、就職情報サイト説明会、4 年次生による就職活動体験報告会を実施している。
- 求人情報や説明会情報等のメール配信及び学内専用の情報配信システム(学内ポータルサイト)にて求人情報を開示している。

- ・就職活動中の学生及び後輩への就職支援として、就職内定者を学内就職行事に講演者として参加させている。

《インターンシップ》

- ・一般企業への就職をめざす学部ではインターンシップ参加のためのガイダンスを実施した。令和 2(2020)年度のガイダンス参加者は、58 人であったが、令和 2(2020)年度に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためインターンシップそのものの中止等の影響もあり、インターンシップに参加できた学生は 12 人であった。
- ・インターンシップでは、研修期間中に毎日報告書の作成を義務付け、研修の振り返りを行っている。また、平成 26(2014)年度よりインターンシップ参加による視野の広がりや、自身の能力向上の必要性等について改めて考える機会を持たせるため、インターンシップ参加者による報告会を継続して実施している。

《資格取得支援》

- ・令和元(2019)年度に学生に資格取得の機会を提供するため、本学にて安価で受講できるエクステンション講座を 4 講座開講した。受講生は延べ 85 人であった。しかし令和 2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむなく開講を中止した。
- ・本学では、学生のスキルアップ及びキャリアアップを支援するため、表 2-3-1 に示す資格取得奨励金制度を設けており、72 の試験に対して合格、あるいは一定の基準点に達した場合に奨励金を支給している。

《その他》

- ・令和 2(2020)年度に本学園 3 大学の就職担当部門で情報交換会を年 2 回実施した。

表 2-3-1 2021年度広島国際大学資格取得奨励金対象資格一覧

No	資格名		2020年度実績	No	資格名		2020年度実績
1	NR・サプリメントアドバイザー		1	37	秘書技能検定(秘書検定)	1級	0
2	登録販売者		0	38		準1級	0
3	医療情報技師能力検定試験		0	39		2級	0
4	医療情報基礎知識検定試験		3	40	ビジネス文書検定	1級	0
5	診療情報管理士		10	41		2級	0
6	医療事務技能審査試験	医科	12	42	サービス接遇検定	準1級	25
7		歯科	0	43		2級	29
8	医師事務作業補助技能認定試験		0	44	ビジネス能力検定	1級	0
9	医業経営管理能力検定試験		16	45		2級	0
10	調剤報酬請求事務技能認定		1	46	日商簿記検定	1級	0
11	技術士第一次試験		0	47		2級	0
12	第1種放射線取扱主任者試験		8	48		3級	3
13	第1種ME技術実力検定試験		0	49	ファイナンシャル・プランニング技能検定	1級	0
14	第2種ME技術実力検定試験		0	50		2級	0
15	健康食品管理士		20	51		(ファイナンシャル・プランナー)3級	2
16	危険物取扱者(丙種)		0	52	全国手話検定	1級	0
17	危険物取扱者(乙種第4類)		3	53		準1級	0
18	心電図検定	1級	0	54		2級	0
19		2級	0	55	ITパスポート試験		5
20		3級	7	56	情報セキュリティマネジメント試験		0
21	医療経営士3級		1	57	基本情報技術者試験		0
22	TOEIC	750点以上	0	58	応用情報技術者試験		0
23		650点以上	0	59	ITストラテジスト試験		0
24		550点以上	1	60	システムアーキテクト試験		0
25	実用英語技能検定	1級	0	61	プロジェクトマネージャ試験		0
26		準1級	1	62	ネットワークスペシャリスト試験		0
27		2級	1	63	データベーススペシャリスト試験		0
28	ドイツ語技能検定	2級	0	64	エンベデッドシステムスペシャリスト試験		0
29		3級	0	65	ITサービスマネージャ試験		0
30		4級	0	66	システム監査技術者試験		0
31	(日本中国語検定協会) 中国語検定	2級	0	67	3Dプリンター活用技術検定		0
32		3級	0	68	3次元CAD利用技術者試験		2
33		4級	0	69	福祉住環境コーディネーター	1級	0
34	日本語能力試験(N1)		1	70		2級	3
35	心理学検定	特1級	0	71		3級	0
36		1級	0	72	宅地建物取引士		0

- ・就職支援により、令和 2(2020)年度実績の全学での希望就職率(希望就職率：就職希望者に対する就職者の割合)は 97.6%であり、広島労働局発表(令和 3(2021)年 3 月 31 日集計)の過去最高となる広島県内の大学の就職率 95.3%と比較して、高い就職率を達成しており、就職に対する相談・助言体制が適切に運営されている。また、令和 2(2020)年度卒業生の進路に対する満足度も、全学平均で 95.6%と昨年度同様の数値となり、良好な結果を示している。
- ・なお、卒業就職率(卒業就職率：卒業者から進学者を除いた者に対する就職者の割合)は、85.4%であった。卒業就職率に含まれていない 14.6%のうち、専門学校等への進学者及び一時的な就労者は 1.1%、国家試験不合格のため就職内定取り消しや辞退等により就職も進学もしなかった者は 11.0%であった。
- ・国家試験不合格のため就職も進学もしなかった学生に対しては、「卒業生支援システム」に申請することで、在学中と同様な施設利用、学修支援、就職支援が受けられる仕組みとなっている。

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・国家試験不合格のため就職内定取り消しや辞退等により就職も進学もしなかった者が 11.0%(令和 2(2020)年度実績)であったことから、入学直後からの就業力育成プログラムや国家試験の対策のさらなる充実を図り、就職・進学率及び就職満足度向上をめざす。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4 学生生活の安定のための支援

《学生サービス、厚生補導のための組織》

- ・東広島キャンパス、呉キャンパスに教育・学生支援機構(学生係)をそれぞれ設置し、学生の生活支援を展開している。教育・学生支援機構長は、学生委員会主宰し、学生生活全般の諸問題を議論し、学生支援の内容の充実を図っている。
- ・啓発的人間形成支援のための各種講演会を開催している。また、安全で健康的な学生生活支援のため熱中症対策講演会、食事指導講演会などを実施している。なお、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会は中止とした。
- ・本学には、株式会社常翔ウェルフェアが経営する食堂が4箇所ある。東広島キャンパスにあるレストラン龍王(400席)及びレストラン野呂(600席)、呉キャンパスにあるレストラン瀬戸(508席)及び陽だまりレストラン(312席)である。また、東広島キャンパス1号館1階及び3号館南側には、ファミリーマート広島国際大学店、東広島キャンパス2号館2階及び呉キャンパス2号館1階には、総合サービスセンター内に売店がある。
- ・東広島キャンパス1号館にATM(郵便局)が1台設置されている。
- ・大学の各種証明書の発行については、証明書自動発行機により、利用の簡易化を図っている。
- ・東広島キャンパスにおいては、約1,000台分の学生駐車場を設置している。呉キャンパスについても、原則2年次以上の学生に対しては自動車通学を認め、344台分の駐車場を設置している。
- ・広島市内から東広島キャンパスや呉キャンパスへ通学している学生の利便性向上のため、JR矢野駅から各キャンパスへ通学バスを令和2(2020)年4月から運行させている。
- ・東広島キャンパス近辺でシャトルバスを運行し、学生の通学や生活の利便性向上に努めている。

《経済的支援》

(1) 奨学金

- ・表2-4-1に示すとおり、学内外の各種奨学金が用意されている。
- ・学業成就と成績向上の助成を目的として「広島国際大学学内奨学金」を設け、本大学の2年次生以上に在学し、学業・人物ともに優秀で経済的理由により就学が困難と認められる学生に給付している。
- ・平成24(2012)年度の学園創立90周年に際して、平成19(2007)年4月1日から平成25(2013)年3月31日にかけて、学園の教職員をはじめとし、企業、在学生の保護者、卒業生から「学園創立90周年記念事業募金」を募り、平成22(2010)年度から「広島国際大学学園創立90周年記念奨学金」及び「広島国際大学大学院学園創立90周年記念奨学金」として学生に給付している。

- ・「広島国際大学教育ローン金利助成奨学金」制度を設けており、本学の指定金融機関の教育ローンにより借り入れをした学生へ、金利の一部を給付することにより学費支弁者の経済的負担の軽減を図り、学業成就を助成している。
- ・健康科学部医療福祉学科への入学を希望する生徒を対象とした、社会福祉法人と連携した独自の奨学金制度を整備している。

表 2-4-1 奨学金給付人数

奨学金の種類	奨学生数				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広島国際大学 学内奨学金	83 人	86 人	84 人	82 人	60 人
広島国際大学大学院 学内奨学金	21 人	19 人	16 人	15 人	14 人
広島国際大学 学園創立 90 周年記念奨学金	8 人	8 人	13 人	12 人	8 人
広島国際大学大学院 学園創立 90 周年記念奨学金	13 人	15 人	14 人	7 人	18 人
広島国際大学 教育ローン金利助成奨学金	19 人	20 人	19 人	12 人	11 人
学園校友会奨学基金	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人
特別奨学金(特待生)	25 人	30 人	46 人	70 人	75 人
日本学生支援機構(学部)	2,156 人	2,142 人	2,126 人	1,986 人	2,422 人
日本学生支援機構(大学院)	20 人	16 人	11 人	11 人	8 人
日本学生支援機構(専攻科)	1 人	0 人	0 人	4 人	1 人
地方公共団体、育英会、 医療・福祉関連施設等奨学金	63 人	57 人	61 人	49 人	56 人

(2)学費の減免制度

- ・学費支弁者の死亡、住居の罹災、家業の破産等により経済的に著しく困窮し、学業継続が困難となった学生に対し、事由発生直後の学費の半額を減免する制度がある。

(3)学生貸付金

- ・親からの送金が都合で遅れた、急に帰省しなければならない等緊急に出費が必要になった場合は、「学生貸付金」の制度を無利子・無担保で利用できるようにしている。

(4)学生寮、住居

- ・東広島キャンパス学生寮 6 棟・呉キャンパス学生研修棟 3 棟、合わせて 9 棟、1,570 室を用意している。各室には、風呂、トイレ、ベッド、学習机、エアコン、電気コンロ等が完備されている。
- ・平成 28(2016)年度から、兄弟姉妹が同時に学生寮・学生研修棟に入居している場合、部屋料(共益費込み)を 2 人目は通常の半額の月額 20,000 円、3 人目以降は月額 10,000 円とする兄弟姉妹の優遇制度を設けている。また、学生寮・学生研修棟の 1 階部分の部屋料(共益費込み)を月額 20,000 円とし、学生への経済的支援を行っている。

(5)学生互助会

- ・学生互助会は、本学園で学ぶ学生が、学生生活における万一の事故・傷病に際し、互いに

助け合い、できるだけ軽い経済負担で学生生活を送れるようにするため設立された。

- 1)学生互助会費：入学と同時に全学生が加入し、互助会事業の財源として、1人当たり入会金1,000円、年会費5,000円を徴収している。
- 2)医療費の給付：学生互助会会員の学生へ、正課授業、課外活動、レジャー、帰省中等の病気、怪我等で支払った治療費の自己負担分を給付する。
- 3)死亡見舞金：学生互助会会員の学生が死亡した場合は、死亡見舞金25万円が遺族に支払われる。正課、学校行事、課外活動中の事故が原因で死亡した場合は、50万円を限度に増額することがある。
- 4)災害見舞金の給付：学生互助会会員の学生の住居や家財が、地震、火事等で損害を受けた場合に、10万円を限度に災害見舞金を給付する。
- 5)障害見舞金の給付：学生互助会会員の学生が怪我や病気がもとで後遺障害を生じた場合には、25万円を限度に、障害の程度に応じて見舞金を交付する。

(6)学生総合補償制度

- ・株式会社常翔ウェルフェアが取り扱い代理店となっている学生任意加入の補償制度で、本人・保護者の災害に対し、各種の補償を行っている。

(7)保険制度への加入

- ・正課授業・学校主催の学校行事及び課外活動中の事故・不測の事態に備え、「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」に、また、正課授業、研究活動、学校行事、課外活動としてのインターンシップ、介護等体験活動、学外実習、ボランティア活動等における対人・対物損害賠償を補填する「学生教育研究災害付帯賠償責任保険(学研賠)」に全学生が加入している。

(8)アルバイトの紹介

- ・教育・学生支援機構(学生係)では、アルバイトの紹介を行っている。

(9)外国人留学生に対する支援

- ・上記の(1)から(8)に加えて以下の制度がある。

- 1)在留資格が「留学」の外国人留学生を対象として授業料の30%減免を行っている。
- 2)「外国人留学生学内奨学金制度(月額20,000円給付)」と「外国人留学生学生寮、学生研修棟部屋料補助制度(月額20,000円減額)」があり、どちらか一方を選択できるようにしている。

(10)緊急学修支援金

- ・令和2(2020)年4月～5月上旬に新型コロナ感染拡大防止の観点から、学生のキャンパスへの入構を原則禁止にし、対面での授業実施を取り止めた。その後、5月7日開始のオンライン授業により、学業に支障を来さないよう学生の学修環境整備のための経済支援として「緊急学修支援金」制度を新設した。この制度では、本学で学ぶ学生に対して、オンライン授業等の学修環境整備を含めた学修支援金として一律5万円の支援を実施。全学生数の98%へ支給を行った。

(11)学費納入期限の延長

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止による家庭の経済状況の悪化に対処するため、令和2(2020)年度については、前期分学費納入猶予期限を5月20日から7月20日まで延期した。

(12)遠隔相談の充実

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止による自粛生活、初めての一人暮らしへの不安、就職活動の遅れ等により、精神的不安を抱える学生に対して、カウンセラーによる遠隔相談として Microsoft Teams の利用を促し相談を行った。

(13)学生ピアソポーターによる支援体制の強化

- ・教員や職員には聞きにくい、履修・大学生活全般の質問や疑問に対し、先輩学生が相談に乗ってくれる支援体制として Microsoft Teams の利用を促し相談を行った。

『課外活動への支援』

(1)課外活動団体

- ・課外活動団体は体育会、文化会に区分され、その活動状況により、令和 2(2020)年度末の時点で部 46 団体、同好会 15 団体、準備会 10 団体が公認され、活動している。

(2)課外活動への経済支援

- ・課外活動の活性化を経済的に支援するために、部、同好会に対して、表 2-4-2 に示すとおり、令和 2(2020)年度は、①経常的な活動を支援する「課外活動一般援助金」制度、②課外活動強化指定団体の活動を支援する「課外活動強化指定団体への特別援助金」制度で支援し、①については、45 団体に 515 万 8,800 円、②については、5 団体に 300 万円を支給した。

表 2-4-2 課外活動援助金

【課外活動一般援助金】

年度	支給団体数	援助金額	備考
平成 28 年度	56 団体	9,111,000 円	東広島 40 団体、呉 20 団体
平成 29 年度	52 団体	8,629,000 円	東広島 34 団体、呉 18 団体
平成 30 年度	49 団体	8,295,000 円	東広島 36 団体、呉 13 団体
令和元年度	44 団体	6,476,541 円	東広島 31 団体、呉 13 団体
令和 2 年度	45 団体	5,158,800 円	東広島 29 団体、呉 16 団体

【課外活動強化指定団体への特別援助金】

年度	支給団体数	援助金額	備考
平成 28 年度	6 団体	3,000,000 円	東広島 6 团体
平成 29 年度	6 团体	3,000,000 円	東広島 6 团体
平成 30 年度	7 团体	3,192,770 円	東広島 7 团体
令和元年度	6 团体	3,000,000 円	東広島 6 团体
令和 2 年度	5 团体	3,000,000 円	東広島 5 团体

(3)課外活動への支援・奨励策

- ・課外活動支援施設は、東広島キャンパスに、体育館、柔道場、剣道場、弓道場、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、クラブハウス、アクティビウェルネスセンター

を、呉キャンパスに、体育館、卓球場、トレーニングルーム、空手道場、グラウンド、テニスコート、クラブハウスを設置している。

- ・課外活動の奨励のため、学長表彰の制度を設けており、規定に準拠し、優秀な成果を収めた団体・個人を表彰している。また、学長表彰には至らないが、表彰するに値する様々な学生の活動に対して学内表彰の制度も設けている。
- ・課外活動団体の次期役員を対象として、リーダーとしての資質向上、団体間の交流を目的とした「リーダーズキャンプ」を1泊2日の日程で、毎年2月に開催している。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため Microsoft Teams を利用したオンライン開催とした。
- ・課外活動団体に入部した学生を対象に、団体間の交流を目的とした「フレッシュマンキャンプ」を1泊2日の日程で、毎年6月に開催している。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としている。
- ・本学園は、学生の課外活動支援の一環として、実費(1泊1,000円)で利用できる研修・宿泊施設「研修室(東広島・呉) キャンパス」及び「研修センター・OITホール」(大阪市旭区)を用意している。
- ・課外活動に利用できる大学バス(大型バス・マイクロバス)を配備している。

(4)広島国際大学チャレンジプロジェクト

- ・平成24(2012)年度までの学生支援プログラムであった「SSP(Student Society Partnership)プログラム」、「金曜ゆめプログラム」、「クローバープログラム」を集約し、平成25(2013)年度新たに「広島国際大学チャレンジプロジェクト」を設置した。
- ・本制度は、学生の積極的なチャレンジ精神に応え、社会人基礎力にある「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の向上をめざし、学生を育てていく制度である。募集テーマは、①イベント実施型プロジェクト、②地域課題解決型プロジェクトの2区分としている。大学が認定した企画に対して原則50万円を上限として奨励金を援助している。
- ・平成28(2016)年度から令和2(2020)年度の奨励金交付実績は表2-4-3に示すとおりである。

表2-4-3 広島国際大学チャレンジプロジェクト等奨励金

年度	認定企画件数	奨励金額	備考
平成28年度	13件	1,957,747円	東広島8件、呉3件、広島2件
平成29年度	16件	2,837,287円	東広島9件、呉2件、広島5件
平成30年度	9件	1,462,926円	東広島5件、呉3件、広島1件
令和元年度	6件	446,189円	東広島3件、呉3件
令和2年度	3件	575,434円	呉3件

(注)上表の認定企画件数・奨励金額は、東広島・呉キャンパスの合算を示す

《健康相談、心的支援、生活相談》

(1)学生相談室・保健室

- ・各キャンパスに、学生相談室を設置し、室長(医師)の下に学生相談カウンセラー(常勤・臨床心理士)2人、医師や看護・心理学を専門とする教員を中心に相談員を配置し、学生の相

談に対応している。また、各キャンパスに看護師が 1 人ずつ常駐する保健室を設け、学生の健康支援を図っている。

- ・利用状況の年度別推移は表 2-4-4 に示すとおりである。

表 2-4-4 利用状況の年度別推移(延べ件数)

利用内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
健康チェック	79 件	585 件	158 件	472 件	14 件
健康相談	1,453 件	1,401 件	1,245 件	1,100 件	308 件
内科症状	813 件	1,060 件	652 件	741 件	113 件
外科症状	330 件	455 件	208 件	267 件	102 件
心の相談	2,149 件	1,602 件	1,396 件	1,343 件	1,226 件
計	5,543 件	5,103 件	3,659 件	3,923 件	1,763 件

(2) 心身の健康維持

- ・学生相談室でのカウンセリングは、学生相談カウンセラーが行っており、個人情報は固く守られている。
- ・各キャンパスに、学生相談カウンセラーを配置し、週 5 日 9 時から 17 時まで相談を受け付けている。
- ・月に一度、学生相談室のスタッフによるカンファレンスに加え、学生相談室長とカウンセラーのミーティングを設けることで、キャンパスごとの来談学生の問題傾向を共有し、対応を協議している。
- ・保健室では、毎年 4 月に定期健康診断を実施し、保健指導、健康相談を行っている。
- ・また、健康の自己管理のために体組成計や血圧測定器、血管年齢測定器を設置している。結果については、説明・指導を行っている。また、アルコールパッチテストも実施している。
- ・毎年 7 月に各キャンパス合同で「熱中症対策キャンペーン」を実施している。令和 2(2020) 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止している。
- ・東広島キャンパスでは、健康の基本である食事の大切さを学ぶ「料理教室」を毎年 2 回(5 月・11 月)開催している。また、食育月間に合わせて「食育キャンペーン」も実施している。令和 2(2020) 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止している。
- ・毎年 12 月の世界エイズデーに合わせて、各キャンパス合同で「世界エイズデーキャンペーン」を実施している。

(3) 安全と衛生の体制

- ・「自動体外式除細動器(AED)」を、東広島キャンパスは 8 箇所、呉キャンパスは 8 箇所設置し、緊急の対応に備えている。
- ・緊急時に対応できるよう、教職員を対象として救急救命処置及び AED の使い方の講習会を年度初めに開催している。平成 29(2017) 年度東広島キャンパス、呉キャンパスにおいて

各1回実施した。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止している。

- ・市街地から離れている東広島キャンパスでは、緊急時に学内で「ハリーコール」をかけ医師教員や救急救命士教員が迅速に対応できる体制をとっている。
- ・本学では平成25(2013)年9月より大学敷地内を全面禁煙とした。さらに、全面禁煙に伴い、たばこの吸殻のポイ捨て等近隣住民への迷惑行為を防止することも含め、教職員が中心となり定期的に学内外を巡回し、監視・指導を行っている。

(4)ハラスメントへの対応

- ・セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントには、本学に人権侵害防止委員会を設置し対応している。
- ・通報及び相談を受け付ける窓口を学園に設け、公益通報体制を構築している。

(5)その他

- ・学修指導に使用している「広國大教職員ハンドブック」の中に学生との接し方等のマニュアルも記載しており、学生支援や学生サービスの質の向上に努めている。

(3)2-4の改善・向上方策(将来計画)

- ・「広島国際大学チャレンジプロジェクト」や「海外チャレンジプロジェクト」のような、学生の自主的活動を支援する方策を拡充する。
- ・海外チャレンジプロジェクトの参加者激減により、引き続き学生のヒアリングを含めて継続の有無を検討するが、留学・海外渡航希望者の選択肢の幅を広げるため、オンライン留学の活用や海外の協定校を増加させ、多種多様なプログラムを構築する。
- ・異文化研修などの海外短期プログラムを充実させる
- ・令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としたイベント等は今後の感染状況に応じて、感染予防を考慮しながら実施する。

2-5. 学修環境の整備**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理****2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用****2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性****2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理****(1) 2-5 の自己判定**

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理****《施設設備》**

- ・本学は、東広島市に東広島キャンパス、呉市に呉キャンパスを設置しており表 2-5-1、表 2-5-2 に示す施設を有している。
- ・校地・校舎は、表 2-5-3 に示すとおり、各キャンパスとも大学設置基準上必要な面積を十分に上回り、その他教育研究活動に必要な施設設備も揃っており、ゆとりあるキャンパスとなっている。

表 2-5-1 東広島キャンパスの主要施設概要

施設名	延面積(m ²)	階	主 要 施 設
1号館	25,279.22	8	学長室、応接室、広報室、学長室(企画係、庶務係、会計係、営繕係)、研究支援・社会連携センター事務室、会議室、東広島キャンパス学部事務室(保健医療学部・総合リハビリテーション学部・健康科学部〔心理学科、医療経営学科、医療福祉学科〕・健康スポーツ学部)、教員研究室、非常勤講師室、保健医療学部(診療放射線学科・医療技術学科)の実習施設、健康科学部(医療福祉学科)の実習施設、R I 実験室、X線施設、MR I 施設、基盤教育センター講義室、情報演習室、コンピュータ室、図書館本館1号館、医療・福祉学研究科院生研究室、教室、院生ゼミ室、学生食堂、コンビニ、防災センター、保健室、校員室、多目的室 A・B
2号館	13,045.47	9	教育・学生支援機構(教務係、学生係、国際交流係、キャリア支援係)、ボランティアセンター、障がい学生支援室、学生相談室、東広島キャンパス学部事務室分室、教員研究室、教室、ゼミ室、学生食堂、コミュニティールーム、多目的室 C、常翔ウェルフェア広島事業部事務室
3号館	19,845.73	10	教員研究室、教室、総合リハビリテーション学部(リハビリテーション学科)の実習施設、ゼミ室、健康科学部(心理学科、医療経営学科)の実習施設、心理学部(心理学科)の実習施設、マルチメディア教室、図書館本館3号館、実験実習室、院生講義室、非常勤講師室、会議室、心理科学研究科院生研究室、院生ゼミ室、自習室、ラーニング・コモンズ
Active Wellness Center	4,434.56	3	トレーニングルーム、スポーツ動作解析生理学実習室、スポーツ実習室、ミーティングルーム、教室、健康スポーツ学部(健康スポーツ学科)の実習施設
管理棟、倉庫	132.31	1	教員室、男子更衣室、女子更衣室、倉庫
講堂	6,356.35	5	2,149人収容(身体障がい者用4席を含む)
クラブハウス	2,065.77	4	部室、音楽練習場、茶室
体育館	1,667.07	3	観覧席(287人収容)
第1練習場	301.00	2	柔道場

広島国際大学

第2練習場	222.87	1	剣道場
弓道場	108.00	1	弓道場
陸上競技場 (学生寮北側)	14,650.00	—	陸上競技場
野球場	6,356.35	—	1面
サッカー場 (人工芝)	9,289.50	—	1面
サッカー場 (クレー)	8,968.80	—	1面
テニスコート	3,000.00	—	4面
学生寮	25,743.75	8	6棟(A・B・C・D・E・F棟 [878室])

表2-5-2 呉キャンパスの主要施設概要

施設名	延面積(m ²)	階	主要施設
1号館	13,749.89	8	学長室、応接室、広報室(呉)、教育・学生支援機構(教務係、学生係、国際交流係、キャリア支援係)、呉キャンパス学部事務室(看護学部事務室、薬学部事務室、健康科学部〔医療栄養学科〕、教員研究室、非常勤講師室、教室、ゼミ室、看護学部長室、健康科学部(医療栄養学科)の実習施設、IPE演習室、情報処理演習室、基盤教育センターコンピュータ室、メディアホール、学生食堂、防災センター、院生ゼミ室、院生講義室、保健室、学生相談室
2号館	13,443.10	11	教員研究室、非常勤講師室、会議室、教室、ゼミ室、看護学部(看護学科)の実習施設、多目的室、看護学研究科院生研究室、院生ゼミ室、実験実習室、院生講義室、自習室、総合サービスセンター、アクティブラーニングスタジオ
3号館	8444.55	4	教室、ラーニングコモンズ、IPEホール、個別学修ブース、ラーニングコモンズ【LINK】、グループワーク、スタディールーム
5号館	4,233.62	5	図書館呉分館、図書閲覧室、教室、ロッカールーム
6号館	13,774.08	10	薬学部長室、会議室、教員研究室、教室、実験室、薬学部(薬学科)の実習施設、動物飼育室、NMR室、RI実験室、情報演習室、医療薬学研究センター、教育支援センター、ゼミ室、薬学研究科院生研究室、院生講義室、コミュニティールーム
7号館	479.01	1	校員室、清掃控室
体育館	3,883.45	3	アリーナ、第1練習場(卓球場)、第2練習場(トレーニングルーム)
第3練習場	214.17	1	柔道場
第4練習場	214.17	1	空手道場
グラウンド	14,204.00	—	サッカー場、野球場、鉄棒・砂場
クラブハウス	1,265.26	2	部室、更衣室
学生研修棟	26,691.10	9	3棟(A・B・C [692室])
薬草園	774	—	薬草園、温室

表2-5-3 校地・校舎の面積

区分	面積(m ²)	大学設置基準上必要な校地・校舎面積(m ²)
校地	405,537.98	45,000.00
校舎	116,024.62	37,326.00

(1)図書館

- ・本学図書館は、本館(東広島キャンパス1号館、3号館)と呉分館(呉キャンパス5号館)で構成されている。
- ・本館1号館は保健医療学部、健康科学部医療福祉学科、健康スポーツ学部関連の図書、本館3号館は総合リハビリテーション学部、健康科学部心理学科、健康科学部医療経営学科関連の図書、呉分館は看護学部、薬学部、健康科学部医療栄養学科、大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻関連の図書を所蔵している。
- ・図書館コンピュータシステムにより、両キャンパス図書館の蔵書検索、利用状況問合わせ、図書貸出予約などを可能としている。また、他キャンパス図書館にある図書を利用者が所属するキャンパス図書館で受け取れるサービスを実施している。
- ・その他、電子ブック・ジャーナル、データベースなど多くのサービスを利用者に提供している。
- ・全キャンパス図書館において書架が狭隘化している。また、令和2(2020)年4月の広島キャンパス移転により、広島キャンパス広島分館の図書を東広島キャンパス本館3号館と呉分館に移設した。

(2)体育施設と運動場

- ・表2-5-1、表2-5-2のとおりの体育施設と運動場がある。

《施設設備の維持・運営》

- ・呉キャンパスの5号館、体育館は昭和56(1981)年以前の旧耐震基準で建築されている。このうち、5号館は図書館及び教室(一部自習室)として使用しており、平成26(2014)年度に耐震補強改修工事を行った。
- ・施設設備の維持・管理等については、専任職員を配置し、専門業者への委託等により、法令を遵守した適切な保守点検、維持修繕、運営管理を行っている。
- ・施設設備の防火・防災・防犯の管理について「防火・防災管理規定」を制定し、管理責任者及び必要な事項を定め、各管理責任者のもと、保安管理、事故予防措置等施設の安全性維持に努めている。
- ・定期的に学生及び教職員を対象として両キャンパスにおいて、防火・防災訓練を行っている。
- ・事故発生等緊急時の対応組織・措置を明確にし、訓練を行い、その他施設設備等についても、それぞれ規定を定め、安全性確保を図っている。具体的には以下のとおりである。

(1)火災、地震、風水害による被害に対しては、緊急対策本部及び自衛保安隊を組織して、被害を最小限にとどめる措置を講じている。また、東広島キャンパス及び呉キャンパスに防火・防災管理者をそれぞれ置くとともに、各室の火元・戸締責任者を置き、火気類の管理、設備の耐震性確保、盗難犯罪事故防止等の安全管理に関して必要な措置を講じている。

(2)防犯については、保安業務を委託し、24時間の警備体制(機械警備含む)を敷いている。また、外部訪問者には受付を行うことで、防犯の徹底化を図っている。

- (3)本学の保健医療学部の RI 実験施設等で教育・研究のために実施する実験・実習において放射性同位元素等を取り扱っている。これらによる放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とした「放射線障害予防規程」を制定し、規程に則った放射線管理を行っている。
- (4)動物実験に関しては、本学において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、科学的かつ動物福祉の観点から適正な動物実験の実施を図ることを目的として「広島国際大学動物実験に関する規定」を定めるとともに、実験動物飼育施設を整備し、適切な管理を行っている。
- (5)廃液・廃棄物に関しては、教育・研究において、環境汚染の原因となる有害物質を含む実験廃液及び実験系廃棄物が不正に排出されることを防止し、大学及び周辺地域の生活環境の保全を図るべく「広島国際大学廃液・廃棄物処理規定」を定め、排出される廃液・廃棄物の貯留、運搬から処理委託業者への引渡しに至るまでの徹底した管理を行っている。
- ・学生間のコミュニケーションを支援するために、キャンパス毎に、表 2-5-1、表 2-5-2 のとおりコミュニティ・スペースを設置しており、多くの学生が利用している。
 - ・両キャンパスとも平成 10(1998)年度以降に新築の建物には、車椅子対応エレベーター及び身体障がい者用トイレ、教室に車椅子用机を整備しており、バリアフリーに対応している。
 - ・施設設備に対する学生の意見は、全学生を対象とする「学生意識・動向調査」(第 1 回：平成 22(2010)年 11 月、第 2 回：平成 23(2011)年 11 月、第 3 回：平成 24(2012)年 11 月、第 4 回：平成 28(2016)年 1 月)により把握し、学長室にて検討し、適切に対応している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

《実習施設等の有効活用》

(1)情報施設

- ・情報処理教育の充実を図るため、平成 31(2019)年 3 月に東広島キャンパスの第 1～第 5 情報演習室、第 1 マルチメディア教室、自習室、呉キャンパスの情報処理演習室 1・2、パソコン演習室 1、情報演習室のパソコン、ネットワーク機器、サーバを更新した。
- ・デスクトップパソコンの台数は、東広島キャンパスに 380 台、呉キャンパスに 252 台である。平日 9 時～22 時、土曜日 9 時～16 時 30 分まで授業で使用していない時は自由に利用可能としている。
- ・各キャンパスには、授業で使用しないオープン利用専用教室も設置している。各教室の空き状況は、情報演習室利用状況確認システムにより、Web にて確認できる。
- ・学内の多くの場所で、無線 LAN にてノートパソコン・スマートホン・タブレット端末等の学内ネットワークへの接続を可能としている。
- ・図書館本館 1・3 号館及び図書館呉分館においては、貸出用のノートパソコン 10 台を設置している。
- ・電子メールについては、全学生・教職員にアカウントを交付している。
- ・インターネット接続の回線速度は、東広島・呉キャンパスにおいて 1 Gbps×2 回線とな

っており、利用者の要求を満たしている。また、令和 3(2021)年度から学術情報ネットワーク SINET に加入し、教育研究における ICT 環境の改善を図っている。

- ・インターネット接続については、Firewall により外部からの不正アクセス等に対処しており、フィルタリングソフトを稼動させたサーバを必ず経由させることで、有害情報へのアクセスを制限している。また、VPN(Virtual Private Network)装置を設置して、外部から学内ネットワークへの接続手段を確保している。
- ・事務用のネットワークは、セキュリティのために、教育用とは物理的に別のネットワークを敷設しサーバ、パソコンを設置している。また、事務用ネットワークから教育用ネットワークへの接続は、Firewall を介して接続し、情報の漏えいを防いでいる。学生データ管理については、事務用基幹システム(CampusMate)にて、各部署の扱う電子データは事務用ファイルサーバにて管理している。
- ・学内のパソコンについてマイクロソフト社と包括ライセンス契約を行い、ライセンス違反のない環境を担保している。

(2)多目的室(ラーニング・コモンズ)

- ・東広島キャンパスには、1号館1階、2号館8階、3号館6階にグループワーク用の机、椅子、電子黒板、ホワイトボードを設置した多目的室やラーニング・コモンズを整備し、学生の自立的学修を支援する環境を整備している。
- ・呉キャンパスには、3号館3階にグループワーク用の机・椅子、電子黒板、ホワイトボードを設置したラーニング・コモンズを整備し、4階には個別学修ブースを設置し、学生の自立的学修を支援する環境を整備している。

(3)アクティブラーニングスタジオ・アクティブラーニング教室

- ・アクティブラーニング等を可能とするグループワークや体験学習、高度情報化社会に適応できる能力を養う学修に適した環境整備を行うため、平成 29(2017)年度に東広島キャンパス 3 教室及び呉キャンパス 2 教室の固定式机・椅子を可動式へ改修、壁面をホワイトボード化することで、アクティブラーニング教室として整備し、平成 30(2018)年度から運用を開始した。その中でも、東広島キャンパスの 122 教室(1号館 2階)と呉キャンパスの 2701 教室(2号館 7階)、3102 教室(3号館 1階)においては、マルチプロジェクター、遠隔講義システムの設置により遠隔講義も可能なアクティブラーニングスタジオとして稼働している。

(4)附属施設

- ・心理臨床センターを呉キャンパスに設置し、心の問題を持つ人に対して心理臨床的援助活動を行うことで地域社会に貢献するとともに、大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻及び臨床心理学専攻博士後期課程の大学院生のための実習施設としての役割も果している。開室時間は、月曜日から土曜日(水曜日を除く)の 10 時～17 時で、令和 2(2020)年度の来所者数は延べ 518 人である。
- ・呉市と連携し、相談業務の提携推進やペアレントトレーニングの拡充を目的とした事業を展開している。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で対面相談が困難となった場合を想定して、オンラインカウンセリングを実施できる体制を整備している。

《図書館の有効活用》

- ・東広島キャンパスには、図書館本館 1 号館と図書館本館 3 号館に合計 140,436 冊の蔵書、82 種の定期購読雑誌、視聴覚資料 5,256 点を所蔵し、面積は 1,658.81 m²、閲覧席は 374 席である。
- ・呉キャンパス図書館呉分館には、81,459 冊の蔵書、63 種の定期購読雑誌、視聴覚資料 2,757 点を所蔵し、面積は 1,675.50 m²、閲覧席は 133 席である。
- ・このように 2 キャンパスの図書館はいずれも、十分な学術情報資料を有している。
- ・インターネットによる蔵書検索に加え、本学内ネットワークからのアクセスであれば、電子ブック(5,523 冊)、電子ジャーナル(31 種)、データベース検索(17 種)の閲覧・利用も可能としている。
- ・令和 2(2020)年 11 月、教員対象に電子ブック「Maruzen eBook Library」の使用方法、授業等での活用方法の説明会を実施に加え、他教育機関での活用事例の研修会を実施した。
- ・開館時間は、平日 9 時～20 時、土曜日 9 時～17 時であるが、試験集中期間中は 22 時まで延長し、日曜・祝日も開館している。
- ・令和 2(2020)年度はコロナ禍の影響により、開館日時・時間を都度変更した。
- ・平成 20(2008)年度からサービスの向上と効率化のため外部委託での運営を始めた。
- ・令和 2(2020)年度の年間開館日数は 203 日であり、入館者は 3 館合計で 1 日平均 318 人であった。
- ・図書館における書架の狭隘化への改善策として、平成 30(2018)年度に広島国際大学図書廃棄規準を定め、組織的に図書廃棄規準に該当する図書の廃棄を行った。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・学生寮 4 部屋、学生研修棟 10 部屋は、車椅子の学生が生活できる居室を用意しており、入居者の障がいに応じて改修工事等をおこない、バリアフリーに対応している。
- ・教室には、車イスで聴講できる座席を用意している。
- ・食堂には、車イス席を用意している。
- ・キャンパス内には身がい者等に対応した多目的トイレを設置するとともに建物入口にはスロープを設置している。
- ・東広島キャンパス 1 号館前駐車場には、車いす利用者などに配慮し、バリアフリー化した思いやり駐車場を設けている。
- ・呉キャンパスには、正門付近に学生や教職員だけでなく、誰もが気軽に訪れることができる憩いの空間として、小さい子供からお年寄り、障がいのある方にもやさしいユニバーサルな庭園を開放している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- ・教育効果の向上のため、原則として、演習、実習及び実験科目については、1 つの科目を複数教員が担当することで、教員 1 人当たりの学生数が少人数となるよう配慮している。また、一部科目については、2 組に分け 1 クラスを 30 人から 60 人程度としている。
- ・講義科目においても、1 クラスの人数が多い場合には、クラス分けを行うことで教育効

果の向上を図っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

特になし。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学生の意見・要望を汲み上げるために、以下のシステムがある。

(1)VOS(Voices of Students)

- ・VOSは個々の学生が直接、意見や要望を訴える制度である。学生は指定のフォーマットに記名記述し、学内 6箇所(東広島キャンパス 3箇所、呉キャンパス 2箇所)に設置した回収箱に投函する。意見や要望の中には、学修支援に関するものもあり、職員は学生の名前を伏せ、当該部署等に回答を求め、同時に必要な対策を検討・実施し、結果を学生に知らせている。

(2)学長 Cafe

- ・学長が学生の要望や意見等を直接聴き、学生のニーズに応じた適切な支援につなげる「学長 Cafe」を各キャンパスで年複数回開催している。毎回 10 人前後の学生が参加し、活発な意見交換がされている。

(3)ブックハンティング・館長カフェ

- ・学生、教員、図書館スタッフが直接書店に出向き、共同で図書選書を行うブックハンティングや図書館長が学生から図書館に対しての要望や意見等を聴く館長カフェを年 2 回開催している。
- ・令和 2(2020)年度は、ブックハンティングを 9 月と 11 月に開催し多くの学生と教職員が参加した。学生参加者が選書を行った図書は貸出し回数も多く好評である。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・全学生を対象とする「学生意識・動向調査」(第 1 回 : 平成 22(2010)年 11 月、第 2 回 : 平成 23(2011)年 11 月、第 3 回 : 平成 24(2012)年 11 月、第 4 回 : 平成 28(2016)年 1 月)を実施し、学生生活全般の意識・要望等を調査し、結果を学生委員会、大学・大学院運営会議(旧学部長会議、大学院委員会)において報告している。

- ・「学生意識・動向調査」は第3回より4年ごとの実施としており、令和2(2020)年度の実施にあたり、学生を対象とした調査が複数あることから、各種調査の統合について検討の上、学生の実態把握及び原因分析、改善方策の検討を行うため、学生の学修成果の把握及び、大学生活の目標設定と振り返り等と一体化させた総合的な「学生意識・動向調査(仮称)」として、令和4(2022)年度に本格稼働する「学修成果可視化システム」の導入と合わせて実施することを、教育・学生支援機構において検討している。
- ・東広島キャンパス、呉キャンパスに「学生相談室」を開設し、心身に関する健康相談、学生生活に関する相談を保健室と共同で対応している。
- ・定期的に学生相談室カンファレンスを実施している。本カンファレンスでは学生からの意見、要望や気付き等を情報共有し、対応策等を検討している。また、相談集計結果を毎年分析し、学生の相談の変化に対応できるよう努めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・大規模な施設・設備の更新時、学生や教職員の意見を取り入れるため、必要に応じてWGを立上げ議論している。学生、教職員、地域住民と協働で施設名称や施設の活用方法の意見を集約し、学生生活環境の改善を行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

- ・今後は、電子図書を活用した講義等により、学修環境を改善して学生の学修満足度の向上をめざす。
- ・学生の実態把握及び原因分析、改善方策の検討を行うため、学生の学修成果の把握及び、大学生活の目標設定と振り返り等と一体化させた総合的な「学生意識・動向調査(仮称)」として、令和4(2022)年度に本格稼働する「学修成果可視化システム」の導入と合わせて実施することを、教育・学生支援機構において検討している。

[基準2の自己評価]

- ・本大学のアドミッション・ポリシー及び学科・専攻のアドミッション・ポリシーは明確であり、大学の公的印刷物や本学ホームページにより公表し、社会へ周知している。
- ・アドミッション・ポリシーに基づいて受け入れた学生に対し、適切な教育課程の下に十分な人数の教職員と適切なクラスサイズで教育を行っている。
- ・学生の就職状況や国家試験合格率から判断して、各学部・学科における現状の教育内容・方法はその目的に沿って機能しており、キャリア支援体制も適切に実施されている。
- ・学生に対する様々な経済的支援を実施しており、さらに、教育及び学生生活を行うための施設・設備も充実している。
- ・授業、学生支援及び施設・設備に対する学生の意見・要望を汲み上げる仕組みは適切に整備され、意見・要望の把握と分析結果に基づき、支援を行っている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- 平成 23(2011)年度に全学のディプロマ・ポリシーを制定し、令和 2(2020)年度の新カリキュラム導入に合わせて、一部の学部・学科において見直しを行い、学生便覧及び広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科(以下「本学」という)のホームページ等に明示している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

《単位認定》

- 単位については、広島国際大学学則第 25 条、広島国際大学大学院学則第 14 条、広島国際大学助産学専攻科規定第 14 条に単位の計算方法等で規定されている。1 授業時間(授業時間割の 1 時限)を 90 分とし、これを単位換算における 2 時間としている。講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位としている。実験及び実習については、30 時間から 45 時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位としている。
- 1 学期の授業は、16 週を確保し、そのなかで期末試験等を行っている。
- 期末試験等により、本学の定める授業時間を下回ることがないよう、シラバス作成時にその旨を記載したシラバス作成要領を授業担当教員に配付している。
- ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を策定し、新たな学修評価システムの検討など継続的に見直しも行っている。

《進級、卒業認定、修了認定》

[学部・学科]

- 修業年限は、4 年(薬学部は 6 年)である。
- 在学年数は、4 年以上 8 年以内(薬学部では 6 年以上 12 年以内)である。
- 薬学部では、上位年次配当科目の履修要件を年次ごとに設定している。また、学生の学習意欲を尊重するため、留年時には余力・意欲のある学生に対して、科目担当教員及び学生担任による許可のもと、1 学年上位の科目の履修を認めている。
- その他の学部では進級要件を設定している。
- 各学科の卒業要件は、学則第 30 条に規定されており、表 3-1-1 に示すように、それ

ぞれの学科で定めている。

- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し、新たな学修評価システムの検討など継続的に見直しを行っている。

表 3-1-1 卒業に必要な単位数

学部	学科／専攻		スタンダード 科 目	オプション 科 目	専門教育 科 目	計
保健医療 学部	診療放射線学科		15 単位	6 単位	109 単位	130 単位 以上
	医療技 術学科	臨床工学専攻	15 単位	7 単位	102 単位	124 単位 以上
	臨床検査学専攻					
総合リハ ビリテー ション学 部	救急救命学科		15 単位	10 単位	99 単位	124 単位 以上
	リハビ リテー ション 学科	理学療法学専攻	15 単位	4 単位	105 単位	124 単位 以上
		作業療法学専攻	15 单位	4 単位	105 単位	124 単位 以上
		言語聴覚療法学 専攻	15 単位	6 単位	103 単位	124 単位 以上
健康科学 部	義肢装具学専攻		15 単位	6 単位	103 単位	124 単位 以上
	心理学科		15 単位	19 単位	80 単位	124 単位 以上
	医療栄養学科		15 単位	10 単位	100 単位	125 単位 以上
	医療経営学科		15 単位	8 単位	91 単位	124 単位 以上
	医療福 祉学科	医療福祉学専攻 介護福祉学専攻 保育福祉学専攻	15 単位	8 単位	91 単位	124 単位 以上
健康スボ ーツ学部	健康スポーツ学科					
看護学部	看護学科		15 単位	8 単位	105 単位	128 単位 以上
薬学部	薬学科		15 単位	10 単位	161 単位	186 単位 以上

[研究科・専攻]

- ・本大学院の修了及び学位の取得要件は本大学院学則に規定されており、研究科・専攻ごとに定められている。
- ・本大学院の修了要件については、次の 1)から 4)のように決められている。
 - 1)博士前期課程及び修士課程

- ・当該課程に 2 年以上在学して、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

2)博士後期課程

- ・当該課程に 3 年以上在学して、所定の授業科目について 16 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

3)薬学研究科博士課程

- ・当該課程に 4 年以上在学し、所定の授業科目について 34 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

4)専門職学位課程

- ・当該課程に 2 年以上在学して、所定の授業科目について 50 単位以上を修得すること。
- ・本大学院のすべての課程において、進級要件は設けていない。

[助産学専攻科]

- ・修了要件は、助産学専攻科規定に規定されている。

《成績》

[全学]

- ・シラバスには、レポートや課題、試験等の評価対象ごとの割合を示した評価基準と、到達目標ごとの評価方法を記載している。
- ・科目の成績は、「S・A・B・C・D・E・*」の 7 種の評語をもって表し、「S・A・B・C」を合格とする。学業成績の評価基準は、表 3-1-2 に示すとおりである。

表 3-1-2 学業成績の評価基準

評語	S	A	B	C	D	E	*
100 点満点	100~90	89~80	79~70	69~60	59~30	29~ 0	評価不能
GP (グレードポイント)	4	3	2	1	0	0	
合否	合格				不合格		

(注)

- ・非受験、レポート未提出及び授業に出席していない等により、成績が評価できない場合は、「*」と表示する
- ・編入学等で単位認定を受けた場合は「認」と表示する
- ・点数等で評価できない、実験・実習、特別研究等の授業科目の場合、合格は「G」、不合格は「F」と表示する

[学部・学科]

- ・既修得単位や外部試験の成績等による単位認定、留学生特例科目については、次の 1)から 6)のように決めている

1) 他大学等での既修得単位の取り扱い

- ・入学前における他大学または短期大学等での既修得単位の取り扱いについては、本大学学則第 23 条に基づき認定が行われる。
- ・他大学を卒業あるいは 2 年以上在籍して中途退学した者、短期大学を卒業した者、高等専門学校を卒業した者、文部科学大臣の指定する専門学校を卒業した者が、それまでに修得した単位の取り扱いについて、当該学生の単位認定申請により、

その学修教育内容及び単位数を本学の教育課程と照合のうえ、教務委員、学科長が調査を行い、30 単位を限度として、教授会の議を経て学部長が認定している。

2) 学校法人常翔学園(以下「本学園」という)が設置する大学間における既修得単位の取り扱い

- ・本学園が設置する大学(本大学、大阪工業大学、摂南大学)間の転入学制度が設けられている。この際に、学業成績の読み替えについては、上記 1)の他大学の場合と同様に適切に行われている。

3) 転学部・転学科における既修得単位の取り扱い

- ・転学部・転学科の制度が設けられており、志望先に欠員のある場合に限り、1~3 年次への転学部・転学科を許可している。この際に、在学中の学業成績を基に志望先学科の学科長、教務委員と受け入れの可否について面談を行い、教授会で審議している。また、学業成績の読み替えについても教授会で審議され、適切に行われている。

4) 外部試験の成績による単位認定

- ・TOEIC の試験において、470 点以上で 1 単位、600 点以上で 2 単位を当該学生の申請により認定し、成績は「認」と表示する。認定対象科目は英語の「英語コミュニケーション I」、「英語コミュニケーション II」、「英語リーディング I」、「英語リーディング II」、「Reading & Writing」、「英語プレゼンテーション」、「検定英語」が指定されている。

5) 海外研修による単位認定

- ・スインバン工科大学(オーストラリア・メルボルン)において実施しているオンライン語学研修(英語)に参加し修了した学生で、単位認定の申請があった場合は、外国語科目「英語コミュニケーション I (英語 II a)」、「英語コミュニケーション II (英語 II b)」もしくは「英語プレゼンテーション(英語 IV)」から 1 単位を認定し、学業成績通知書に「認」と表示している。

6) 留学生特例科目

- ・外国人留学生を対象として、「日本事情 a」、「日本事情 b」、「日本語 I」、「日本語 II」を 1 年次から 3 年次に開講し、修得した単位を、「日本事情 a」または「日本事情 b」は「オプション科目(ベーシック)」の「人間と社会」の 2 単位までを、「日本語 I」、「日本語 II」は「オプション科目」の「グローバル」の 4 単位までとして代えることができる。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・各授業科目の成績評価は、本大学学則第 26 条、本大学院学則第 20 条、助産学専攻科規定第 15 条に規定されており、各授業担当教員が学生個々の学修過程と学修成果を総合的に判定し、厳正に評価している。評価基準は、各授業のシラバスに明記されている。
- ・成績評価結果に疑義がある場合の申し立てについては、学期ごとに期間を定めて受付を行っており、評価の適正化に努めている。
- ・保健医療学部、総合リハビリテーション学部、健康科学部、健康スポーツ学部、看護学部では、進級要件を年次ごとに設定している。

- ・卒業判定は各学部の教授会において厳正に行われている。
- ・修了判定は各研究科の研究科委員会において厳正に行われている。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学のディプロマ・ポリシーに基づいた人材育成となるよう、学修成果の可視化と在学中の成績推移の可視化による学修指導体制の整備を行う。
- ・正課の学業成績だけでなく、正課外活動も含めた「学修成果・教育成果に関する情報」を的確に蓄積・収集し、データに基づいて、教職員のみならず学生一人一人がディプロマ・ポリシーに基づく学修目標の達成状態や身につけた資質・能力をリアルタイムで把握・測定できる「学修成果可視化システム」を令和 4(2022)年度から本格稼働させる予定である。
- ・教学マネジメント体制の構築に向けた取り組みとして、学生の学修成果の評価について、本大学がその目的、達成すべき質的水準、評価の実施方法などについて定めた「アセスメントプラン」に基づいたアセメント活動を、令和 4(2022)年 4 月から開始する予定である。
- ・アセスメントプランにおいて、シラバスに記載された評価基準に基づく成績評価に加え、DP ルーブリックに基づくディプロマ・ポリシー達成度自己評価及び科目ごとの達成度自己評価を行う仕組みを構築する。
- ・さらに、本学の教育カリキュラムが 3 つのポリシーに基づいて適切に機能しているかを総合的に点検(カリキュラムチェック)し改善を図るべく、アセスメントプランに基づいて検証が実施可能な体系を整備する予定である。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

《教育課程編成方針》

- ・本学は、本学園の建学の精神、本学の目的に基づいた本学の教育の理念及び学部・学科並びに研究科・専攻の教育目的を達成するために、平成 25(2013)年度に以下の「教育・研究の指針」を定め、「学生便覧(Web)」及び本学ホームページ等に明示している。

1) 慈愛のこころ

医療者として、教育機関の職員として、社会の一員として他者を慈しむ。

2)探求のこころ

健康・医療・福祉を学ぶひと、究めるひと、支えるひと、それぞれが新しいものを創造し、常によりよい方向を目指す。

3)調和のこころ

地域の人々、職場の人々と互いの異なるところを認め合い、それを踏まえて共に力を合わせてまとめ上げていく。

- ・全学のカリキュラム・ポリシーを平成22(2010)年度に制定した。さらに、教育・研究の指針に基づき、平成25(2013)年度の全学の改訂を経て、平成28(2016)年度、令和2(2020)年度の新カリキュラム導入に合わせて、一部の学部・学科において見直しを行い、「学生便覧(Web)」、ホームページ等に明示している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ・本大学では、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づいて各学部・学科の教育目的を達成できるようカリキュラムを編成している。
- ・カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーが達成できるよう編成されている。また、教育・学生支援機構を中心に各ポリシーの内容や一貫性の点検を行える体制を構築しており、時代と共に変化する社会からの要請に対応できるよう、常に学修や教育目標を見直している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

[全学]

- ・各学部・学科、研究科・専攻及び助産学専攻科の教育目的は、以下の1)から5)に述べる教育方法等に反映されており、本学の教育の特色となっている。

1)少人数制教育

- ・1年次の「チュートリアル」「アカデミックリテラシー」及び各学部の「卒業研究」をはじめとして、演習・実習、外国語科目等を少人数制で行い、学生の実践的能力を高めている。

2)実験・実習を重視した実践的・体験的な教育

- ・各学科ともに、学内に現場同様の施設設備を有し、少人数による実験・実習を行っている。
- ・リハビリテーション学科の理学療法学専攻及び作業療法学専攻においては、学内教育によって学外臨床実習に臨む学力や技術力が十分養えたかについて評価する客観的臨床能力試験(OSCE: Objective Structured Clinical Examination)を平成26(2014)年度より外部評価者を交えて実施し、その成果を評価している。
- ・薬学部では4年次後期から第5年次配当授業科目「学外実務実習」の履修に、薬学共用試験センターの客観試験(CBT: Computer Based Testing)と客観的臨床能力試験(OSCE)の合格を必須の条件としている。

3)専門職連携教育

- ・高度化・専門化が進む健康、医療、福祉領域の現場において求められる「チーム医療」の推進役となる人材を育成するために、平成 25(2013)年度入学生から全学科を対象に、IPE(IPE:Inter-Professional Education、以下「IPE」という)を導入した。
- ・この IPE を通じて、本学の学生は、健康、医療、福祉領域の職場だけではなく、一般企業においてもチームとして活動するための必要な知識と力を身につけることができる。
- ・令和 2(2020)年度から、薬学部を除く全学部において、本学の「スタンダード科目」として(全学必修科目)、「専門職連携基礎演習Ⅰ」「専門職連携基礎演習Ⅱ」「専門職連携総合演習Ⅰ」「専門職連携総合演習Ⅱ」を配置し、IPEを行っている。令和 3(2021)年度からは、薬学部を含めた全学部において、本学の「スタンダード科目」(全学必修科目)として IPEを行っている。

4)国際化への対応

- ・基盤教育センターの「学力推進部門」を中心に、少人数制の各種講座を実施している。令和 2(2020)年度は、コロナ禍の影響により、講座の開講を見送ったが、令和 3(2021)年度は、オンラインを活用した少人数制の英会話講座を開講している。また、正課の授業科目である英語教育において、「英語プレイスメントテスト」により習熟度別クラス編成を行っている。
- ・全学必修科目である「スタンダード科目」の「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ」「英語リーディングⅠ、Ⅱ」に加え、上級科目となる 2・3 年次の開講科目として、「オプション科目(アドバンスド)」の「グローバル」において、「Reading&Writing」「英語プレゼンテーション」「検定英語」を開講している。
- ・さらに、国際交流センターでは、学生の海外留学・研修の推進及び留学生の受け入れ等に必要な指導助言を行っている。

5)情報教育、データサイエンス教育の充実

- ・全学必修科目である「スタンダード科目」として、ICT(Information and Communication Technology)を適切に使用した情報収集や発信、情報倫理について学ぶ「デジタルコミュニケーション」やデータに基づいた数量的思考を通じて、問題発見や解決方法を提示する能力を身につけることを目的に「データサイエンスⅠ」を開講している。

6)資格取得への体制とキャリア育成教育の充実

- ・国家資格等の取得をめざす学科等においては、それぞれの養成施設の指定規則に則った、カリキュラム編成とし、社会の要請に基づき対応している。また、資格取得に向けてきめ細かな学修支援を行っている。
- ・国家資格をめざす学科では、専門科目において、めざす職業の専門性・業務内容を理解するためのキャリア教育科目を開講している。
- ・国家資格受験の基礎となる資格の取得を促すエクステンション講座の開講や資格取得奨励金制度を設けて、キャリア育成を行っている。

[学部・学科]

- 各学部・学科は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、各学部・学科の教育目的を達成するためのカリキュラムを編成している。
- 資格取得については、表3-2-1に示した国家資格等の取得に向け、正課の授業科目に加えて特別講座を開講する等、積極的な学修支援を行っている。その結果、各種国家資格等の合格率は表3-2-1に示すとおり概ね全国平均と同等あるいはそれ以上的好成績を残している。

表3-2-1 2019年度国家資格等の合格率と全国平均合格率

国家資格等	本学合格率	全国平均合格率
診療放射線技師	98.6%	92.2%
臨床工学技士	97.6%	82.1%
臨床検査技師	81.6%	83.1%
救急救命士	96.0%	91.4%
理学療法士	100.0%	93.2%
作業療法士	100.0%	94.2%
言語聴覚療法士	70.6%	65.4%
義肢装具士	90.5%	78.8%
社会福祉士	77.8%	56.0%
精神保健福祉士	87.5%	74.0%
介護福祉士	100.0%	80.0%
診療情報管理士(日本病院会認定)	42.9%	(61.9%)
看護師	93.1%	94.7%
保健師	100.0%	96.3%
助産師 ^{※1}	88.9%	99.5%
薬剤師	64.7%	84.8%
臨床心理士(日本臨床心理士資格認定協会) ^{※2}	80.0%	(62.7%)
公認心理師 ^{※2}	62.5%	(46.4%)

(※1)助産学専攻科

(※2)大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)

※表中の合格率は、新卒受験者の合格率である。なお、全国平均合格率における括弧は、既卒者を含んだ受験者全体の合格率である。

- 本学では、全学部共通必修科目の「スタンダード科目」と、全学部共通選択科目の「オプション科目」を配置しており、それぞれの系列・分野ごとに卒業に必要な単位数を設け、修得する科目の偏りを防いでいる。
- 「オプション科目」は、「ベーシック」と「アドバンスド」の2分野を設けている。「ベーシック」で学んだ幅広く深い教養を「アドバンスド」でさらに発展させる科目を設定しており、保健医療学部、総合リハビリテーション学部、看護学部、薬学部の各学科においては、専門教育科目や「スタンダード科目」の学びと関連させて、それぞれの学びの目標に合った「オプション科目」の履修を推奨している。
- 専門教育科目は、専門基礎とその学科特有の専門科目があるが、専門科目は、実務を意識した系列・分野に分けられ、それぞれの系列・分野ごとに修得する単位数を設け、偏りなく科目を修得するように配慮されている。
- 保健医療学部、総合リハビリテーション学部、健康科学部、健康スポーツ学部、看護学

部では、特定の実習科目、演習科目を履修するための先修科目を設けて科目履修の順序性に配慮している。

- ・単位制度の実質化を保証するため、履修登録単位数の上限を学科ごとに定めている。
- ・薬学部では、上位年次配当授業科目の履修要件を設けている。
- ・各学科のシラバスは、本学が定める統一した様式に従って記載され、「スタンダード科目」、「オプション科目」は基盤教育センター長により、また、専門教育科目は各学科長により点検、確認を受けた上で最終決定している。シラバスは電子化され、平成 19(2007)年度より、学内外に公開されている。
- ・「スタンダード科目」、「オプション科目」と各学部の専門教育科目について、カリキュラムツリー(履修系統図)を作成し、学生がカリキュラムの体系性を認識できるよう、本学ホームページに掲載している。
- ・教学マネジメント体制の構築に向けた取り組みとして、学生の学修成果の評価について、本大学がその目的、達成すべき質的水準、評価の実施方法などについて定めた「アセスメントプラン」を令和 4(2022)年 4月から本格運用するよう準備を進めている。

[教職課程]

- ・表 3-2-2 に示す教員免許状を取得するための教職課程科目が設けられている。

表 3-2-2 教職課程において取得可能な教員免許状

学科	免許状の種類	免許教科	2020 年度 取得者数
医療栄養学科	栄養教諭一種免許状	—	4 人
医療福祉学科※1	高等学校教諭一種免許状	福祉	—
健康スポーツ学科※1	中学校教諭一種免許状	保健体育	—
	高等学校教諭一種免許状		—

(※1)医療福祉学科、健康スポーツ学科の教職課程については、令和 2(2020)年度開設

[研究科・専攻]

- ・本大学院の教育課程は、各研究科・専攻の教育目的を達成するため、各研究科長・専攻長を中心とした協議を経て編成されている。
- ・各専攻のシラバスは、本学が定める統一した様式に従って記載され、各専攻長が点検、確認を行い最終決定している。

[助产学専攻科]

- ・助产学専攻科の教育課程は、助产学専攻科の教育目的を達成するため、専攻科長を中心とした協議を経て、編成されている。
- ・助産師国家試験合格に向けた学修支援として、個別指導等を行っている。令和 2(2020)年度は、7 人中 7 人全員が合格し、好成績を収めた。
- ・助产学専攻科のシラバスは、本学が定める統一した様式に従って記載され、助产学専攻

科長が点検、確認を行い最終決定している。

3-2-④ 教養教育の実施

- ・本大学では教養教育は、令和 3(2021)年度以降、全学部において、「スタンダード科目」及び「オプション科目」の中で行っている。
- ・「オプション科目」は、健康・医療・福祉分野の職業人としての人格形成を目的として、「命の尊さを理解し、ひとを思いやる豊かな人間性」を育むための科目を設定している。
- ・「オプション科目」には、「ベーシック」と「アドバンスド」の 2 分野を設定し、それぞれの分野に、「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の科目区分を設定している。
- ・「ベーシック」は、幅広く深い教養や総合的な判断力、豊かな人間性を涵養することを目的としている。また、「アドバンスド」は、「ベーシック」で学んだ内容をさらに発展させる科目を設定しており、卒業までの必要な時期に学べるようにしている。
- ・基盤教育センターには、「学力推進部門」、「基盤教育検討部門」、「医学教育推進部門」を設置しており、「基盤教育検討部門」が中心となって「学力推進部門」とともに本学の全学的基盤教育全般について推進・改善を図っている。
- ・基盤教育センター長を委員長とする「基盤教育推進委員会」において、基盤教育に関する基本方針等の事項を審議している。
- ・基盤教育の実施にあたっての学部単位あるいは全学的な取組みについては、基盤教育センターの各部門と教務委員会の連携により決定される。
- ・基盤教育担当教員は、いずれかの学科に分属配置されていることから、専門教育と基盤教育の連携が図りやすくなっている。
- ・基盤教育センターの「基盤教育検討部門」には、分野別に、「教養部会」、「数理部会」、「情報・統計部会」、「保健体育部会」、「外国語部会」の 5 部会を設置し、各部会単位で共通教育の改善について検討し、検討結果を「基盤教育検討部門」で統合して、基盤教育の改善・向上に反映している。
- ・基盤教育を担当する教員の中から教務委員会の委員を選出し、専門教育と連携を取っている。
- ・平成 27(2015)年度から、各学部に配分されていた基盤教育関係予算を基盤教育センター予算として配分することにより、基盤教育の責任体制をより明確にした。
- ・基盤教育担当教員で構成される基盤教育センターの「基盤教育検討部門」と「学力推進部門」とが連携を取りながら、本学の基盤教育を充実するために企画・立案を行っている。
- ・基盤教育センターの「基盤教育検討部門」、「学力推進部門」の 2 部門において全学共通教育である「スタンダード科目」、「オプション科目」の教育内容の充実を図っており、「学力推進部門」には各学科の教員も加わり、本大学の初年次における基礎学力の底上げを推進している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

[学部・学科]

- ・平成 25(2013)年度入学生から、科目の成績の評語変更に伴い、GPA(Grade Point Average)制度を導入した。
- ・平成 25(2013)年度入学生から、GPA 制度を教育の質の向上につなげるため、履修単位数の上限（キャップ）を設定した。
GPA 及びキャップの制度については、履修申請要領や履修ガイダンスにより、学生に周知している。
- ・履修単位数の上限は各学科 48 単位に設定しており、原則として上限単位数以内での履修をアカデミック・アドバイザーが指導している。
- ・チュートリアル担当教員等がアカデミック・アドバイザーとなり、十分な指導を行って、GPA 制度の導入を教育の質の改善につなげている。
- ・履修単位数の上限は半期ごとに設け、履修申請直前半期の GPA が高い成績優秀学生については、上限を超える履修登録を認めている。
- ・学修意欲の高い学生については、アカデミック・アドバイザーが当該学生と協議の上、学部長が許可した場合に履修単位数の上限を超える履修登録を認めている。
- ・授業外学修時間を確保するため、シラバスの授業の流れのなかに準備学習の項目を設け、予習や復習等を指示している。
- ・FD 活動の一環として、学生の授業に関する意見を汲み上げる「受講生満足度調査」を毎年度前期及び後期に実施し、授業外学修時間を確認している。
- ・FD の実現を図るための、各種セミナー等の企画及び実施、FD を推進し、全教職員間の相互理解を促進するための FD ニューズレターの発行、FD プログラムの開発、「受講生満足度調査」の実施及び結果の分析等、授業改善の方策の検討を行っている。
- ・FD 委員会は、「受講生満足度調査」に加え、教員相互の「授業公開」を実施して、教員の授業改善の工夫等の実態把握に取り組んでいる。平成 29(2017)年度後期から 2 週間の「授業参観ウィーク」を設定して、ほとんどの科目を聴講可能にした。令和 2(2020)年度に授業公開し、聴講コメントのあった授業数は、前期 147 科目、後期は 138 科目であった。
- ・平成 25(2013)年度より、双方向学修ツールとして「クリッカー」を導入している。これにより、授業の質向上、即時のテストやアンケートによる学生の緊張感維持、学生の理解度把握による授業の臨機応変な展開が可能となっている。
- ・授業運営を効率よく支援する LMS (Learning Management System) として、平成 26(2014)年度から運用を開始した授業支援システム「CoursePower」により、教材・課題の提示や評価結果の開示を行っている。授業時間だけでなく授業時間以外の効率的な学修やスピーディな学生へのフィードバックを可能としている。
- ・平成 29(2017)年度から「講義自動収録配信システム」を導入し、予習・復習に向けて活用を推進している。
- ・平成 26(2014)年度にタブレットを 100 台購入し、双方向コミュニケーションシステム (PInT) を導入することで ICT (情報通信技術) を活用した教育方法の改善につなげている。

- ・令和 2(2020)年度から、情報演習室 PC への Web カメラ設置、研究室 PC 用貸し出し Web カメラを導入し、同時双方向型（リアルタイム）遠隔授業を行う環境を整備している。
- ・ICT を活用したアクティブラーニング、グループワークや体験学習、事前・事後学修、オンライン授業の実施、レポート・課題作成、講義の履修登録、成績閲覧及び、学生生活に必要な情報取得において、学生個人の情報端末（ノートパソコン等）が必要なことから、令和 3(2021)年度入学生から情報端末を必携としている。
- ・本学ではいかなる分野においても情報教育が重要と考え、開学当初から全学必修科目としている。令和 2(2020)年度の新カリキュラムからは、全学必修の「スタンダード科目」として、ICT を適切に使用して情報収集や発信ができ、コミュニティの情報発信を主導できる能力を育む「デジタルコミュニケーション」及びデータに基づいた数量的思考を通じて問題発見や解決方法を提示する能力を身につける「データサイエンス I」として内容を改めた。
- ・医学領域の基礎学力強化のために、平成 27(2015)年度から「目で見る病気」、「やさしい栄養学」等医学や看護、保健関連のビデオ教材をネットワーク配信する「ビジュランクラウド」を導入している。
- ・新入生の英語・国語・数学・理科・社会科目的基礎学力の確認及び向上を目的とし、平成 27(2015)年度から e-learning システムとして「広国ドリル」を導入している。
- ・「スタンダード科目」の英語教育は、第 1 回目の授業におけるプレイスメントテストにより、習熟度別のクラス編成を行い、レベルに応じた指導を行っている。
- ・平成 25(2013)年度より、新入生を対象として、数学習熟度試験を全学的に実施している。これは、基礎的な数学能力と入学後の学修に必要な論理的思考力について学生の状況を把握し、指導していくことを目的としている。
- ・薬学部では、入学直後と初年次の前期終了時に、全国規模で開催される薬学部専用プレイスメントテストを実施して学生の学力を把握し、初年次教育、学生の個別指導に活用している。なお、令和 2(2020)年度においては、コロナ禍の影響により、実施時期を前期開始時と後期開始時に変更し、プレイスメントテストを実施した。

[研究科・専攻]

- ・各研究科（実践臨床心理学専攻を除く）とも、特別研究の中間発表会を開催するとともに関連学会・公開講座での発表を推奨して、教育研究の向上を図っている。実践臨床心理学専攻については、特別研究の中間発表会に代わり、事例研究中間発表会を開催している。

[助産学専攻科]

- ・助産学専攻科は、選択科目として、「国際母子保健学」、「家族関係論」を設置し、より広い視野で母子の健康をとらえる能力を養う工夫を行っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

[学部・学科]

- ・教学マネジメント体制の構築に向けた取り組みとして、学生の学修成果の評価について、本大学がその目的、達成すべき質的水準、評価の実施方法などについて定めた「アセス

メントプラン」に基づいたアセメント活動を、令和4(2022)年4月から開始する予定である。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- ・「受講生満足度調査」を毎年度前期及び後期に実施し、学生の授業に対する要望を点検・評価している。
- ・「受講生満足度調査」は、「学生の授業への取組み方」、「授業内容と教員の評価」、「授業の総合評価」の3つの大項目について実施しており、その結果を各教員へフィードバックすることで、授業の改善に役立てている。
- ・授業評価は助教以上の全教員を対象とし、前期・後期それぞれ1科目以上で実施している。令和元(2019)年度の「受講生満足度調査」は、前期 231 科目、後期 178 科目である。
- ・教育の質保証を目的とした教育改善活動の更なる充実を図るため、令和 3(2021)年度から「受講生満足度調査」を全科目対象として実施する。
- ・「健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人の育成」という教育目的の達成状況は、国家資格等の合格率及び就職率で示すことができると考える。

1)各種国家資格等の合格率は表 3-2-1 に示すとおり概ね全国平均と同等あるいはそれ以上の好成績を残している。

2)就職率は全学部で 97.6%(令和 2(2020)年度実績)と、高い率を達成した。

- ・平成 27(2015)年 4 月に IR センター(IR : Institutional Research)を設置し、IR を推進することで教育・研究の点検・評価・改善を行うこととした。
- ・IR センターでは国家試験等の合格率や就職率の向上に向けてデータ収集・分析を行い、関係学部や事務部署へフィードバックすることで教育目的の達成につなげている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- ・「受講生満足度調査」のアンケート結果は教員へフィードバックされ、それに基づき授業改善につなげている。平成 24(2012)年度からは、教員が改善した内容について掲示により学生に回答している。
- ・毎年度「受講生満足度調査」の評価が高かった教員を、授業への取り組みについて FD 研修会において教職員へ紹介することで顕彰し、他の教員の授業改善に役立てている。令和 2(2020)年度については、コロナ禍の影響によるオンライン授業が中心となつたた

め、実施できていない。

- ・国家試験の合格率及び就職率により教育目的の達成度を評価し、その結果は学部長会議や教授会等をとおして教職員へフィードバックされており、学部・学科で改善について個別に議論されているが、これらを全学的な改善につなげるため、教学マネジメント体制を整えた。
- ・学修指導の改善を図るため、FD 委員会主催の講演会を実施しており、令和 2(2020)年度は 2 回実施した。本研修では、コロナ禍以前からオンデマンド授業を実施していた授業担当者から授業での教育の工夫等の内容を講演し、今後の授業改善に活せる内容とした。
- ・令和 2(2020)年度から、教学マネジメントを支える基盤を構築することを目的に、教育経験の浅い(概ね教育経験 5 年未満)の教員を主対象とする体系的な FD プログラムを設置し、大学教育に求められる教育力と職能を育成し、大学教育の質保証につなげている。

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・大学教育に求められる教育力と職能を育成し、大学教育の質保証を目的とした体系的な FD プログラムを今後も継続して実施する。
- ・「受講生満足度調査」の検証結果を踏まえ、学生の声を教育改善・授業改善につなげるとともに、今後のカリキュラムの見直し、学生の更なる理解度向上や大学教育の質保証を目的に、令和 2(2020)年度から導入した FD プログラムの更なる充実を図る。
- ・教学マネジメント体制の構築に向けた取り組みとして、平成 30(2018)年度に策定した「三つのポリシー」に基づき、教育が実施されているかをアセスメントする「アセスメントポリシー」を見直し、学生の学修成果の評価について、本大学がその目的、達成すべき質的水準、評価の実施方法などについて定めた「アセスメントプラン」を令和 4 (2022) 年 4 月から運用するよう「教学マネジメント部会」において検討を進めている。

[基準 3 の自己評価]

- ・単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は学則で定められており、各学科からも十分に学生へ周知され運用している。
- ・教育課程編成方針は、学生便覧及びホームページで明示している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーが達成できるように設定し、時代と共に変化する社会からの要請に対応できるよう、常に学修や教育目標を見直している。
- ・各学部・学科、研究科・専攻並びに助産学専攻科のカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程は体系的に編成しており、これは本学の教育の特色となっている。
- ・「受講生満足度調査」は、「学生の授業への取組み方」、「授業内容と教員の評価」、「授業の総合評価」の3つの大項目について実施しており、その結果を各教員へフィードバックすることで、授業の改善に役立てている。また、その各項目の分析結果を関連学部や事務部署へフィードバックし、教育目的の達成につなげている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科(以下「本学」という)の最高意思決定機関は、広島国際大学(以下「本大学」という)は「学部長会議」、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)は「大学院委員会」であったが、「学部長会議」「大学院委員会」を統合し、令和3(2021)年度から「大学・大学院運営会議」とした。
- ・「大学・大学院運営会議」は、学長が招集し議長となり、重要な事項を審議しており、学長のリーダーシップのもとに適切に整備され、十分に機能している。
- ・その他の学内意思決定機関である、教授会、大学院研究科委員会、その他各種委員会は、各分掌により諸問題を検討するとともに、学長の諮問事項について審議する機関として機能している。
- ・学校法人常翔学園(以下「本学園」という)の規定「職制に関する規定」の第7条において、「学長は、理事長の命を受けて大学教学運営を統括し、所属職員を統督する」と規定している。
- ・学長は年度当初までに「理事長指針」に基づき「学長方針」を策定し、大学・大学院運営会議、教職員集会を通じて、教職員に年度の目標を明確に伝えている。
- ・学長を補佐するために副学長を置き、副学長の職務は広島国際大学学則第6条に規定されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

[全学]

- ・大学・大学院運営会議は広島国際大学学則第7条において、構成員や審議事項が規定されており、権限及び責任が明確にされている。
- ・大学・大学院運営会議を経て決定された事項は、必要に応じて教職員集会を開催して、全教職員へ周知している。
- ・本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う「自己評価委員会」を置いている。
- ・自己評価委員会の小委員会「自己評価運営委員会」の下部組織である「教学マネジメント部会」を中心に、アセスメント活動を行い、各実施・検討委員会において集約した結果は「教学マネジメント部会」において点検・評価を行う体制としている。

- ・平成 29(2017)年 11 月から教育改革及び組織改革の各担当副学長を配置し、よりきめ細やかな改革推進体制を整備した。
- ・副学長の組織上の位置付け及び役割は広島国際大学学則第 6 条及び本学園の規定「職制の規定」の第 9 条に規定しており、適切に運用されている。

[学部・学科]

- ・各学部には教授会を置いている。広島国際大学学則第 8 条及び本学園の規定「組織規定」の第 99 条において、構成員や審議事項が規定されており、位置付け及び役割も明確にされている。
- ・教育研究に関する意思決定は、学長・副学長・学部長レベルからのトップダウンの場合も、学科内の教員の議論等から始まるボトムアップの場合も、教務委員会等の審議を経て教授会に諮られ、最終意思決定は大学・大学院運営会議で行われる。
- ・大学・大学院運営会議、教授会及び教育研究に関する各種委員会を経て決定された事項は、各学科における学科会議において説明され、情報の共有が図られている。
- ・健康科学部代議員会は、健康科学部教授会規定第 11 条に規定されており、権限及び責任が明確にされている。
- ・健康科学部では、大学・大学院運営会議等で決定された事項は、健康科学部教授会及び、健康科学部代議員会において説明され、情報の共有が図られている。なお、代議員会で報告を行った事項については、教授会での報告を省略することができる。
- ・代議員会で審議した結果、教授会における議決が必要と判断された事項については、教授会においてその審議を行うものとしている。
- ・大学・大学院運営会議及び教授会は、原則として毎月 1 回、年 12 回開催され、必要に応じて臨時会議も開催される。令和 2(2020)年度は、学部長会議を 14 回開催し、各教授会(健康科学部除く)を 14 回～16 回開催した。
- ・健康科学部では、教授会を 7 回、代議員会を 8 回開催した。

[研究科・専攻]

- ・大学・大学院運営会議(令和 3(2021)年 3 月までは大学院委員会)は、広島国際大学院学則第 10 条に規定されており、権限及び責任が明確にされている。
- ・本大学院は、各研究科・専攻からの提案を研究科委員会で審議し、大学・大学院運営会議で最終意思決定が行われる。
- ・研究科委員会は各研究科に設けており、「組織規定」の第 99 条に規定し、当該研究科(専門職学位課程を除く)の教育研究上の重要な事項を審議する。
- ・専門職学位課程委員会は、「組織規定」の第 99 条に規定され、専門職学位課程を置く研究科に設け、専門職学位課程の教育研究上の重要な事項を審議する。
- ・研究科委員会及び専門職学位課程委員会については、原則として年 8 回の開催に加えて臨時会議も開催される。
- ・令和 2(2020)年度は、大学院委員会を 5 回開催し、各研究科委員会を 10～12 回、専門職学位課程委員会を 16 回開催した。

[助産学専攻科]

- ・助産学専攻科では、大学・大学院運営会議で決定された事項は助産学専攻科委員会において説明され、情報の共有が図られている。
- ・助産学専攻科委員会は、助産学専攻科規定第5条に規定されており、権限及び責任が明確にされている。
- ・令和2(2020)年度は、助産学専攻科委員会を7回開催した。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・本学の職員は、平成3(2021)年5月1日現在125人の専任職員と嘱託職員、派遣社員及び臨時要員で構成しており、本学の目的を達成するための事務体制が構築されている。
- ・職員の採用については、新卒者に限定せず、即戦力として活躍が見込まれる中途採用者を含め、広く有能な人材を確保している。
- ・昇任、異動に際しては、人事考課により人材の適性を考慮するとともに、自己申告書を参考に意欲を喚起するための配慮を講じながら適切な人事配置を行っている。
- ・職員の任用(採用・昇任・転任・配置転換等)は本学園人事課で一括して行っている。「任用規定」、「事務職員任用基準」、「医療職員任用基準」及び「事務系職員人事評価規定」を設けて運用しており、同規定等において職員の区分、資格、募集・選考方法、資格審査等の手続きを定めるとともに、人事考課、自己申告書及び面談等により、適材適所での職員活用を行っている。
- ・教育・学生支援機構には専任職員を配置し、運営組織である教育・学生支援推進委員会には、教員と事務職員が委員として参加しており、教職協働体制を確立している。
- ・教育・学生支援推進委員会の傘下に、「教務委員会」、「学生委員会」、「キャリア支援委員会」、「国際交流委員会」、「基盤教育推進委員会」、「専門職連携教育推進委員会」、「情報メディア教育推進委員会」、「FD委員会」を設置し、各委員会の委員長と事務職員が「教育・学生支援推進委員会」の委員として参加しており、教職協働体制を確立している。
- ・教育・学生支援機構の下に配置されている「教職教室」、「学生相談室」、「障がい学生支援室」、「ボランティアセンター」の運営組織として、「教職課程委員会」、「学生相談室運営委員会」、「障がい学生支援室運営委員会」、「ボランティア活動推進委員会」を設置し、教員と事務職員が委員として参加しており、教職協働体制を確立している。

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・意思決定組織は整備されており、今後も、学長がリーダーシップを発揮できるよう、運営体制を維持していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

『教員の確保と配置』

- ・本大学における学部の専任教員数は 258 人で、大学設置基準上必要専任教員数 185 人の 1.45 倍の人数を擁し、各学部・学科等に適切に配置している。
- ・令和 3(2021)年 5 月 1 日現在で、教員 1 人当たりの学部学生数は 15.7 人である。
- ・本大学院については、基礎となる学部を母体に原則として専門教育を担当する教員が研究指導を行っており、教員数については設置基準を満たし、適切に配置している。
- ・実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)については、8 人の専任教員を配置し専門教育を行っている。
- ・助産学専攻科については 4 人の専任教員を配置し、指導を行っている。
- ・教員の年齢構成は、29 歳以下 2.6%、30 歳～39 歳は 11.9%、40 歳～49 歳は 32.0%、50 歳～59 歳は 31.6%、60 歳以上 21.9% で、学科ごとに異なるが、大きな偏りはない。
- ・専門分野間のバランスについては、採用時に十分な検討がなされ、本学の教育課程の運営に支障のないようにしている。
- ・本学は、授業を担当すべき 1 週間あたりの責任時間数を、1 授業時間の 90 分を単位換算により 2 時間とし、卒業研究を指導する専任教員については 8 時間、他の専任教員については 10 時間と定めている。ただし、役職についている専任教員は「広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定」に従い責任時間を軽減している。令和 2(2020) 年度専任教員の 1 週間当たりの平均担当授業時間数は表 4-2-1 に示すとおりである。卒業研究指導は隨時行っており時間に換算できないため、含めていない。
- ・表 4-2-1 の専任教員の 1 週間当たりの平均担当授業時間数には、学外実習指導にかかる担当時間を含めておらず、また、履修者数による非開講等により、担当授業時間が変更になる可能性がある。また、改組等により旧カリキュラムの開講も必要な学部があることから、学部によって専任教員の 1 週間当たりの平均担当授業時間数にはばらつきがある。

『教員の採用・昇任の方針』

- ・教員の採用・昇任の方針は、本大学の大学運営委員会の承認を得て明確にされており、規定等が整備され、適切に運用されている。
- ・教員募集は、原則として公募としている。ただし、学部・学科、研究科・専攻・課程等の新增設に伴う教員組織を構成する際に、専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくい時、客員教授を採用する時等は隨時採用を可能としている。また、公募時の採用候補者の選考方法は第 1 次選考(書類選考)、第 2 次選考(面接選考・模擬講義)、第 3 次選考(面接選考)を行うものとし、選考基準、選考方法、選考担当者等を明確にし、教員選考委員会において選考を行っている。
- ・昇任について、適任者がいる場合は学部長が学長に推薦し、教員選考委員会において資格審査を行っている。
- ・昇任者の選考及び資格審査に際しては、以下を考慮している。
 - 1) 本学教員選考基準
 - 2) 専門分野における業績と学会からの評価

- 3)教育への貢献、FD活動(FD:Faculty Development)の結果、学内・学部内の各種委員としての活動
- 4)学部・学科における教授・准教授・講師のバランス
- 5)教員活動評価制度による評価
- ・実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)については、採用・昇任に際し以下の項目を考慮し、選考している。
 - 1)専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
 - 2)専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

《教員の採用・昇任規定》

- ・教員の採用・昇任については、「任用規定」において募集、選考、資格審査等の基準がある。教員の資格審査に関する基準規定として「広島国際大学大学院教員選考規定」、「広島国際大学教員選考基準」、「特任教員規定」、「客員教員規定」が設けられ、これに基づいて運用されている。

表 4-2-1 2020 年度専任教員の 1 週間当たりの平均担当授業時間数

学部	教授	准教授	講師	助教
保健医療学部	18.4(18.6)	16.7(13.3)	24.2(21.3)	18.9(21.0)
総合リハビリテーション学部	14.9(14.6)	16.4(15.5)	14.8(13.8)	15.7(14.9)
健康スポーツ学部	11.2(10.6)	12.9(10.6)	8.4(9.3)	11.3(11.5)
健康科学部	15.1 (15.1)	15.7(14.5)	14.5 (15.3)	15.6(14.5)
医療福祉学部	14.6(14.0)	16.8(15.1)	15.8(16.0)	17.0(14.9)
医療経営学部	18.4(14.9)	11.6(11.8)	15.5(18.6)	- (12.7)
心理学部	12.4(12.5)	14.7(15.6)	16.9(14.6)	11.5(12.6)
看護学部	13.1(9.6)	12.1(10.6)	15.2(9.6)	13.0(11.9)
薬学部	15.0(15.4)	17.1(16.2)	15.3(14.8)	12.8(13.3)
医療栄養学部	14.7(14.9)	17.7(15.3)	9.0(9.3)	15.0(8.1)
実践臨床学専攻	17.5(17.7)	14.5(-)	12.7(17.8)	-
助産学専攻	15.4(18.1)	16.3(14.6)	-	23.5(10.8)

(注)1 授業時間を 90 分とし単位換算によりこれを 2 時間とする

学内実習時間は含み、学外実習時間を含まない

表中の括弧は、学外実習を含む 2019 年度の専任教員の 1 週間当たりの平均担当時間数である該当専任教員がない学科はハイフンとしている

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

《FD 等の取組み》

- ・本学では、教育研究活動の向上のために FD 委員会を設置し、令和 2 (2020)年度は 10 回開催した。

- ・FD 委員会は年々活動内容が充実し、全教員の授業を対象とした「受講生満足度調査」の実施、教員を対象に授業改善を目的とした「FD 研修会」や「FD 講演会」の開催、教職員研修(FD・SD)の実施、「FD newsletter」の発行(年 2 回)を行っている。
- ・大学教育の質保証に関して重要な授業設計の第 1 段階である「コースポートフォリオ作成研修」、授業設計の実践段階である「マイクロティーチング研修」、成績評価を目的とした「ループリック活用研修」、シラバス作成を目的とした「到達目標の書き方」、オンライン授業実施にかかる「Teams 利用研修」、「Zoom 利用研修」等を開催した。
- ・授業評価と授業改善を 2 つの柱とし、それぞれについてワーキンググループを編成し活動している。授業評価では、学生に対して年 2 回、「受講生満足度調査」を実施している。調査結果は各教員へフィードバックすることで、授業の改善に役立てている。
- ・令和 3(2021)年度は、Microsoft Forms を利用してアンケートフォームを作成し、受講生満足度調査として、原則全科目を対象に実施する。学生が入力する際の利便性を向上させると共に、集計までの時間を大幅短縮し、分析・改善を迅速に行うようにした。
- ・受講生満足度調査の結果及びレスポンスシートにおける FD 委員への意見に対する回答を本学ホームページの FD 部門学内専用ページに公開している。
- ・教授能力の向上と授業改善を目的に、「授業参観ウィーク」(授業公開)を実施している。授業聴講教員全員に聴講コメントの提出を求め、「授業公開」実施教員へフィードバックすることで更なる向上、改善に繋げている。
- ・学内における FD 活動をまとめた「FD 活動報告」を 2 年毎に発行している。FD 委員会を中心として、全国的な規模の FD 研修会等へ参加し、研修内容を学内で共有している。
- ・本大学院については、学部教員が大学院担当教員として教育研究に携わっているため、学部と大学院共通での FD 活動となっている。なお、心理科学研究科実践臨床心理学専攻教員は、学部に所属しないため専攻独自の FD 活動を行っている。また、一部の学科等で、研究成果等を掲載した定期刊行物を毎年発行している。
- ・博士後期課程の学生に対し、履修ガイダンス時において FD 研修会への参加を促している。
- ・教員の教育研究活動は、平成 27(2015)年度より施策マネジメントシステムを利用し、学部・学科等における目標の達成度及び貢献度の評価、目標項目以外における教育活動、研究活動、その他大学運営に係わる取組み(地域連携等、学部・学科を超えた取り組みを含む)についての活動内容を評価した。
- ・FD や SD その他教職員への研修等においては、鋭意見直しを行っており、それぞれが実施する研修等も合同で実施することにより対象範囲の拡大を図るなど、組織的に見直しを図っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・今後も必要な教員の確保や適切な配置の維持に努める。適切な人事計画を立てた上で、教員の年齢構成や専門分野について偏りのないように退職した教員の補充や新任教員の採用を行う。
- ・教員の採用・昇任の方針またはそれに基づく規定については、社会情勢や教育・研究現場の状況を考慮し、修正を適宜行う。

- ・教員活動評価は教育・研究現場状況等を考慮し、隨時、調査項目の点検や見直しを行う。
- ・社会構造や教育を取り巻く環境の変化が進行する中で、教育方法や大学運営の一層の高度化を図る必要があることから、FD・SD 研修会などの活動強化により教員及び事務職員の資質能力の向上を図る。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・SD については、本学園人事課を中心に計画的な取組みとその見直しを行っている。
- ・学外における研修会、講演会及びフォーラム等への参加について、各事務担当部署において予算化し、各業務を遂行している担当職員が毎年研修会に参加し、職員の資質向上を図っている。
- ・本学において課長職以上の職員の連絡会を毎月定期的に開催している。これにより、各部署間の問題を共有し、総合的視点による職員の資質向上を図るとともに、直面している課題について、部署内にとどめることなく解決に向けて取り組んでいる。
- ・新採用の専任事務職員に対して、採用前研修を実施し、採用後においては、実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を引き続き実施している。
- ・管理職者に対しては、毎年夏期に集合研修等を実施し、学内外の講師による講演やワークショップにより意識改革を図っている。
- ・事務職員については、目標達成度評価及び行動特性評価により公正な人事評価を行うことにより、職員の資質向上や適正な人事処遇に活用している。
- ・新任課長と一般職の昇任者等を対象に、各資格の役割に応じた階層別研修を実施している。令和 3(2021)年度は、通年にわたる学内集合研修のほか様々な研修会、フォーラムに参加することにより、新たな等級に応じた意識と行動を徹底するための取組みを行う計画である。
- ・専任事務職員全員を対象に、毎年夏期に研修を実施している。令和 2(2020)年度は働き方改革をテーマとした研修を実施した。
- ・有期雇用の嘱託職員を対象に、業務改善をテーマに研修を実施しているほか、e-learning の機会を提供し、スキルアップを支援している。
- ・事務職員のスキルアップ支援として以下の制度を設けている。
 - 1)特定研究奨励制度：職場の仲間で業務改革に取り組むための一部を奨励金として支給する制度。
 - 2)資格取得支援制度：業務に必要な資格取得を奨励する制度。

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・職員の担うべき職務や業務領域は「質」「量」ともに拡大しており、経営・教育・学生・研究支援、地域連携その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている。本学園の期待人材像のもと、適正な人事評価と効果的な研修の実施により、職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図る。
- ・学園内での研修実施と人事評価制度を連動させることにより、期待する人材像に沿った職員の育成に寄与できる効果的な研修を行うとともに、資格昇任、キャリアなどを見据え、長期的スパンでの研修体系の確立と計画的実施への移行を進めている。
- ・職員個々のスキルアップを図るため、今後も研修会や研修支援制度を拡充し、時代の要請に応じた組織改編を行うことにより、教育研究支援体制の一層の強化を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- ・外部資金の獲得において、競争的資金の場合は間接経費として、直接経費の 30 %に当たる額を、研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用している。
- ・科学研究費の間接経費は、従前までは、主に科学研究費助成事業費説明会及び研究倫理講習会等への出張旅費として活用するとともに、研究成果の発表の場である「イノベーション・ジャパン」の出展経費にも有効的に活用していたが、令和 2(2020)年度・令和 3(2021)年度は、コロナ禍により出張の制限や Web 会議等の推進により、学内の研究環境整備に重点を置いた使途計画としている。
- ・外部委託研究コーディネーターと連携し、研究室訪問等を通じて、研究シーズの掘り起こしや技術の特許化に向けた支援を行っている。
- ・委託研究、共同研究、企業等への学術指導においては、各々契約書を締結し、企業等から支払われる研究費の 10%を運営経費として、適切な運営・管理に必要な人件費及び研究環境の整備に必要な光熱水費、施設保守費に充当している。

なお、令和元(2019)年度から委託研究、共同研究、委託試験、学術指導等において運営経費・間接経費の受け入れ額から、受託事業収入の受入れに伴う消費税支出額を控除した額を全学的な研究フィールドを形成する「しあわせ健康センター」の研究活動経費として充当し、健康寿命延伸をめざす研究・実証事業を展開している。同センターは平成 30(2018)年度に設立し、健康寿命延伸のために地域の健康相談(介護予防を目的とした地域住民に対する健康相談、健康教室、健康指導など)を主に行うとともに、住民健康調査に基づいた健康指標の作成や効果の評価などの役割も担っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・大学が受けている社会からの信頼や期待に応えるために、本学に所属する全教員等に対し、研究活動の社会に与える影響の大きいことを認識させ、常に責任と倫理を意識して研究活動を遂行できるよう、表 4-4-1 に示す各種規定を整備し、不正防止体制の充実及び実効性のある制度の構築に努め、実施計画のとおり遂行している。
- ・なお、研究活動に係る不正防止に関する規定で定められた目的を達成するために研究倫理委員会を設置し、不正防止計画を策定のうえ、研究者に対して学術研究に係る倫理教育や科学的研究費取扱要領等各種マニュアルの配付、不正防止に関する説明会、監査等を実施し、公正な研究活動の推進に向け取り組んでいる。

表 4-4-1 学術研究倫理に関する規定一覧

規定	概要
学校法人常翔学園行動規範	本学園の構成員が遵守すべき基本的な行動指針を定めている
学校法人常翔学園学術倫理憲章	本学園の研究活動に携わる設置大学すべての研究者等の倫理的な態度、行動規範として制定している
学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン	学術研究倫理憲章に則った行動指針であり、大学の責務と研究者の責務について定めている
広島国際大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定	研究不正の防止と不正行為への対応を定めている
広島国際大学研究倫理委員会規定	「広島国際大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」および「広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定」に定める研究倫理委員会について必要な事項を定めている
広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定	研究費不正の防止と不正行為への対応を定めている
広島国際大学研究記録管理規定	各種規定等に基づき、広島国際大学において、研究者等が、その研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究活動の記録の管理、保存等について必要な事項を定めている
広島国際大学安全保障輸出管理規定	外為法等に基づき、広島国際大学の安全保障輸出管理の基本方針を定めている
広島国際大学安全保障輸出管理委員会規定	広島国際大学研究支援・社会連携センター規定第 4 条および広島国際大学安全保障輸出管理規定第 8 条に定める安全保障輸出管理委員会の構成、審議事項等必要な事項を定めている

《実績》

- ・各ガイドライン(研究活動・公的研究費)に基づく、体制を整備(責任体系の見直し等)・

実施(随時)している。

- ・一般財団法人公正研究推進協会の e-learning 教材によるコンプライアンス教育を実施している。
- ・独立行政法人日本学術振興会「eL CoRE」を、大学院生を対象とする研究倫理教育として継続実施している。実施後は、研究倫理教育推進責任者(各研究科長)より最高管理責任者（学長）へ実施状況について随時、報告している。
- ・令和元(2019)年度から、e-APRINにおいて「大学等における安全保障輸出管理」の单元を追加して、内容の充実を図っている。
- ・年度初めの科学研究費不正使用防止・取扱説明会の際に、不正防止に関する説明会を実施している。
- ・学生への研究倫理教育については、学部1年次生は「チュートリアル」の授業、最終年次学生は「卒業研究」、大学院生は「特別研究」において実施している。
- ・大学院生については、日本学術振興会の「eL CoRE(研究倫理 e-learning)」を活用しており、各研究科長がガイダンス等を活用し、実施説明を行い、実施後は、各研究科長より最高管理責任者(学長)へ報告している。
- ・体制整備等自己チェックリスト・履行状況調査等を作成・整備(研究活動・研究費)している。
- ・公正な研究活動の遂行に向け、統括管理部門である研究支援・社会連携センターにおいて、令和元(2019)年度まで科学研究費の執行状況等について定期的に監査を実施(年3~4回程度)している
- ・令和2(2020)年度より科学研究費執行・管理が研究支援・社会連携センターへ変更となったことから、公的研究費の執行状況等の定期的な監査を学長室会計係が担当している。
- ・令和3(2021)年度については書面監査を3回(6・9・12月)、実地監査を1回(12月)予定している。
- ・統括管理部門である研究支援・社会連携センターが決裁・執行部門である学長室に対して、科学研究費の執行状況等について定期的に書面監査を実施すると共に、平成30(2018)年度より換金性の高い物品(消耗品)の現物監査を継続実施している。
- ・書面監査後、報告書にまとめ、統括管理責任者(学長)へ報告している。また、現物監査に係る協力を決裁・執行部門である学長室会計係及び検収をしている各学部事務室へ要請するなど、適正な執行管理に取り組んでいる。
- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)が令和3(2021)年2月に改定されたことから、「広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定及び広島国際大学における公的研究費の不正防止計画」、広島国際大学における不正防止に関する責任体系の見直しを行う。
- ・科学研究費不正使用防止・取扱説明について、令和2(2020)年度はコロナ禍ということもあり、対面による説明会は行わず資料配信にて対応している。
- ・令和3(2021)年度も、科学研究費不正使用防止・取扱説明及び公募説明会については、対面による説明会は行わず資料配信にて対応する予定である。
- ・安全保障輸出管理委員会にて、管理体制や外国出張・海外研修・オンライン用の事前

確認チェックシートを制定するとともに、対象貨物・技術の掌握のため安全保障輸出管理に係るスクリーニング票を更新している。

- ・第1回安全保障輸出管理委員会にて、安全保障輸出管理事前確認シート[外国人(研究者・留学生)受入用]の運用を制定し、6月1日以降、「外国出張・海外研修・オンライン用」および「外国人(研究者・留学生)受入用」を運用する。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

《資源の適切な配分》

- ・教員が使用できる研究費等には学部に配分する「学部予算」、教員個人の研究活動を助成する「経常研究支援費」及び競争的外部資金申請のための研究シーズを培うことを目的に学内の優れた研究に対し助成を行う「特別研究助成」制度がある。これらの研究費は学生生徒等納付金収入等を原資としている。
- ・「経常研究支援費」は、広島国際大学経常研究支援費取扱要領によって、研究費の額、用途、執行要領等を厳格に定め、運用を行っている。
- ・用途にあっては、経常研究を行う際の研究出張旅費、研究用の備品・材料及び消耗品の購入、学会等に要する経費、研究用図書の購入、研究発表のための印刷費等、研究活動に直接必要となる費用の執行を認めている。
- ・「特別研究助成」は、平成29(2017)年度に従来の特別研究助成制度の「若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプ」の見直しを行うとともに、新たな支援策として「研究課題醸成タイプ」を構築している。
- ・「若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプ」は若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を対象とし、採択者に対し、1件上限50万円(総額1,000万円)を配分しており、表4-4-2のとおり交付している。
- ・なお、本支援タイプは、令和元(2019)年度に応募資格等を見直すなど改訂を行い、令和2(2020)年度からは、より活用しやすいよう応募資格を拡張させ、名称も「若手研究者助成タイプ」に変更するなど、若手研究者の支援強化を図っている。
- ・「研究課題醸成タイプ」では、科学研究費助成事業採択への継続的な挑戦に対し支援を行う研究を対象とし、採択者に対し1件上限100万円(総額1,000万円)を配分しており、表4-4-2のとおり交付している。
- ・平成25(2013)年から平成30(2019)年3月まで企業との共同研究に結びつけるコーディネート業務を、外部コーディネーター機関「特定非営利活動法人ATACひろしま」へ託し、研究シーズ発掘や知的財産化に向けた支援等を行っている。
- ・令和元(2019)年4月から委託先を「ひまわり経営サポート株式会社」に変更し、今まで以上にきめ細かな対応を心掛け、業務を推進させていた。また、令和3(2021)年度より知的財産管理支援業務対応として、新たにコーディネーター1人を追加し体制を強化している。

表 4-4-2 学内特別研究助成制度 配分表

区分	平成 30(2018) 年度		令和元(2019) 年度		令和 2(2020) 年度		令和 3(2021) 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
研究課題醸成タイプ ^①	5 件	5,000,000 円	7 件	4,900,000 円	4 件	4,000,000 円	10 件	4,000,000 円
若手研究者科学研究費 助成事業申請支援タイプ ^②	13 件	6,493,000 円	6 件	2,997,000 円	—	—	—	—
若手研究者助成タイプ ^③	—	—	—	—	11 件	4,900,000 円	10 件	1,000,000 円

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

- ・学内研究助成制度の拡充・見直しを通して、本学の「特色ある研究を活用した外部資金の獲得」をキーワードに、研究支援・社会連携センターの自助努力による企業体との契約件数増加を図る。目標件数は社学連携による共同研究等の年間件数 12 件である。
- ・新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響や終息後も経済低迷が長期化しかねないことを考慮すると、外部資金の獲得はさらに厳しくなることから、これまでに委託・共同研究等契約を結んだ企業と継続的な関わりができるよう働きかけを行い、外部資金の獲得に繋げていきたい。

[基準 4 の自己評価]

- ・学長のリーダーシップや補佐体制、権限の適切な分散と責任の明確化、必要な事務体制の整備を行っており、教学マネジメントの機能性は担保されている。
- ・教育目的、教育課程に即した専任教員を確保し、適切に配置している。また、FD 等の取り組みを積極的に行い、教育研究活動の向上に努めている。
- ・SD については本学園の事業計画として取り入れ、積極的に取り組みを行っている。
- ・教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための FD・SD 研修会の場を設けることとする。
- ・本学の社会的機関としての組織倫理は、行動規範として明確に定められており、組織倫理を確立するために、本学園の諸規定、委員会が整備され、監事室、内部監査室及び公益通報窓口を設ける等監視体制も適切に整備されている。
- ・公正な研究活動を推進するために必要な体制整備を行い、不正行為等の防止を図ることで社会的責任を果たすとともに、各ガイドラインに基づく各種規定等の整備の完遂、学内における研究倫理教育の受講率 100% 及び全受講者の理解度 80% 以上の達成を徹底している。
- ・他大学の不正事案を定期的に発信する等、不正防止啓発の取り組みを実施し、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。
- ・研究活動への資源の配分において、学内特別研究助成制度における支援範囲(対象)の拡

充・強化を図るため新たな区分・制度を策定し、研究活動に対する資源配分及び支援を充実させている。

- ・全学的な研究フィールドの形成として「しあわせ健康センター」を平成30(2018)年度に設立し、令和2(2020)年度より「Active Wellness Center」内に移設して地域の健康を支える研究活動を主軸とした事業などを展開する拠点が整備された。特に、令和2(2020)年度は東広島市の介護予防に関するアンケート調査・分析に取組み、一部コロナ禍により遅れているものもあるが、分析結果をまとめ報告するなど、一定の成果・実績ができた。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・学校法人常翔学園(以下「本学園」という)寄附行為第4条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法・学校教育法その他の法令に従い、学校教育を行うことを目的とする。」として、明確に定めている。
- ・平成19(2007)年9月、学校法人大阪工大摂南大学から学校法人常翔学園への正式な改称に先立ち、「教育・研究に対する取組み」、「社会との共生」、「本学園構成員としての態度」の3章からなる「学校法人常翔学園行動規範」を制定し、構成員が高い倫理観を持って自覚と責任ある行動に努めることを学内外に宣言した。
- ・この行動規範は、「コンプライアンスハンドブック」(令和2(2020)年1月発行)として、全教職員に配付した。また、携行用として、名刺大の「COMPLIANCE CARD」も作成、配付し、教職員一人ひとりにコンプライアンス意識の高揚と実践を要請している。
- ・行動規範のほか、組織倫理を確立するために「監事監査規定」、「内部監査規定」、「公益通報等に関する規定」、「人権侵害の防止に関する規定」、「個人情報の保護に関する規定」、「利益相反ポリシー」等を整備し、経営の規律性を担保する仕組みを整えている。
- ・さらに、研究倫理を確立し、研究上の不正防止のため、平成26(2014)年3月に「学術研究倫理憲章」、「研究者倫理に関するガイドライン」等を制定した。
- ・令和2年(2020)年2月には、「学校法人常翔学園(大阪工業大学・摂南大学・広島国際大学)ガバナンス・コード」を制定した。
- ・これらを遵守するための組織として本学園に監事室、内部監査室、USR推進委員会(USR:University Social Responsibility(大学の社会的責任))、人権侵害防止委員会、学園個人情報保護委員会を設けて、組織倫理の確立と適切な運営を行っている。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)(平成26(2014)年2月18日改正、文部科学大臣決定)」を受け、広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科(以下「本学」という)において、研究活動を行う教員、研究費を取り扱う事務職員を対象に、不正防止に関するコンプライアンス教育(CITI Japan e-learningプログラムを活用)を実施した。
- ・個人情報の管理を徹底するため、全教職員を対象に、個人情報保護と情報セキュリティに関するeラーニング研修を平成29(2017)年度より定期的に実施している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・令和4(2022)年の常翔学園創立100周年に向けた基本構想「J-Vision2022～常翔学園創

立 100 周年 これからの学園～」(以下、「J-Vision2022」という)を策定し、平成 24(2012)年 7 月開催の理事会において承認された。

- ・「J-Vision 2022」は、建学の精神を拠りどころに、「経営理念(四位一体)^{よんみいつたい}」の経営理念の下、長期ビジョンの実現に向けて学園教職員が一丸となって社会的使命を果たすための指針と位置付けている。また、これまで学園共通のビジョンとして掲げていた目標を、現状・実態に即したより実効性のある内容に整理し、新たに各設置学校の将来像及び教育目標として構築する等、学園全体のビジョンとしての統制化・体系化・明確化を図った。
- ・平成 26(2014)年 10 月に、これまでの長期ビジョンの趣旨は継承しつつ、「連携」、「戦略」を新たなキーワードとして取り入れ、より透明性の高い経営を推し進めていくとともに、「質」、「量」ともにバランスのとれた魅力ある教育の実現に取り組むため、「J-Vision 2022」を「New J-Vision 22－常翔学園創立 100 周年に向けて」(以下、「New J-Vision 22」という)に改訂した。平成 28(2016)年 1 月に、New を削除した表記とした(以下「J-Vision 22」という)。また、J-Vision 22 の拠りどころである建学の精神について、平成 29(2017)年 2 月に一部表現の見直しを行った。
- ・「J-Vision 22」を浸透させるために毎年教職員に向けて、「J-Vision 22」及び理事長方針、学長方針を記した冊子を配付し、説明している。また、学園の教職員が情報を共有するためのサイト「学校法人常翔学園教職員共有サイト」へも掲載することで常日頃から学園が定めるビジョンに基づいて実践できる体制を築いている。
- ・本学園の基本構想に沿った長期ビジョン実現のための具体的な実行プランとして、平成 20(2008)年度から常翔学園創立 100 周年となる令和 4(2022)年度までの 15 年間を、5 年を一期間として中期目標・計画の策定、見直しを行っているが、現在はその第Ⅲ期にあたる。部門(学校)別に目標達成度合や数値目標を設定し、継続した PDCA サイクルが機能している。
- ・各年度における事業や活動の推進にあたっては、年度当初までに提示する「理事長指針」とそれに基づき策定する「校長方針」の下、各設置学校及び法人本部部署毎に私立学校法に規定する「事業計画」の策定と、「予算編成」を行っている。令和 3(2021)年度の本学の事業計画は、表 5-1-1 に示すとおりである。

表 5-1-1 2021 年度事業計画(広島国際大学が取り組む事業)

●広国教育スタンダードに基づいた、教育改革の確実な実行と教学マネジメント体制の確立

[必要性・目的]

将来の予測が困難な時代において、大学を取り巻く環境もさらに大きく変化していくことが予測される。さらには、本格的な人口減少社会の到来により 18 歳人口が減少する一方で、大学進学率は上昇しており「多様化する学生における課題」が顕在化してきている。また、2020 年度は新型コロナウイルス感染症が拡大し、大学運営、教育環境に多大な影響を及ぼした。

このような状況において、本学が選ばれる大学となるためには、すべての学生に対して、きめ細かな教育を提供することが最優先課題であり、第Ⅲ期中期目標・計画において「広国教育スタンダード※に基づく教育改革の確実な実行」を掲げ、「入学から卒業まで一貫した学生支援体制の構築」「ディプロマ・ポリシーに基づく人材育成（教育の質保証）」を進めているところである。

これらを実現させるためには、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、1 年次第 1 クオーターの早い段階で「学びの基礎固め」を徹底して行い、さらには正課・正課外活動を通した学生の成長の可視化や、教育の質保証に向けた取り組みは不可欠である。

※「広国教育スタンダード」とは ディプロマ・ポリシーに基づいた、周囲と連携しながら、社会で役立つ人になるための教育の仕組み

《実施計画》

- ①「学びの基礎固め」の強化
 - ・自律的学修習慣の仕組みづくり
 - ・学修教材・支援ツールの効果的な活用方法の検討
- ②「教学マネジメント指針」に基づいた教学マネジメント体制の構築
 - ・教育の質保証に向けた全学的な方針の策定、点検・評価、改革・改善活動を継続的に行うことを可能とする体制の構築
 - ・正課・正課外活動を通した学生の学修成果の可視化
 - ・入学から卒業まで一貫した学生の成長支援の体制・方法の構築

- ・このように本学園の経営理念に基づいた長期計画・中期計画が定められており、これに基づき本学の当該年度の目標及び予算が決定されている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

《組織倫理に関する規定》

- ・個人の尊厳、人権の尊重と組織倫理及び社会的責務の遂行を目的として、表 5-1-2 に示す各種規定を定め、委員会を中心にその目的を達成している。

表 5-1-2 組織倫理に関する規定一覧

規定	目的
人権侵害の防止に関する規定 広島国際大学人権侵害防止委員会規定	人権侵害の防止及び排除
個人情報の保護に関する規定 広島国際大学個人情報保護委員会規定	個人の権利、利益保護
USR推進委員会規定	社会的責任体制の構築
公益通報等に関する規定	法令違反行為の早期発見及び是正
広島国際大学人を対象とする医学系研究に関する倫理規定	医学系研究についての倫理的配慮を図る
広島国際大学研究倫理委員会規定	研究活動及び研究費取り扱いにかかる不正防止
広島国際大学利益相反マネジメント委員会規定	社会貢献活動の健全な推進を図る
広島国際大学心理臨床センター倫理規定	専門的業務が及ぼす社会的責任の自覚

- ・本学園は、公益通報等に関する規定に基づき、公益通報窓口を設置し、相談、通報を受ける体制を確立している。
- ・火災、地震、風水害及び施設設備の万一の不測の事態に備え、「防火・防災管理規定」を定め、自衛保安隊を組織していることを始めとして表 5-1-3 に示す各種規定を定め、危機管理体制を整備している。

表 5-1-3 危機管理に関する規定一覧

規定	目的
学校法人常翔学園危機管理規定	迅速かつ適切に対処するための危機管理体制の整備
保安業務規定	盜難、犯罪、その他の事故等の防犯管理体制の整備
防火・防災管理規定	本学の防火・防災・防犯体制の整備
広島国際大学動物実験に関する規定 広島国際大学動物実験委員会規定	安全かつ適正な動物実験の実施及び法と規定に対する適合性の審査
広島国際大学放射線管理委員会規定	放射線施設の管理運営、障害防止等の審議
広島国際大学保健医療学部放射線障害予防規程 広島国際大学保健医療学部放射線障害予防規程施行細則	放射線障害の発生防止、公共の安全確保
広島国際大学薬学部 RI 施設放射線管理運営委員会規定	薬学部 RI 施設の安全管理、審議
広島国際大学薬学部放射線障害予防規程	RI 汚染物の適切な処理、放射線障害発生防止、安全確保
広島国際大学遺伝子組換え実験等安全管理規定	実験の安全かつ適切な実施
広島国際大学廃液・廃棄物処理規定 広島国際大学無機系廃液取扱要領 広島国際大学有機系廃液取扱要領 広島国際大学写真廃液取扱要領 広島国際大学実験系廃棄物取扱要領 広島国際大学廃液等保管要領	廃棄物の適切な処理、本学及び周辺地域の生活環境保全、汚染防止
広島国際大学電気工作物保安規程	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安確保

- ・「学校法人常翔学園災害時行動マニュアル」を作成し学生・教職員へ常時携帯するよう周知している。さらに、教職員にはヘルメット及び非常持出袋を配付している。
- ・平成 22(2010)年度から、自衛保安隊に関する内規を制定し、各キャンパスにおいて自衛保安隊を編成している。
- ・平成 25(2013)年度から、新たに緊急地震速報システムの導入、教職員を対象とした一斉

連絡・安否確認システムの導入及び救急救命体制の構築を行い、災害時及び緊急時の体制を整備している。

- ・平成 25(2013)年 4 月から、学生を対象とした「Yahoo!安否確認サービス」を導入している。このシステムにより、災害発生時に、学生宛に安否確認のメールが送信され、各学生の安否を迅速に確認・集計することが可能である。また、携帯電話へ安否確認メールを転送することで即時に情報を確認することができる。年に 2 回程度安否確認テストを行い、令和 2 (2020)年 4 月 27 日のテストでは返信率が 52.0% (2,146 件/4,125 件) であった。
- ・「海外研修の実施にかかる危機管理体制」として、有事の際ににおける緊急連絡網を定めている。
- ・平成 25(2013)年度に海外へ留学する学生等の危機管理意識の向上を目的に作成した「海外安全ハンドブック」は、海外研修等を希望する学生に対して配付している。
- ・セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントには、本学に人権侵害防止委員会を設置し対応している。
- ・平成 23(2011)年 4 月に「教職員のためのハンドブック～学生の模範となる存在となるために～」を作成し、さらには、平成 26(2014)年 2 月にハラスメント防止にかかる研修会を開催する等、継続してハラスメント防止に努めている。
- ・学園ホームページ等を通じ、公益通報体制を構築している。

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・「J-Vision 22」について、学園構成員である教職員への浸透度を高めるための啓発活動を促進し、本学園の全教職員がその実現に向けて、実践できる体制へと強化を図っていく。
- ・「第Ⅲ期中期目標・計画」、「事業計画」の進捗確認・自己点検(毎年度途中)、並びに自己評価(毎年度末)を着実に実施することで、PDCA サイクルを展開し、「J-Vision 22」の実現をめざす。
- ・本学における危機管理体制は、その重要性から年々整備を進めている。引き続き、「学校法人常翔学園災害時行動マニュアル」等を教職員・学生に浸透させ、緊急時には迅速に行動できる危機管理体制を確立する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるように、「学校法人常翔学園寄附行為」に則って、理事会及び評議員会を設置している。
- ・本学園の理事会は、法人設置各大学長、評議員からの互選、法人関係者及び学識経験者からなる理事で構成されており、学長が理事会の一員として学園の意思決定に参画していることから、本学の使命・目的達成への戦略的意思決定ができる体制は整備され、機能している。このほか、理事会には常時、監事が出席している。
- ・理事会は「学校法人常翔学園寄附行為」に基づき、理事・評議員の選任、寄附行為や重要な規定の改廃、法人全体の予算・決算、財産の管理・運営、設置各学校の学部・学科改組等についての審議、決定を行っている。これに加えて、学園全体の財政改善や学園及び設置各学校の将来計画、各学校が直面している課題等について協議している。このほか、日常的な各学校の動向の報告とそれに関する意見交換も行っている。
- ・寄附行為には、理事長、監事、学長のそれぞれの職務が定められている。さらに理事は、理事長代理、常務理事、教学担当、設置学校連携、労務、財務等の職務分担制としており、使命・目的の達成に向けときめ細やかな機能性を有している。
- ・教学担当、設置学校連携、労務、財務等の職務分担制としており、使命・目的の達成に向けときめ細やかな機能性を有している。
- ・現在の理事会構成員には民間企業の役職歴任者も含まれており、学園運営に関する意思決定には企業経営の視点等、戦略的な意見が取り入れられる体制となっている。
- ・理事の選任は「学校法人常翔学園寄附行為」第 10 条に規定されており、定数 13~17 人に対し、現員 17 人である。
- ・理事の理事会への実出席率は過去 5 年間の平均が 96% で、寄附行為に基づきあらかじめ委任状(書面による意思表示)を提出した場合は出席とみなしており、それを含めると実質出席率は 100% となる。なお、欠席時の委任状は単に委任するだけではなく、議案ごとの意思表示ができる様式としている。

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・理事会構成員に民間企業の現役経営者を含める等、戦略的な意思決定が行なえる体制づくりを継続して進めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・本学園の経営・事業戦略をはじめとする重要事案については、理事会に先立って「事業策定会議」において協議・検討している。
- ・「事業策定会議」は表 5-3-1 に示すとおり、各設置学校長、常勤理事のほか、理事長が指名した者として、広報室長、財務部長、各設置学校事務局長及び事務長等で構成される。理事長が招集し、原則、月 1 回開催し、年間 12 回程度開催している。
- ・「事業策定会議」での協議事項は、理事会及び評議員会へ報告し、非常勤理事や評議員への情報共有も行っている。
- ・各設置学校や各部門における様々な事業や活動、各種調査結果等の連絡・報告事項をはじめ、私学行政や社会情勢に関する情報提供等、「事業策定会議」が取り扱う議題は多岐にわたっている。的確な情報把握、迅速な判断と意思決定ができるよう、幅広い情報を集約・共有し、業務の円滑化とともに管理運営部門と教学部門間の連携強化のための体制として機能している。

表 5-3-1 事業策定会議の構成(2021 年度)

理事長、常務理事、大阪工業大学 学長、摂南大学 学長、広島国際大学 学長、常翔学園中学校・高等学校 校長、常翔啓光学園中学校・高等学校 校長、常勤理事(3 人)、非常勤理事(1 人)、広報室長、財務部長、大阪工業大学事務局長、摂南大学事務局長、広島国際大学事務局長、常翔学園中高事務長、常翔啓光学園中高事務長、(幹事)総務課長

- ・法人設置各大学長は理事として、大学で検討された学部・学科改組、学則の改正等を理事会に上程するほか、日常的な大学の動向の報告を行う等、理事会と大学との情報交換を図っており、適切に連携がなされている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・「事業策定会議」は、理事長を議長とし、校長や常勤理事ら経営・教学・事務の責任者が集まる会議体として、本学園の様々な課題・問題・懸案等の重要事案について、幅広くかつ中長期的な観点・視点・角度・側面から検討・協議、判断・意思確認を行っており、学園全体の最適化のための的確かつ適正な組織体制となっている。
- ・監事の選任は、「学校法人常翔学園寄附行為」第 10 条及び第 15 条に規定されており、定数 2~4 人に対し、現員 4 人である。
- ・監事は「学校法人常翔学園寄附行為」第 22 条に基づき、法人の業務もしくは財産または

理事の業務執行の状況等を監査している。理事会にも出席して意見を述べており、学園の最高議決機関である理事会に対するチェック機能が働いている。また、内部監査室及び監査法人との連携による「三様監査」体制を敷き、問題点の共有と相互の監査情報を交換・把握することでガバナンスの機能性を高めている。

- ・監事の理事会、評議員会への実出席率は過去 5 年間の平均が 97% 以上であり、適正にその職務を遂行している。

表 5-3-2 監事の理事会への出席状況

	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回
平成 29 (2017) 年度	月日	5/25	7/25	9/26	10/25	11/28	12/19	1/30	2/27	3/22	—	—	—	—
	出席状況	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	3/4	—	—	—	—
平成 30 (2018) 年度	月日	4/24	5/24	6/19	7/13	7/24	10/23	11/27	12/18	1/18	2/26	3/26	—	—
	出席状況	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	2/4	4/4	4/4	—	—
平成 31・ 令和元 (2019) 年度	月日	4/23	5/30	6/25	7/23	8/27	9/24	10/23	11/19	12/17	1/9	1/28	2/25	3/23
	出席状況	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
令和 2 (2020) 年度	月日	5/7	5/28	6/16	7/10	7/20	8/3	9/24	11/24	12/22	1/26	2/25	3/22	—
	出席状況	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	—

表 5-3-3 監事の評議員会への出席状況

	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
平成 29 (2017) 年度	月日	5/25	7/25	10/25	12/19	2/27	3/22	—	—	—	—
	出席状況	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	3/4	—	—	—	—
平成 30 (2018) 年度	月日	5/24	6/19	6/28	7/13	10/23	11/27	12/18	1/18	2/26	3/26
	出席状況	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	2/4	4/4	4/4
平成 31・ 令和元 (2019) 年度	月日	5/30	7/23	10/23	12/17	2/25	3/23	—	—	—	—
	出席状況	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	—	—	—	—
令和 2 (2020) 年度	月日	5/28	6/16	6/25	7/10	8/3	12/22	2/25	3/22	—	—
	出席状況	4/4	4/4	3/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	—	—

- ・評議員会は、「学校法人常翔学園寄附行為」に基づき選任された、本法人の職員(17 人以内)、本法人の設置学校卒業者(13 人以上 15 人以内)及びこの法人に関係ある者または学識経験者(10 人以上 12 人以内)で構成されており、多様な意見を取り入れるという観点から、約半数を外部から選任している。
- ・本学園の理事の定数は学校法人常翔学園寄附行為第 10 条に 13 人以上 17 人以内と規定されている。評議員会は 44 人で構成されていることから、私立学校法第 41 条第 2 項に規定されているとおり、理事の定数の 2 倍以上の人数である。
- ・評議員の評議員会への実出席率は過去 5 年間の平均が 97% と適正であり、その職務を遂

行している。

- ・評議員会では、予算、借入金、基本財産処分等についての諮問を行うほか、学園の最高議決機関である理事会に対する重要事項のチェックだけでなく、法人と大学が相互にチェックし合える場ともなっている。

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・今後さらに法人内部統制の仕組みを強化し、連携・協働のための組織拡充等一層の機能向上を図っていく。
- ・監査体制は、監事、内部監査室及び監査法人による「三様監査」体制によりガバナンス機能の堅持がなされているが、これまでの各部門による監査結果の共有と問題点の認識だけでなく、監査計画及び手法等の連携協力を進めることで、一層の監査精度の向上が見込まれるため、意見交換時に監事監査計画等を三者がそれぞれ報告・提案する。
- ・本学園及び本学における管理運営体制は整備され、適切に機能している。しかし、より効果的に機能させるために、本学を取り巻く環境の変化を調査し、その変化に対応する形で、各種会議の実施頻度、構成員、審議事項及び会議そのものの方針等について見直しを進める。
- ・今後も管理部門と教学部門がさらに連携を強化できるように、また、さまざまな課題に迅速に対応できるように、引き続き、本学の実情と照らし合わせながら各種委員会や会議の構成員及び開催頻度について改善を進める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・本学園は学園創立 100 周年の令和 4(2022)年に向けた長期ビジョンを定め、これを達成すべく同年度までの期間を 3 期に分け、現在は第Ⅲ期中期計画(5 カ年：平成 30(2018)年度～令和 4 (2022)年度)を進めている。本学では、「財務収支バランスの適正化及び外部資金の獲得により、財政基盤を安定させる」を財務の基本方針として掲げており、第Ⅲ期中期計画は表 5-4-1 に示す 2 点を目標とした財務運営を行い、安定した財務基盤の確立をめざした。

表 5-4-1 第Ⅲ期中期目標・計画

No.	行動計画	めざす成果・達成状態	成果指標(令和 4(2022)年度)
1	財務上の将来予測に基づき、現行の課題抽出および対応策の実行等により、収支バランスを適正化させ、教育活動収支差額比率を向上させる	教育活動収支差額比率が向上し、安定推移した状態	教育活動収支差額比率2.0%以上
2	本学の特色を活かした補助金・共同研究費等の外部資金の獲得	外部資金の獲得により健全な研究活動の推進ならびに大学改革に取り組むことができる状態	①国等からの大学改革のための補助金 獲得件数毎年 1 件以上 ②社学連携による共同研究等の件数 13 件 ③社学連携による獲得金額 9,000 千円

- ・表 5-4-1 に示した「第Ⅲ期中期目標・計画」における令和 2(2020)年度の進捗状況は以下のとおりである。

- 1)No.1 については、令和 2(2020)年度の教育活動収支差額比率が 0.8%(65 百万円程度の黒字)となり、前年度の▲5.2%(▲382 百万円)から黒字転換を果たすとともに、令和 2(2020)年度の年度別指標(目安)である 0.3%を上回った。
- 2)No.2 については、社学連携による共同研究等契約件数において、実施教員が固定化しており、継続案件が多く、新規契約が少ないとから伸び悩んだ。新規に行政事業である政策課題共同研究事業へ採択(共同研究)されるなど、外部資金獲得額全体は、9,700 千円となった。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

《財務比率の比較》

- ・財務状況を把握するため、表 5-4-2、表 5-4-3 に示すとおり、令和 2(2020)年度の本学園の財務比率を令和元(2019)年度の全国平均(医歯系法人を除く)と比較した。

表 5-4-2 貸借対照表関係比率の推移(2016 年度～2020 年度)

(単位 : %)

比率(※5)	算式(×100)	2016	2017	2018	2019	2020 (全国平均)
固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	91.5	91.0	90.6	90.5	91.1 (86.7)
流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	8.5	9.0	9.4	9.5	8.9 (13.3)
内部留保構成比率	$\frac{\text{運用資産} - \text{総負債}}{\text{総資産}}$	22.3	21.8	22.1	21.9	21.3 (26.1)
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	190.7	192.8	193.1	168.2	187.5 (251.8)
積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	85.7	84.8	85.6	87.0	84.8 (78.5)
負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	16.4	17.0	17.4	18.3	18.8 (13.8)
基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	97.6	96.7	96.1	96.5	95.9 (97.2)

※注 1) 小数点第 2 位以下を四捨五入

※注 2) 運用資産・・・現金預金+有価証券+特定資産

※注 3) 要積立額・・・減価償却累計額+退職給与引当金+第 2 号基本金+第 3 号基本金

※注 4) 表中の「全国平均」は日本私立学校振興・共済事業団発行の「令和 2 年度版今日の私学財政－大学・短期大学編

－」を参照

※注 5) 財務比率の評価は、平成 28 年度より「今日の私学財政」において表記が削除されたため、記載しない

表 5-4-3 事業活動収支関係比率の推移(2016 年度～2020 年度)

(単位 : %)

比率(※3)	算式(×100)	2016	2017	2018	2019	2020 (全国平均)
事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	11.6	9.2	9.7	9.2	7.3 (4.7)
学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	75.7	76.4	76.0	76.3	76.9 (75.1)
補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{事業活動収入}}$	11.2	14.2	13.8	11.5	14.6 (12.2)
寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{事業活動収入}}$	0.8	0.6	0.9	1.3	1.2 (2.1)
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	51.8	53.6	52.9	52.3	51.5 (53.2)
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	30.3	33.7	33.2	33.6	38.6 (33.5)
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	7.7	7.3	7.5	8.5	6.0 (8.9)

※注 1) 小数点第 2 位以下を四捨五入

※注 2) 表中の「全国平均」は日本私立学校振興・共済事業団発行の「令和 2 年度版今日の私学財政－大学・短期大学編－」を参照

※注 3) 財務比率の評価は、平成 28 年度より「今日の私学財政」において表記が削除されたため、記載しない

- ・貸借対照表関係比率(表 5-4-2)では、全国平均を上回る判定が 1 件、下回る判定が 6 件であった。
- ・運用資産の保有状況を表す積立率では、全国平均を 6.3 ポイント上回る結果となり、施設設備の更新および退職金支払等に対応する運用資産を安定的に保有出来ている。「内部留保構成比率」についても同様である。
- ・流動資産の総資産に占める割合構成「流動資産構成比率」及び流動負債に対する流動資産の割合「流動比率」では、貸借対照表上の特定資産に充当している現金預金を合算すると、流動資産構成比率は 13.2% となり全国平均と近似値、流動比率は 278.11% で全国平均を上回るため資金繰り及び短期的な支払能力に特段問題はない。
- ・また「負債比率」についても運用資金を含めた計画的な資金借入を実行しており、問題のない範囲である。
- ・事業活動収支関係比率(表 5-4-3)では、全国平均を上回る判定が 5 件、下回る判定が 1 件あった。なお、全国平均を下回る寄付金比率については数値に大きな乖離は見られず、特段問題はない。
- ・概ね安定した財務基盤が確立され、教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれている。

《各種外部資金の獲得》

研究分野では、科学研究費、委託・共同研究費が主なものであり、外部資金導入状況の詳細は表 5-4-3 のとおりであるが、科研費助成事業においては、大型の研究種目(基盤研究 A クラス等)がなく、金額面で伸び悩んでいる。また、全体の教員数を考慮すると採択・受入件数はまだ伸びしろがあると言える。

- ・平成 28(2016)年度より、現行の学内特別研究助成制度を科学研究費助成事業の変更に沿って、見直しを行った。研究者的研究に対するモチベーション維持を前提に制度構造のシンプル化や交付額・研究期間等の見直しなど「より堅実に外部資金を獲得するため」の支援へと切り替えた。
- ・委託・共同研究費においては、平成 29(2017)年度は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)事業「橋渡し研究戦略的推進プログラム」岡山大学拠点に共同研究として採択があったが、広島県の大型事業が平成 28(2016)年度で終了したため、金額が伸び悩んだ。
- ・民間の財団等からの研究助成金については、例年 100 件を超える公募情報を教職員情報共有サイトに掲載しており、採択件数は表 5-4-3 のとおりとなっている。令和 3(2021)年度からは、財団助成等の検索サイトも活用し、業務効率と支援強化を図っている。なお、1 件当たりの助成額は数万円～数百万円と幅があるため、件数と助成額の関係は比例していない。

表 5-4-3 外部資金の導入状況

(単位：円)

区分	平成 29(2017) 年度		平成 30(2018) 年度		令和元(2019) 年度		令和 2(2020) 年度		令和 3(2021) 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費*	48	53,170,000	35	47,190,000	40	61,490,000	38	53,040,000	36	45,240,000
民間の財団等からの研究助成金	3	3,100,000	5	2,467,000	7	2,050,000	6	4,110,000	2	2,000,000
委託研究費	1	1,350,000	6	7,800,000	3	3,100,000	3	7,150,000	3	7,150,000
共同研究費	8	3,050,000	13	5,872,800	6	4,958,000	8	3,720,000	2	5,153,150
学術指導費	2	600,000	2	600,000	3	1,500,000	3	650,000	2	1,200,000
合計	62	61,270,000	61	63,929,800	59	73,098,000	58	68,670,000	45	60,743,150

*科学研究費助成事業については日本学術振興会科学研究助成事業交付決定一覧の年度交付決定額の合計
件数及び金額とする。なお、年度途中の転入・転出については含めない。

※民間の財団等からの研究助成金については共同研究および研究者管理(助成機関管理)は除く

※2021 年度については 6 月 30 日現在の情報。

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

《財務比率の比較》

- ・本学園の財務基盤及び収支は概ね安定しているものの、本学単独の財務基盤及び収支は依然、脆弱な状況である。本学独自の対応として、今後も引き続き、学部毎に課題対応策の検討を行い、これらの実行を着実に積み上げていくことで大学全体の収支改善につなげる。

《各種外部資金の獲得》

- ・本学ホームページ上に、研究情報に特化したサイトを構築し「研究者要覧」及び「研究者情報・研究シーズ紹介」などの研究シーズ等を積極的に発信する。
- ・研究シーズの知的財産化を推進し、「イノベーション・ジャパン」をはじめとした各種シーズ・ニーズマッチングの場にて講演・展示等を行い、共同研究先を開拓する。
- ・学内特別研究助成制度の見直しにより、外部資金獲得の件数・金額拡大に向けて支援し、外部資金増加の全体的な底上げのための仕組みを構築する。
- ・学園本部との連携及び外部コーディネート機関(特定非営利活動法人 ATAC ひろしま)の活用による有益な研究シーズの掘り起こし、及び特許出願等の申請支援強化を図り、外部資金獲得につなげる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・本学園の予算編成から執行、決算にかかる全ての会計処理は、学校法人会計基準に基づき適切に行っている。
- ・本学園の予算編成は「予算編成規定」に基づき理事長が行う。財務部長が予算編成責任者となり、理事会の策定した予算編成方針及び財政方針に基づき予算の編成及び執行にあたる。本学では、事務局長が申請責任者となり、学長の方針のもと長期的な展望を視野に入れた事業計画を立案し、予算申請を行っている。
- ・予算の執行は「予算執行規定」に基づき原則として事前に稟議決裁を得なければならない。執行の決裁は、2,000万円以下は学長、1,000万円以下は事務局長、100万円以下は取扱責任者に委任されている。予算の取扱部署は、予算の執行に対する妥当な評価、統制及び把握に努めている。予算執行に係る伝票は、本学園共通の「財務会計システム」により起票を行い、各決裁権限部署のチェックを経て学園本部財務部に連絡表送付、支払処理を行う。
- ・決算の事務は理事長が総括し、財務部長は、理事長の指揮の下に業務を担当する。決算

は、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録の書類について理事会が承認した後、評議員会へも報告(意見聴取)を行っている。

- ・会計処理及び補助金業務にかかる職員は外部研修会等に参加し、その知識・能力の向上に努めている。
- ・決算において、予算と著しくかい離のある事案はない。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・本学では、私立学校振興助成法に基づく外部監査(公認会計士)、私立学校法に基づく監事監査(監事室)、本学園規定に基づく内部監査(内部監査室)をそれぞれ実施するとともに、これらの連携を図るべく「三様監査意見交換会」を適宜実施し、監査計画及び監査結果等について意見交換及び情報共有の機会を持っている。

《外部監査》

- ・本学園は、平成23(2011)年度から有限責任あずさ監査法人に監査を委託している。令和2(2020)年度には900時間の年間計画に対し960時間の監査が実施され、監査結果は適正意見であった。

《監事監査》

- ・監事監査は、監事により行われており、期中会計監査においては、本学園会計業務の試査により監査、取引記録簿等の妥当性を検証している。期末会計監査においては、資産については実在性、負債については網羅性、基本金については合目的性を検証し、期末の財政状況、さらには予算管理を含めた資金収支・事業活動収支の妥当性を検証している。
- ・監事は理事会、評議員会、その他重要な会議に出席するとともに、理事等から業務執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等の閲覧及び財産の実地監査を行う等必要と思われる会計監査手続を実施している。また、法人本部及び設置各学校の業務について監査し、その結果を「監査報告書」としてまとめ、理事長に提出するとともに、理事会において監事から報告している。

《内部監査》

- ・内部監査は、学内監査の重要性を鑑み設置した「内部監査室」が行っており、組織運営、制度運用等にかかる監査をはじめ、予算の編成、執行、決算、資産管理等にかかる会計監査を行い、経理関係規定に基づく適正な会計業務遂行保持に向け、一層の内部監査体制の充実を図っている。

(3) 5-5 の改善・向上方策(将来計画)

- ・監査法人、監事及び内部監査室の連携強化を図り、監査の実効性や客觀性をさらに高めていく。

[基準5の自己評価]

- ・教育研究の目的を達成するため、収支のバランスを考慮しながら適切な財務運営を行い会計処理及び会計監査等を適正に実施している。
- ・教育・学生サービスへの予算傾斜配分を継続的に行っており、教育施設・設備の充実への投資を積極的に図っている。
- ・財務情報の公開においては、学校会計基準に従い、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書等を作成し本学園ホームページ上に掲載することで、広く一般にも公開しており、透明性を確保している。
- ・本学の社会的機関としての組織倫理は、行動規範として明確に定められており、組織倫理を確立するために、本学園の諸規定、委員会が整備され、監事室、内部監査室及び公益通報窓口を設ける等監視体制も適切に整備されている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・広島国際大学(以下「本大学」という)、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)は、大学の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを、広島国際大学学則及び広島国際大学大学院学則に定め、自己点検・評価は広島国際大学自己評価委員会(以下「自己評価委員会」という)を中心として行うこととしている。
- ・平成 10(1998)年度の開学直後から自己評価委員会を組織し、自己点検・評価活動へ取り組んでいる。自己評価委員会は、委員長である学長をはじめ、副学長、研究科長、学部長、教育学生支援機構長、事務局長、入試センター長、図書館長、情報センター長、研究支援・社会連携センター長、学科長及びその他必要に応じて学長が任命した者で構成され全学的に推進できる体制を整えている。なお、学長が委員長であるため、責任体制は明確である。
- ・学園及び大学の中長期目標が着実に達成できているかを定期的に点検・評価・改善する仕組みとして、平成 25(2013)年度に施策マネジメントシステムを導入した。平成 30(2018)年度からは施策マネジメントシステムに代わり、改革実行シートを導入した。改革実行シートには、各項目に責任者、実行責任者、実行メンバーを配置し、教職一体となって取組む体制を構築している。
- ・令和 3(2021)年度から、本大学における内部質保証体制の強化のため方針を定め、学内での周知徹底ならびに HP に情報を公開している。
- ・令和 3(2021)年度から、自己評価委員会の小委員会「自己評価運営委員会」の下部組織である「教学マネジメント部会」を中心に、アセスメント活動を行い、各実施・検討委員会において集約した結果は「教学マネジメント部会」において点検・評価を行う体制としている。
- ・教育の質保証を目的に、アセスメント活動と IR(IR : Institutional Research)の連携など一体的に取組むため、令和 3(2021)年度から、「教学マネジメント部会」を定期的に開催し、「アセスメントプランの策定」、「アセスメントに基づく、具体的な評価方法の明確化」、「評価結果の活用方法・体制の明確化」について検討を進めている。

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・自己評価委員会が中心となり、改革実行シートの結果をもとに定期的に自己点検・評価を継続実施し、その結果を次年度以降の改善へと繋げ、教育研究活動の改善と水準の向上を図っていく。
- ・教学マネジメント体制の構築に向けた取り組みとして、学生の学修成果の評価について、

本大学がその目的、達成すべき質的水準、評価の実施方法などについて定めた「アセスメントプラン」に基づいたアセスメント活動を、令和4(2022)年4月から開始する予定である。

- ・令和4(2022)年度から、新たな学修成果・教育成果可視化システムが稼働するため、準備を完了させる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

<目標・計画>

- ・平成20(2008)年度に、長期ビジョン実現のための具体的な実行プランとして、第Ⅰ期中期目標・計画(平成20(2008)年度～平成24(2012)年度)を策定した。これは、10の項目で構成され、項目ごとに目標・計画を定め、毎年度、各項目の目標達成度を点検・評価し、改善策を講じる仕組みとした。
- ・同様に第Ⅱ期中期目標・計画(5カ年：平成25(2013)年度～平成29(2017)年度)を策定した。
- ・さらに学校法人常翔学園(以下「本学園」という)創立100周年となる令和4(2022)年に向けた基本構想「J-Vision22」(平成26(2014)年度に「New J-Vision 22－常翔学園創立100周年に向けて」に改定後、平成28(2016)年度にNewの表記を削除)における長期ビジョンを達成するため、第Ⅲ期中期目標・計画(5カ年：平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)を策定し、項目毎の目標達成度合や数値目標を設定し、毎年度、各項目の目標達成度の点検・評価を行っている。
- ・平成27(2015)年度に大学機関別認証評価を受審して以降、大学の将来像実現に向けた大学マネジメントシステムの再構築として、大学改革の達成状況を確認し、着実に実行するための仕組みとして「改革実行シート」を導入し、自己点検・評価を連動させて、3年に一度「自己点検・評価報告書」を作成し、目標と現状を分析することで目標に対する達成度を点検・評価改善に結びつけている。

<点検・評価>[全学]

- ・平成20(2008)年度以降、自己評価委員会により、年度毎の中期目標・計画の自己点検・評価を行うことで、広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科(以下「本学」という)の運営に反映してきた。平成25(2013)年度までの結果については、本学園内に留め、公表は行っていない。
- ・平成20(2008)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審した際に、自己評価報告書に記載した改善・向上方策について、平成25(2013)年度末時点の対応状況を自己評価し、概ね改善できていることを平成26(2014)年3月にホームページ上に公

表した。

- ・平成 25(2013)年度に、第Ⅰ期中期目標の点検・評価の結果とともに、日本高等教育評価機構の評価基準項目(基準1～基準11)に従って平成 26(2014)年3月に「平成 25(2013)年度 自己点検・評価報告書〔平成 21年4月～平成 25年7月〕」を作成した。
- ・平成 26(2014)年度に、日本高等教育評価機構の評価基準項目(基準1～基準4)に基づき、平成 25(2013)年度の自己点検を行い、平成 26(2014)年12月に「平成 25(2013)年度 自己点検・評価報告書〔平成 25年4月～平成 26年3月〕」を作成した。
- ・両報告書は学内配付するとともに、本学ホームページに掲載することで学外へ公表した。
- ・続いて、平成 26(2014)年度の自己点検を行い、平成 27(2015)年3月に「平成 26(2014)年度 自己点検・評価報告書〔平成 26年4月～平成 27年3月〕」を作成した。本報告書は、冊子にせず、本学ホームページに掲載することで学内外へ公表した。
- ・平成 27(2015)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、平成 28(2016)年3月に、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。
- ・第Ⅱ期中期目標・計画(5カ年：平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度)について、最終年度の平成 29(2017)年度に総括して評価を行い、学内に公表した。
- ・本学では、教育情報を含めた全学的な情報を、ホームページに掲載し公表している。これらの公表データには数量的なデータが含まれているとともに、複数年度分を公表することで、透明性の高いものとなっている。自己点検・評価報告書の記載内容は同データが基礎情報となっており、エビデンスを明確に示しながら自己点検・評価を行っている。

<点検・評価>[学部・学科、研究科・専攻]

- ・平成 21(2009)年度に薬学部において、一般社団法人薬学教育評価機構の薬学教育(6年制)第三者評価・評価基準に基づいて自己評価(自己評価 21)を行った。
- ・平成 23(2011)年度に大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、評価基準を満たしていると認定された。
- ・平成 26(2014)年度に薬学研究科医療薬学専攻において、薬学系人材養成の在り方に関する検討会からの提言に基づき、大学院4年制博士課程における自己点検・評価を行った。
- ・平成 26(2014)年度に総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法学専攻において、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の審査を受審し、評価基準を満たしていると認定された。
- ・平成 28(2016)年度に大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、評価基準を満たしていると認定された。
- ・平成 29(2017)年度に総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻及び言語聴覚療法学専攻において、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の審査を受審し、適正な養成施設として認定された。
- ・令和元(2019)年度に薬学部薬学科は一般社団法人・薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に適合されていると認定された。認定期間は令和 2(2020)年4月から令和 10(2028)年3月までとなっており、6年制薬学教育をさらに充実するべく、検証・

改善を繰り返している。

- ・令和元(2019)年度に総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法学専攻が一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の審査を受審し、適正な養成施設として認定された。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・IR を組織的に推進できるよう、広島国際大学 IR センター規定を定め、平成 27(2015)年 4 月に事務組織として IR センターを設置した。
- ・運営は IR センター長と IR センター委員と事務部署である学長室で行っている。運営に際し、年度当初に年間活動方針及び各委員の業務分担を決め、業務を遂行している。活動方針に該当しない業務が発生した場合、関連部署と調査・データ収集項目を再考し業務を進めている。
- ・IR センターではこれまで現状分析等に必要なデータの整理・収集、国家試験や休退学にかかる分析を行い、分析した情報を関係学部や事務部署にフィードバックすることで教育・研究、大学経営等に活用している。
- ・令和 2(2020)年度より大学のブランディング指標を「学生満足度」と定め、学生アンケート調査により定期的に満足度を調査し分析する仕組みを構築している。

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・今後も自己評価委員会が中心となり、定期的に自己点検・評価を継続実施し、社会へ公表していく。
- ・大学ブランドを点検・評価するため、学生満足度にかかる学生アンケート調査を全学部生対象に実施し、卒業生やステークホルダーを対象としたアンケートも加え、大学の各種取組との関連性を分析することで改善に結び付けていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・平成 20(2008)年度に、長期ビジョン実現のための具体的な実行プランとして、第Ⅰ期中期目標・計画(平成 20(2008)年度～平成 24(2012)年度)を策定した。これは、10 の項目で構成され、項目ごとに目標・計画を定め、毎年度、各項目の目標達成度を点検・評価し、改善策を講じた。
- ・同様に第Ⅱ期中期目標・計画(5 カ年: 平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度)を策定し、

最終年度の平成 29(2017)年度の評価結果を受けて、第Ⅲ期中期目標・計画(5 カ年：平成 30(2018)年度～令和 4(2022)年度)を作成した。

- ・さらに、常翔学園創立 100 周年に向けた長期ビジョンを達成するため、第Ⅲ期中期目標・計画(5 カ年：平成 30(2018)年度～令和 4 (2022)年度)を策定し、項目毎の目標達成度合や数値目標を設定した。毎年度、各項目の目標達成度の点検・評価を行っている。
- ・平成 20(2008)年度の自己点検評価書に記載した改善・向上方策(将来計画)及び日本高等教育評価機構の評価結果に記載された意見について、自己評価委員会のもと自己点検・評価を行い、改善状況について「平成 25(2013)年度 自己点検・評価報告書〔平成 21 年 4 月～平成 25 年 7 月〕」を作成した。続いて、「平成 25(2013)年度 自己点検・評価報告書〔平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月〕」、「平成 26(2014)年度 自己点検・評価報告書〔平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月〕」を作成し、問題点の抽出、改善を行った。
- ・その後も自己評価委員会において、日本高等教育評価機構の評価基準項目に従った自己点検・評価を行うとともに、施策マネジメントシートを用いて各学部・事務部署から年度目標・計画に対する達成状況の報告を受け、計画の効率性・有効性等を数値等の客観的な指標に基づき、体系的に評価し、改善する体制を整えた。
- ・平成 30(2018)年度からは施策マネジメントシステムに代わり、改革実行シートを導入し、大学改革にかかる 5 カ年の長期目標(2022 年度を到達年度)を全体計画として、単年度ごとに実行計画を点検・評価・改善していく仕組みを再構築した。
- ・改革実行シートは月次で管理を行い、各改革項目の進捗状況を定期的に把握できるようしている。また、全教職員に進捗状況を公開していくことで、全教職員が大学改革への共有認識を持ち、一丸となって大学改革を推し進められるよう体制を構築している。
- ・本学の教育研究上の目的をディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つのポリシー」に反映させ、教育活動を展開していくとともに、自己評価委員会を中心とした自己点検・評価活動と改革実行シート等に基づく大学改革の実行を結びつけ、改善・向上に繋げている。
- ・平成 30(2018)年度に、「三つのポリシー」に基づき、教育が実施されているかをアセスメントする「アセスメントプラン(旧アセスメントポリシー)」を設定した。
- ・教学マネジメント体制の構築に向けた取り組みとして、学生の学修成果の評価について、本大学がその目的、達成すべき質的水準、評価の実施方法などについて定めた「アセスメントプラン」を令和 4 (2022)年 4 月から運用するよう「教学マネジメント部会」において、検討を進めている。
- ・自己評価委員会の委員長は学長であり、委員会での自己点検・評価の結果は隨時大学改革に反映され、ミッション・ビジョンの実現につなげている。
- ・平成 30(2018)年度には、個々の教員の資質向上に向けて、新たな教員活動評価制度を設け、教員の「個人活動評価」を「基本行動」「教育」「研究」「社会貢献」「その他」の 5 領域で、「組織評価」を第Ⅲ期中期目標の「学生・生徒募集」「教育・研究」「学生・生徒支援」「進路・就職」「人事」「財務」「学校間連携」「プランディング」「社会貢献」「グローバル化」「ユニバーサルキャンパス」の 11 領域で総合的に評価し、改善に繋げている。
- ・令和 3(2021)年度からは、「個人活動評価」を「基本行動」「教育」「研究」「社会貢献」

「大学運営」の5領域、「組織評価」を「学生募集」「進路・就職」「学校間連携」「グローバル化」「その他」の5領域に再編し、さらに「学生評価」として授業アンケートの結果も加えた。

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・平成30(2018)年度から導入した改革実行シートが有効に機能できるように評価システムを適宜見直し、改善活動を行うことができるよう精度を高める。
- ・「アセスメントプラン」の運用を行うにあたり、「三つのポリシー」の評価項目を明確にした上で定期的な見直しや修正を行い、更なる改善、向上に繋げていく。

[基準6の自己評価]

- ・自己評価委員会を中心に、エビデンスに基づく透明性の高い自己点検・評価を行っている。
- ・改革実行シートの導入により「大学全体」として立てられた目標・計画を着実に実行できる体制としている。また、自己評価委員会の点検・評価の結果を踏まえ、定期的に本シートの内容も見直しを行っていくことでPDCAサイクルが継続実施される体制としている。
- ・教員活動評価制度により、個々の教員レベルでの改善も図れる体制としている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

『A-1 の視点』

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-② 教育研究上における、企業や他大学との適切な関係構築

A-1-③ 大学と地域社会との協力関係の構築

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- ・広島国際大学(以下「本大学」という)の目的は「広島国際大学は、ひとと共に歩み、ここに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。」であり、この目的を達成するために、教育・研究に加え、地域社会貢献として、以下に示す大学施設の開放及び公開講座等を行っている。

1)大学施設の開放

- ・図書館を近隣住民に開放しており、貸出・閲覧・複写等のサービスの利用を可能としている。
- ・令和 3(2021)年度はコロナ禍の影響により、一般利用者の利用を停止している。
- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び助産学専攻科(以下「本学」という)の教室や体育施設についても、教育・研究に支障のない限り、学会、国家試験、公務員試験、外国語の検定試験等の実施や地域行事等を中心に貸し出しを行っている。
- ・地元の小・中学校をはじめ、地域の方々の施設見学や模擬授業等の依頼には積極的に対応している。令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「広島国際大学行動指針」に基づき、対応をしている。
- ・地元の社会人野球チームや少年野球チームに野球場を貸与している。

2)広国市民大学公開講座・生涯学習講座等の開催

- ・平成 30(2018)年度に広島国際大学開学 20 周年の記念事業として、学生や教職員だけではなく、地域や社会の全ての人にとって「ともにしあわせになる学び舎」になることをめざし、誰もが一緒に学びあったり、教えあったり、集ったりしながら、健康で楽しい毎日を過ごすための活動の場として「広国市民大学」を開学し、公開講座等を開講している。
- ・東広島市主催「生涯学習まちづくり出前講座」、「生涯学習フェスティバル」、「ぐるマルフェスタ・あいサポートフォーラム」に参加し、各種講座を実施することで健康増進の推進に取り組んでいる。

3)地域ボランティア等

- ・平成 25(2013)年度から、ボランティアセンターを設置し、学内外のボランティア情報を一元化し、学生の地域ボランティア活動を支援している。
- ・心理臨床センターでは、様々な心の問題を持つ一般市民の相談に応じ、カウンセリング活動を行っている。

4)中高大連携(キャリア教育支援等)の実施

- ・平成 21(2009)年度から、高大連携協定を締結している呉市立呉高等学校の 2 年次生を対象に、大学体験学習「Let's Try Campus Life」を令和元(2019)年度まで開催した。さらに平成 24(2012)年度から、広島県瀬戸内高等学校、広島国際学院高等学校において、総合的な学習の時間を利用し、医療・福祉系のキャリア教育支援として、医療分野のキャリア教育の授業を実施している。
- ・平成 28(2016)年度から、高大連携担当のスタッフを配置し独自の連携教育プログラムを作成することなどにより連携授業の実施校は毎年増加している。
- ・中高大連携として、学校法人常翔学園(以下「本学園」という)の姉妹校である常翔学園中学校・高等学校、常翔啓光学園高等学校の正課授業「総合的な学習の時間」において、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学及び本学が教育プログラムを組んでいる。
- ・常翔学園中学校に対して、生徒の知的好奇心を養い幅広い教養を身に付けることを目的として「常翔キャリアアップチャレンジ」を実施しており、常翔学園高等学校では、大学進学に向けての目的意識や進学意欲の向上を図ることを目的として、「夢発見ゼミ」を実施している。
- ・常翔啓光学園中学校に対して、大学の学問を幅広く学修・体験することで、実社会や日常生活とのかかわりを理解し、学修への意欲を高める「K 1 クエスト」を実施している。
- ・常翔啓光学園高等学校に対して、自らが課題を見つけ、自らが学び、主体的に判断する力を育成する「みらいマップ」を実施している。

5)しあわせ健康センター

- ・平成 30(2018)年度に健康にかかわる多様な分野の専門家が無償で健康相談や健康指導などのサービスを提供し、地域の健康寿命延伸に寄与する目的でしあわせ健康センターを開設した。
- ・定期活動としては、4 月よりアスリートの障害後、復帰にいたるまでの支援(4 選手)(1 回 / week)やコンディショニング、パフォーマンス向上に至る支援を行っている。

A-1-②教育研究上における、企業や他大学との適切な関係構築

- ・本学は以下に示す企業及び他大学とのネットワークを強化している。

1)企業との連携

- ・本学の教員について、専門分野と研究テーマ等を網羅し、産学官の連携を密にするために、「研究者要覧」をホームページ上に掲載している。
- ・平成 23(2011)年度からは、日本最大の産学官連携イベントのひとつである「イノベーション・ジャパン」に毎年申請している。令和 2(2020)年度は、1 件申請し 1 件採択、令和 3(2021)年度は 3 件申請し 2 件採択されており、産学官連携の推進を図っている。なお、令和 2(2020)年度以降コロナ禍の影響により Web 開催となっている。

- ・令和元(2019)年度に SDGs への貢献を視野に入れた健康づくりの推進を通して教育・研究その他の研究事業の進展と従事者等の健康増進、健康寿命の延伸を図ることを目的に広島銀行と連携協定を締結している。令和 3(2021)年度は、心身の健康保持・増進、健康づくりに関する講演会(オンライン)の開催を計画している。

2)他大学との連携

- ・広島県内を中心とした中国地方の大学等が加入している「教育ネットワーク中国」に加入し、大学間連携を進めている。また、教育ネットワーク中国の主催する「単位互換制度」に、平成 23(2011)年度に加入し、「単位互換制度に関する包括協定書」及び「単位互換制度に関する包括協定書についての覚書」を締結している。

3)呉地域オープンカレッジネットワーク会議

- ・平成 12(2000)年度より、本学をはじめ県内 8 つの高等教育機関と呉市、安芸郡坂町で構成される「呉地域オープンカレッジネットワーク会議」に参加し、公開講座や研究活動をとおして他大学等との連携を図っている。
- ・「地域活性化研究」、「学生の夢実現プロジェクト」(助成金対象事業)

令和 3(2021)年度：各 1 件申請

- ・本学の姉妹校である大阪工業大学と摂南大学、平成 23(2011)年度から「常翔学園 3 大学体育会課外活動団体交流戦」を、平成 25(2013)年度から「常翔学園 3 大学文化会課外活動団体交流会」を行い、学園設置大学間の連携強化及び学生間の交流推進、並びに各学生支援部門の連携強化を図っている。
- ・平成 30(2018)年度より全国ダイバーシティネットワーク組織(中国・四国ブロック)に参画し、研究支援・社会連携センターの女性研究者活躍促進担当教員が中心となり事業を推進している。令和 2(2020)年度には、広島大学のダイバーシティ担当副学長を講師に迎え、「ダイバーシティ & インクルージョンを志向した職場環境の改善」に関する講演会をオンデマンド方式で開催している。

A-1-③大学と地域社会との協力関係の構築

- ・本学は主として本学が立地する広島県、東広島市及び呉市などと社会協力関係を構築し、以下に示す地域における様々な活動を通じて良好な関係を構築している。

1)地方自治体や産業界等との連携協定

本学の教育・研究成果を高め、地域社会に還元することを目的に協定を締結している。

2)学生が地域で活躍し、地域貢献に繋がることを期待する「広島国際大学チャレンジプロジェクト」の実施

3)東広島市西条町の「西条酒まつり」、呉市安浦町野路西地区の「秋の収穫祭」、呉市広の「広土曜夏祭り」等への学生のボランティア参加

4)「東広島市生涯学習システム」への参加及び「東広島市学園都市づくり交流会議」への加入による東広島市生涯大学システムの構築

5)東広島市消防局の「学生消防団員」及び呉市消防団への学生の入団

6)東広島キャンパス及び呉キャンパスと地元自治会との情報・意見交換会の実施による協力関係構築

7)呉キャンパス 1 号館前に地域との交流掲示板を設置し、地域と大学の交流を活性化

8)ヘルスサポートくれ

呉市民の健康づくりに呉市と一緒に取組む「ヘルスサポートくれ」推進団体に令和3(2021)年度登録し、がん健診啓発に向けた取り組みを中心に事業を推進する計画である。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・広国市民大学の持続可能な実施体制の構築に向けて、令和元(2019)年度は、学生 WG を立ち上げ、学生による運営や参画方法等について議論した。学生が直接運営に携わる体制の構築には至っていないが、課題・問題点等の洗い出しができたことから令和元(2019)年度以降、それぞれの課題等に対する具体的な対応策等について検討を行うこととしている。
- ・令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響から学生 WG の募集はできなかつたが、令和 3(2021)年度は学生による運営参画に向けての移行期間と定め、令和 4(2022)年度から広国市民大学を健康科学部(医療経営学科)の教員・学生がコース選定や学生募集から講義実施まで、主体(事務局)となり運営するための打合せを学部・学科教員を行い、今後もスムーズな移行に向け準備を進める。
- ・地域のフレイル対策の拠点として令和 3(2021)年度から「しあわせ健康センター」の活動を東広島市と協議し推進していくが、管理者やプログラム推進教員のエフォートなど解決する課題も多く、今後、随時協議しながら、より実効性のある取組みに向け、準備を進める。
- ・令和 3(2021)年度は、「東広島市との健康なまちづくりに関する協定」によるフレイル予防の推進並びに同市「SDGs 未来都市東広島推進パートナー制度」への参画による取組を推進すべく、研究者要覧のリニューアル(研究者のフレイル予防への取組及び SDGs への関わり等の閲覧)を計画している。

A-2 教育研究成果の学内外への広報

《A-2 の視点》

教育研究成果における学内外への広報体制

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2 教育研究成果における学内外への広報体制

- ・本学の広報活動を進めるにあたり、「広島国際大学広報推進委員会」を設置し、広報戦略の立案を行っている。
- ・本学ホームページの掲載情報の公正性及び適切性の確認については、入試センターにおいて実施している。また、掲載情報は各部署が随時ホームページ管理会社に更新を依頼し、最新の情報を正確かつ迅速に公表するよう努めている。
- ・令和 2(2020)年度からは、広報業務の指揮を入試センターが執りつつ、入試広報は入試センターで直接担当し、大学広報は広報室と役割分担し協働により、広報活動を行っている。
- ・研究支援・社会連携センターが研究成果展開コーディネート業務を委託しているコーディネーター機関により、大学の研究シーズの発掘及び企業ニーズ調査等を行い、データベースの構築を行っている。
- ・各種シーズ・ニーズマッチング催事への参加展示等をはじめ、本学教員の専門分野や研究テーマ、研究成果を本学ホームページ上に「研究シーズ紹介」という形で発信している。

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・研究者の得意とする研究分野を可視化することで、学内における連携強化を図るべく、研究者要覧のリニューアルを進める。

[基準 A の自己評価]

- ・大学施設の開放や公開講座等の開催により、本学が持つ物的・人的資源は地域社会へ提供されている。
- ・企業及び他大学、自治体等と連携協定を締結し、相互に協力関係を構築していることにより、地域社会との連携事業を進めている。
- ・大学が運営する広国市民大学は、学生や教職員だけでなく、地域や社会の全ての人にとって「ともにしあわせになる学び舎」となることを目的に、健康で楽しい毎日を過ごせるよう、地域・社会のニーズに合わせてコース改定をするなど、大学が有する知的財産を地域社会へ還元する仕組みができている。
- ・しあわせ健康センターを健康・医療・福祉分野の総合大学として、地域の健康を支える拠点として整備できたことは非常に有益で、健康寿命の延伸に寄与している。

V. 特記事項

1. 本学独自の「スタンダード科目」を設置 【教育の特色】

- ・本学では、5つのDPに基づいた、より良い健康・医療・福祉従事者の養成をめざして、コミュニケーション能力や学生が自ら問題を発見し、協働して問題解決する能力を育む「スタンダード科目」を平成28(2016)年度に導入した。令和2(2020)年度からは全学的に必修科目として再編成した。
- ・この「スタンダード科目」の中で、最も特色あるものとして、学部・学科を超えたクラス編成で全学的に実施している「専門職連携教育(IPE:InterProfessional Education、以下「IPE」という)」が挙げられる。IPEについては、学生全員が専門職連携(IPW:InterProfessional Work以下、「IPW」という)に関する知識・技術を修得するため、平成24(2012)年度から試行し、平成25(2013)年度より全学で本格的に実施しているものであり、1学年1,000人規模で行っている大学は日本では殆どない。
- ・IPEは初年次に行う基礎演習及び、2年次以降に行う総合演習から成り、IPWの基礎となるコミュニケーション能力の修得と共に、学生自らがめざす職業の理解や他職種の理解を深める。また、各職種の専門性を前提としながら、お互いを尊重しつつ相互に連携し、利用者の立場に立って問題に対処する大切さを学ぶ。
- ・この他に「スタンダード科目」では、「地域創生論」と「防災・危機管理学」を開講し、令和2(2020)年度からは全学的な必修科目「地域創生と危機管理」として統合した。
- ・この科目では、受講者全員が一次救命措置の資格を修得する。また、学んだ知識、技能・能力を元にして、地域社会において必要とされている課題の発見と、解決する力を育むと共に、災害発生のメカニズムの理解や、「マイタイムライン」作成など実践的な内容の授業を通じ、防災・減災への備えについて理解を深め、地域貢献に役立てる内容となっている。

2. 地域の健康寿命の延伸に資する本学の取り組み【研究・地域貢献の特色】

- ・本学では、健康・医療・福祉分野の総合大学として、その専門性を活かして地域の健康寿命の延伸に取り組んでいる。
- ・平成31(2019)年1月に地域住民の健康寿命を延伸するための機能として「しあわせ健康センター」を東広島キャンパス2号館に設置した。
- ・令和2(2020)年度より「Active Wellness Center」内に移転し、より充実した施設において活動しているが、コロナ禍により、現状では電話相談を中心に業務を進めている。加えて、令和2(2020)年6月には、本学を中心に地域の健康づくりや介護予防等を担う多様な団体と連携し、「東広島市健幸ステーション連絡協議会」を立上げ、フレイル対策に向けた方針や企画立案の検討を行うほか、健康で幸せに暮らせるまちづくりに向けた情報交換を行っている。
- ・令和3(2021)年4月から、呉キャンパス3号館3階スポーツラボ内に新たな活動場所を設けた。
- ・これらの健康寿命延伸の研究及び地域貢献を果たすことにより、本学の健康・医療・福祉分野のブランド確立を目指す。